豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事
（緑小学校）

図 面 リ ス ト

〔 意 匠 図 〕						〔 電 気 設 備 図 〕			〔 機 械 設 備 図 〕		
図面番号	図面名称	縮　尺	図面番号	図面名称	縮　尺	図面番号	図面名称	縮　尺	図面番号	図面名称	縮　尺
共通－０１	特記仕様書１		緑A－０１	欠番	－	緑E－０１	欠番	－	緑M－０１	欠番	－
共通－０２	特記仕様書２		緑A－０２	欠番	－	緑E－０２	欠番	－	緑M－０２	欠番	－
共通－０３	特記仕様書３		緑A－０３	欠番	－	緑E－０３	（改修前・改修後）　受変電設備単線結線図	－	緑M－０３	案内図・配置図兼仮設計画図	1／600
共通－０４	特記仕様書４		緑A－０４	欠番	－	緑E－０４	分電盤結線図・幹線設備	1／600	緑M－０４	空調設備　機器表　矩計図　共通図	1／30
共通－０５	特記仕様書５		緑A－０５	欠番	－	緑E－０５	改修後１階平面図　空調機電源設備	1／100	緑M－０５	空調設備　１階平面図	1／100
共通－０６	特記仕様書６　電気設備工事		緑A－０６	欠番	－	緑E－０６	改修後　キャットウォーク平面図・下屋伏図 電灯設備	1／100	緑M－０６	空調設備　２階平面図	1／100
共通－０７	特記仕様書７　機械設備工事		緑A－０７	欠番	－	緑E－０７	改修前　キャットウォーク平面図・下屋伏図 電灯設備	1／100	緑M－０７	空調設備　展開図	1／100
共通－０８	特記仕様書８　機械設備工事		緑A－０８	案内図、配置図兼仮設計画図（参考）	1/600				緑M－０８	空調設備　立面図	1／100
共通－０９	特記仕様書９　機械設備工事		緑A－０９	仕上表	—				緑M－０９	制御設備　１階平面図	1／100
			緑A－１０	改修前　１階平面図	1/100				緑M－１０	制御設備　２階平面図	1／100
			緑A－１１	改修前　キャットウォーク平面図・下屋伏図	1/100				緑M－１１	改修前・改修後　衛生設備　１階平面図	1／100、50
			緑A－１２	（参考）屋根伏図	1/100						
			緑A－１３	改修後　１階平面図	1/100						
			緑A－１４	改修後　キャットウォーク平面図・下屋伏図	1/100						
			緑A－１５	改修前　立面図	1/100						
			緑A－１６	改修後　立面図	1/100						
			緑A－１７	改修前・後　矩計図、部分詳細図	1/30						
			緑A－１８	改修前・後　展開図	1/100						
			緑A－１９	建具表	1/100、200						
			緑A－２０	改修前　スロープ詳細図	1/50						
			緑A－２１	改修後　スロープ詳細図	1/50						

（図面サイズ：Ａ１版、Ａ３版は５０％縮小）

春日部市　学校教育部　教育施設課

工事名	豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

１．工事場所　春日部市緑町五丁目４番１号

２．敷地面積　３０，５０９㎡

３．工事種目（建物概要）　体育館　Ｓ造１Ｆ（ｷｬｷｬｯﾄﾜｫｰｸ）　アリーナ　８２１㎡　延べ面積　９３６㎡

４．工事内容　・体育館アリーナに空調機を設置する。　・体育館アリーナに換気扇を設置する。
エリア空調機(ペア)　5台　有圧扇　2台

・空調機設置に伴う建築工事、電気設備工事。
・換気設備設置に伴う電気設備工事。
・既存キュービクル式受変電設備を改修する。（基礎共）
・既存照明を撤去し、LED灯を新設する。
・体育館玄関にスロープを新設する。
・既存ガラス面に飛散防止フィルム(遮熱、UVｶｯﾄ性能付き)を貼る。

５．工期

契約工期	契約書による
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	担当者と協議による
現場代理人の現場への常駐を要しない期間	担当者と協議による
現場施工期間	担当者と協議による
	担当者と協議による

６．工事範囲
※「３．工事種目」すべてを工事範囲とする。
また、本工事の目的を達成するために通常必要とされる業務、工事は本契約に含まれる。

Ⅱ　建築改修工事仕様

（１）質問回答書、本特記仕様書（改修）及び図面に記載されていない事項は、以下による。
「春日部市建築工事特別共通仕様書」
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」　（以下、「改修標準仕様書」という。）
「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」　（以下、「標準仕様書」という。）
「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」

なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

（２）改修標準仕様書及び標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督員と協議すること。
（３）本特記仕様書の表記
１）項目は、番号に⊙印の付いたものを適用する。
２）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。 ⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。　⊙ 印と ※の場合は、⊙のみを適用する。
３）特記事項に記載の｛　．　．｝内の表示番号は、「春日部市建築工事特別共通仕様書」の当該項目、当該図表を示す。
４）特記事項に記載の［　．　．］内の表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
５）特記事項に記載の（　．　．）内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
６）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また、（　　）内は製品名を示す。
７）本工事において、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定）」及び、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針（最新版）」による特定調達品目のうち、「判断基準」を満たす環境物品等（以下「特定調達物品等」という）を選択するよう努めるものとする。
なお、Ｇ 印は設計図書で定めのある品目を示す。
８）注は改修標準仕様書及び標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項1	① 適用基準等	※埼玉県建築工事実務要覧に記載の要領等 ※建築工事監理指針（国土交通省監修）（参考図書） ※建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　最新版） なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。
	② 情報共有システム	「春日部市営繕工事情報共有システム実施要領」に基づく、情報共有システム（以下「システム」という。）利用対象工事である。ただし、システム利用を希望する受注者希望型の場合は、監督員と協議の上で取り組むことができる。 なお、システムで取り扱う工事関係書類は「情報共有システム対象書類一覧」のとおりとする。 ⊙発注者指定型　（⊙電子媒体納品　・遠隔臨場 ・受注者希望型　・紙媒体納品　・発注者用通信機器）
	③ 条件明示事項	保険の種類　[1.1.3] ※法定外の労災保険（工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの） ※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの） ※請負業者賠償責任保険等 保険の期間　※工事完成期日後１４日を含む期間　・
	④ 工事実績情報の登録	※行う（請負代金額500万円以上、10日以内に登録）　・行わない　[1.1.4][1.1.8]
	⑤ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ⊙風圧力　風速（Vo= 34 m/s）　地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ） ・積雪荷重　H12.5.31告示第1455号に従う。　別表（　30cm　） ・大地震時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角 ・1/200　・1/150　・1/120　・　・図示（　　） 確認箇所（　　）
	⑥ 別契約の関連工事（施設管理の別契約）	※工事中に施設管理委託者が工事エリア内の立ち入りが必要な場合、本工事工程と日程の調整する。　[1.1.7]
	⑦ 施工に注意を要する区域等	本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。　[1.1.12、13] ⊙周知の埋蔵文化財包蔵地　・史跡名勝天然記念物 ・　・
	⑧ 工事の記録	春日部市建築工事写真作成要領に基づき作成し、監督員に提出する。[1.2.4][1.6.6]
	⑨ 電気保安技術者	適用する　[1.3.3][1.3.1]
	⑩ 施工条件	施工時間　[1.3.5] ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外とする。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ・以下の期間を除いた現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上であること。 年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間 指定期間（　　） 施工時間以外の施工条件 ・図示による ・
	⑪ 施工中の安全確保	本工事の受注者が同施設の別途工事を含めた統括安全衛生責任者とする。　[1.3.7]
	⑫ 環境保全等	建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。[1.3.11]
	⑬ 発生材の処理等	引渡しを要するもの　[1.3.12][1.1.12] ※無し（全て構外搬出適正処理）　・有り（※図示　・　　） 注 a）発生材のうち特記により、引き渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に報告する。 b）産業廃棄物処理許可書及び最終処理受入票の写しを提出する。 c）引き渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等により適切に処理し監督員に報告する。
	⑭ 県産品の使用	受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は[1.4.2]埼玉県内に本店を有する者の中から選定するように努めるとともに、調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努める。
	⑮ 環境への配慮	建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。[1.4.1][1.4.3] ①　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②　接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③　接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-ｎ-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④　①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	⑯ 材料の品質等	※本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。[1.4.2] ※材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること ③ 安定的な供給が可能であること ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること ※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」(林野庁 H18.2.15)に準拠した証明書を監督員に提出する。
	⑰ 石綿含有建材の調査	調査　[1.5.1] ※石綿含有建材の事前調査・報告 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材調査結果報告書を参考に石綿含有建材の事前調査を行う。 調査結果をまとめ、解体等に係る事前調査説明書を受注者へ報告するとともに、石綿事前調査結果報告システムにその内容を登録する。 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 工事対象の建材が貸借する石綿含有建材調査結果報告書から有無を判断できない、もしくは石綿みなしと設計図書より読み取れない場合は協議とする。
	⑱ 施工計画書	※施工に先立ち、次の施工計画書を提出し監督員の承諾を受ける。 ※総合施工計画書（工程・品質・安全・環境配慮・仮設計画等を含む） ⊙分別解体等の計画書 ⊙産業廃棄物処理計画書（収集運搬許可・産業廃棄物許可及び委託契約書を含む） ⊙防水改修工事施工計画書（下地処理を含む）(シール材) ・外壁改修工事施工計画書（　〃　） ⊙建具改修工事施工計画書（　〃　） ・ガラス改修工事施工計画書 ⊙内装改修工事施工計画書（　〃　） ⊙塗装改修工事施工計画書（　〃　） ・耐震改修工事施工計画書（　〃　） ⊙電気、機械設備改修工事施工計画書（電気・機械設備がある場合のみ） ⊙鉄筋、型枠、コンクリート工事施工計画書 ※その他監督員が必要と認めるもの 工事内容から各種施工計画書を統合した方が合理的な場合は統合して作成してよい。
	⑲ 技能士	[1.6.2][1.3.3] 工事種別 ／ 適用技能士 仮設工事 ・とび作業 防水改修工事 ・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・FRP防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・左官作業 ・内外装板金作業 外壁改修工事 ・左官作業 ・タイル張り作業 ・建築塗装作業 ・樹脂接着剤注入工事作業 建具改修工事 ・ビル用サッシ工施工作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業 ⊙建築フィルム作業 内装改修工事 ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・タイル張り作業 ・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業 ・保温保冷工事作業 ・壁装作業 塗装改修工事 ・木工塗装作業 ⊙建築塗装作業 耐震改修工事 ・鉄筋組立て作業 ・型枠工事作業 ・とび作業 ・構造物鉄工作業 その他 ・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業
	⑳ 化学物質の濃度測定	(1.5.9)[1.7.9] 対象化学物質 ／ 判定基準 ／ 備考 ホルムアルデヒト ／ 100μg／m³（0.08ppm）以下 ／ ※厚生労働省が定める指針値、量単位の換算は２５℃ トルエン ／ 260μg／m³（0.07ppm）以下 キシレン ／ 200μg／m³（0.05ppm）以下 エチルベンゼン ／ 3,800μg／m³（0.88ppm）以下 スチレン ／ 220μg／m³（0.05ppm）以下 パラジクロロベンゼン ／ 240μg／m³（0.04ppm）以下 測定方法 採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。 ①検体の採取方法　※吸引方式(アクティブ法)又は拡散方式(パッシブ法) ・吸引方式(アクティブ法)　・拡散方式(パッシブ法) ②アクティブ法 ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒 ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法（以下ＨＰＬＣ）により行う。 トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ／質量分析法（以下ＧＣ／ＭＳ）により行う。 ③パッシブ法 ホルムアルデヒドは、パッシブ採取機器により採取し、ＨＰＬＣ又はガスクロマトグラフ法（以下ＧＣ）あるいはＡＨＭＴ－吸光光度法のうち採取機器に適応した分析法による。 トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、パッシブ採取機器により採取しＬＧＣまたはＧＣ／ＭＳのうち採取機器に適応した分析法による。 測定対象室　⊙監督員の指定する室（　１　室）　・図示 測定箇所数　※（　１　）　・図示 測定時期　※工事着手前及び完了後 報告書　※２部　・
	21 中間検査	中間検査　⊙行わない　[1.7.2][1.5.1]
	㉒ 完成図等	監督員の指示により埼玉県建築工事監督要綱別表第１に示す書類を原則電子データで提出する　[1.8.1～3][1.6.1～3] A3見開き製本　３部　（表表紙の記載事項は監督員の指示による） 完成図等の種類及び記入内容 完成(竣工)図（※監督員が指定した設計図面に完成時の状態を表現したもの） 図面情報電子化媒体　※CD-R又はDVD-R、１部 CADデータの形式　※SXF(sfc)　・DXF　⊙JWW　⊙PDF　⊙ﾗｽﾀﾞﾃﾞｰﾀ形式(該当する場合) JWWのﾌｫﾙﾀﾞ内に環境設定ﾌｧｲﾙ(JWF)を保存すること。印刷設定ﾌｧｲﾙ等の印刷に必要なﾌｧｲﾙを保存すること。PDFはﾌｧｲﾙとして保存すること。 （埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による。CADﾃﾞｰﾀのﾊﾞｰｼﾞｮﾝは監督員と協議する。） （通常取扱いに注意を要するものの使用方法を解説する） 保全に関する資料 完成写真（春日部市建築工事写真作成要領に基づき作成する） 工事写真帳の一部として添付する 原本(電子媒体：撮影時のJPEG)を各１部提出 アリーナ全景(改修前、改修後) 室内機(全景、拡大)、室外機(全景、拡大)、受変電設備(改修前、改修後)
	㉓ 保証書	防水工事　※屋上防水　・外壁防水　・金属屋根　・　[1.6.4] 建物引渡し日から10年間、受注者、施工者、材料ﾒｰｶｰの3者連名とし2部提出する。 上記以外　・１部提出
	㉔ 工事用図面	工事用着手時原設計図　縮小製図（A3版　A3版以上の設計図はA3に縮小） ※要（　５部）　・不要
	㉕ その他	・予備材料　※監督員の指示による　・ ・下請契約　※全体及び市内に分け、契約数及び契約金額の総計を提出する。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項2	Ⓐ 適用基準等	・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編） ・埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領 ⊙建設副産物の手引き（埼玉県建設副産物対策協議会） ⊙建設副産物適正処理推進要綱 ⊙建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 ⊙埼玉県建築工事実務要覧 ・地盤変動影響調査算定要領
	Ⓑ 官公署その他への届出手続き等	解体工事の通知書の提出等　<1.1.3> ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）第１１条の規定による通知書を作成し、監督員に提出する。 ※上記通知書の各事項（変更がある場合は、変更後の内容）について、下請業者に周知徹底すること。 再資源化等完了の報告と記録 ※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。 その他の届出手続等 ※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
	Ⓒ 工事の記録等	工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時　<1.2.3>について、「春日部市建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。
	Ⓓ 施工管理	※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。　<1.3.1> ※専任された「建設業法」に基づく主任技術者、又は選任された建設リサイクル法に基づく技術管理者は、現場に常駐し、技術管理にあたる。
	Ⓔ 引き渡しを要するもの	引き渡しを要するもの　<1.3.10> 名称 ／ 仕様等 ／ 備考 監督員の指示による
	Ⓕ 近隣に対する周知	⊙工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。　<1.3.6>
	Ⓖ 再資源化等	「建設リサイクル法」、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物の手引き」等を遵守し、建設廃棄物の再資源化等を推進すること。　<1.3.9>
	Ⓗ 再資源化等完了の報告と記録	廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し保存すること。なお、塩ビライニング鋼管は継ぎ手リサイクル依頼伝票を、塩ビ管は購入証明書を提出すること。
	Ⓘ 廃棄物の処理	※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。 ※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。
	Ⓙ 環境・安全対策	※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。 ※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。 ※工事施工中、近隣（近隣住民・通行人・工作物・植栽・道路・建築物等）に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。
	設計協力ﾒｰｶｰﾘｽﾄ	本工事を設計する上で、協力したﾒｰｶｰ名は以下のとおり。 本工事で採用するﾒｰｶｰを指定するものではない。仕様書に表示されている性能がある製品を発注者が承諾することにより、採用される。 建築工事 受変電設備用フェンス　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 空調設備(室内機)架台　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 空調設備(室外機)架台　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 飛散防止ﾌｨﾙﾑ　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 電気設備工事 受変電設備(ｷｭｰﾋﾞｸﾙ)　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 盤類　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 照明　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 機械設備工事 空調機　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 防球ｶﾞｰﾄﾞ(室内機)　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 防球ｶﾞｰﾄﾞ(室外機)　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 換気扇　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ ｶｰﾄﾞﾀｲﾏｰ　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 遠方発停ｱﾀﾞﾌﾟﾀｰ　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 特殊施工　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊
	指定ﾒｰｶｰ・施工者ﾘｽﾄ	電気設備工事　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ WiFiﾈｯﾄﾜｰｸ　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊ 機械警備　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊

春日部市
学校教育部
教育施設課

日付	工事名称	図面No.
2025.1.17	豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	共通-01
縮尺 –	図面名称 特記仕様書１	

② 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策

・防音パネル　・防音シート　[2.1.3]
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲　※図示　・

2 足場等

[2.2.1][表2.2.1]
「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。

外部足場　⊙設置する（設置範囲　⊙図示　⊙空調配管用　）・設置しない
防護ｼｰﾄ等　・設置する（設置範囲　・図示　・　）⊙設置しない
内部足場　⊙設置する（◎脚立、足場板等　⊙図示　）・設置しない
材料、撤去材等の運搬方法
種別（・A種　・B種　・C種 ⊙D種 ⊙E種）
C種：利用可能なエレベーター（・図示　・　）
D種：利用可能な階段　（・図示　⊙打合せによる）

墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省 H30.6.22)による。
⊙フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。

3 既存部分の養生

[2.3.1]
既存部分　養生の方法（※ビニルシート、合板等　・　）
既存家具、既存設備等　養生の方法（※ビニルシート等　・　）
既存ブラインド、カーテン等
養生の方法（⊙ビニルシート等　・　）
保管場所　（・図示　⊙打合せによる）
固定された備品、机、ロッカー等の移動　・図示　⊙協議による

既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4 仮設間仕切り

仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示　・　[2.3.2][表2.3.1]
仮設間仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填材
・A種	・木 ・軽量鉄骨	・せっこうボード（9.5mm） 種類（　　） ・合板（9.0mm） 材種（　　）	・無し ・片面	※有り
・B種				
※C種	単管	防炎シート		

充填材：グラスウール32k（厚：50mm以上）

仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所	充填材
※木製	※合板張り程度	・無し	※図示　・　か所	・有り
・	・	・片面		・無し

充填材：グラスウール32k（厚：50mm以上）

5 監督員事務所

規模　・既存建物内の一部を使用　[2.4.1]
・構内に新設　㎡
※設置しない（下記備品のみ用意する）
備品（　名分相当）
・机　・椅子　・書棚　・黒板　・掛時計　・寒暖計　・長靴　・雨合羽
・保護帽　・懐中電灯　・墜落制止用器具　・軍手　・衣類ロッカー
・冷暖房機器　・消火器　・湯沸器　・茶器　・掃除用具　・電話機
・ＦＡＸ　・電子メール通信機器　・スキャナー　・プリンター

⑥ 現場表示板　※設置する（[1.1.12]による表示　・要 ⊙不要）　・設置しない　[2.4.1][1.1.12]

⑦ 工事用水　構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（◎有償　・無償）

⑧ 工事用電力　構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（別途施設調整を行うこと）

⑨ 工事用搬入路　※図示　・

⑩ 仮囲い
◎設置位置等は監督員の指示による　⊙図示
図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じ適切に配置し的確に対応すること。

⑪ 交通誘導員
必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。
配置箇所　◎監督員の指示による　⊙図示

12 快適トイレ　仕様　※図示　・

Ⓐ 仮設物　仮設物の位置・仕様・車両の進入方法等、施設内の車両の通行路について、〈2.3.1〉施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。

B 火元責任者　火災防止に配慮し、火元責任者を配すること。

Ⓒ その他
⊙仮囲い等は現場の状況に合わせて適宜計画すること。
⊙ゲート等の位置は監督員と協議のうえ、必要に応じて適切な位置に移動すること。
⊙仮設材の位置・仕様・車両の通行路と進入方法等について、施工前に必ず監督員と協議すること。
⊙近隣や施設の行事予定を把握し、工事車両の入場計画を立てること。

Ⓐ 解体施工

1 屋外設備等　フェンス等工作物の撤去　・行う（※図示　・　）　・行わない　〈3.10.1〉

② 樹木等　樹木の伐採伐根及び移植　〈3.11.1〉
◎図示　・協議による

Ⓑ 建設廃棄物の処理

① 一般事項　[1.1.12]
※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用[促進]計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成し、施工計画書に含め各１部提出する。
また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用[促進]実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を保存する。

(a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
(1)　500m³以上の土砂を搬入する工事
(2)　500ｔ以上の砕石を搬入する工事
(3)　200ｔ以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
(4)　最終工事請負金額が100万円以上の工事
（計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事）

(b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
(1)　500m³以上の建設発生土を搬出する工事
(2)　アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200ｔ以上搬出する工事
(3)　最終工事請負金額が100万円以上の工事
（計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事）

② 再資源化等（再資源化及び縮減）　〈4.4.1〉

建設廃棄物の種類	備考
⊙コンクリート	
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	
・木材	
・アスファルトコンクリート	
⊙金属類	
・建設泥土	
・小形二次電池	
⊙蛍光ランプ及びＨＩＤランプ	
・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管及び継手	
・ガラス	
⊙木材（縮減）	

中間処理施設又は再資源化施設の別
・監督員と協議　・

3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物　〈4.4.1〉

廃棄物の種類	数　量	備　考

4 産業廃棄物広域認定制度の活用　〈4.4.2〉

廃棄物の種類	備　考

5 最終処分　〈4.4.3〉

廃棄物の種類	備　考

最終処分場
・監督員と協議　・

⑥ 処理に注意を要する建設廃棄物　〈4.5.1〉

廃棄物の種類	備　考
・石綿含有せっこうボード	
・ひ素・カドミウム含有せっこうボード	
・上記以外のせっこうボード	
・ＣＣＡ処理木材	
・	

廃棄物の処理
・監督員と協議　・

7 舗装版切断時に発生する濁水の処理

（濁水の処理）
中間処理施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得るものとする。
種類　汚泥

（共通事項）
1　受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする
2　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
3　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
4　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ」という。)により管理するものとする。
（提出書類等）
1　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
2　受注者は、工事完成後速やかにﾏﾆｭﾌｪｽﾄの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

（その他）
受注者は、バキューム式以外の工法（舗装版切断時に濁水を生じない等）を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。

Ⓒ 特別管理産業廃棄物の処理

1 施工調査

※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。　〈5.1.2〉
（1）特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
（2）特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
（3）調査結果は調書にとりまとめ、監督員に提出する。

② 分析調査　〈5.1.2〉

分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類	採取する部位・箇所数	備　考
・PCB 含有シーリング分析調査（第一次判定）	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
・PCB 含有シーリング分析調査（第二次判定）	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
・	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
・	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

⊙PCB含有シーリング分析調査　〈5.4.1〉
⊙監督員と協議　・

・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査　〈5.4.1〉
・

・絶縁油のPCB含有量の分析調査
「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月3日厚生省告示第192号）」又は「絶縁油中の微量ＰＣＢに関する簡易測定法マニュアル（環境省）」により行う。

・ダイオキシン類のサンプリング調査　〈5.4.1〉
「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日付基発第401号）」により行う。

3 特別管理産業廃棄物の処理　〈5.4.1〉

特別管理産業廃棄物の種類	備　考
・廃石綿等	
・PCBを含む機器類	
・PCB含有シーリング材	
・廃油	
・廃酸/廃アルカリ	
・ダイオキシン類	

処理施設
・監督員と協議　・

4 PCBを含む機器類　引渡しを要する機器類　〈5.4.1〉
・

5 PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材　除去処理工事　〈5.4.1〉
除去範囲　※図示　・
撤去方法　・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）」による。

6 ダイオキシン類　廃棄物の焼却施設の解体　〈5.4.1〉
解体方法
・
処分方法
・

Ⓓ 石綿含有建材の除去及び処理

① 石綿含有建材の事前調査

石綿含有建材の事前調査　〈1.4.1〉
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。

調査範囲（⊙本工事施工範囲　・図示　）

貸与資料（アスベスト分析調査報告書　含有・有　⊙無　）

設計書に記載がない場合、「みなし」として報告、施工する。

2 石綿含有分析調査

分析による石綿含有建材の調査　〈1.4.1〉
分析対象
アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト

分析方法

材　料　名	定性分析方法		定量分析方法	
	JIS A 1481-1	JIS A 1481-2	JIS A 1481-3	JIS A 1481-4
・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水(屋根)	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所

サンプル数　１箇所あたり３サンプル
吹付け材及び保温材等は　※　１０cm³　/箇所　・　/箇所　とする。
成形板は　※１００cm²　/箇所　・　/箇所　とする。
採取箇所　・図示　・
分析結果については監督員に提出すること。

③ 石綿粉じん濃度測定　「9 環境配慮改修工事」による

⑨ その他　⊙近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。

E 特殊な建設副産物の処理

1 施工調査　〈7.1.3〉

分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備　考
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

2 回収及び処分　〈7.3.1〉

回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備　考
・フロン（冷媒）	
・建材用断熱材フロン	
・ハロン	
・イオン化式感知器	
・六ふっ化硫黄（SF6）ガス	
・ＰＦＯＳ（ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛ（ｵｸﾀﾝｰﾙｽﾙﾎﾝ酸））	
・特定化学物質（　　）	
・その他の特殊な建設副産物（　　）	

回収又は処分
・機械設備図による
・

③ 防水改修工事

1 施工数量調査
｜
8 塗膜防水

2 降雨等に対する養生方法（とい共）　3 既存防水の処理　4 既存下地の処理
5 アスファルト防水　6 改質アスファルトシート防水
7 合成高分子系ルーフィングシート防水

⑨ シーリング

シーリング改修工法の種類 [3.1.4][3.7.2、3、7、8]
⊙シーリング充填工法
⊙シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
　ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
　エッジング材張り　・適用する　・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

仕上げを行わない施工箇所
・図示による　・

シーリング材の目地寸法
※改修標準仕様書3.7.3(1)による
・図示による　・

接着性試験
※簡易接着性試験　・引張接着性試験

注　練り混ぜた２成分形シーリング材は、１組の作業班が１日に行った施工箇所を１ロットとして、各ロットごとにサンプリングを行い、サンプリング試料を監督員に提出すること。

10 とい
11 アルミニウム製笠木
12 防水工事施工票

4 外壁改修工事

⑤ 建具改修工事

1 改修工法
｜
18 オーバーヘッドドア

2 防火戸　3 見本の製作等　4 防犯建物部品　5 アルミニウム製建具
6 網戸等　7 樹脂製建具　8 鋼製建具　9 鋼製軽量建具
10 ステンレス製建具　11 木製建具　12 建具用金物
13 鍵　14 自動ドア開閉装置　15 自閉式上吊り引戸装置　16 重量シャッター
17 軽量シャッター

19 ガラス [3.7][5.14.2～4]

適用は以下によるほか、ガラスの種類・厚さは建具表及び図面による。

・フロート板ガラス

フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

・型板ガラス

型板ガラスの厚さによる種類	※建具表による　・

・網入板ガラス

網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

・強化ガラス

形状による種類、材料板ガラスの種類による名称	※建具表による　・
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	・Ⅰ類　・Ⅲ類

・複層ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ	※建具表による　・
断熱性による区分	・T1　・T2　・T3　・T4　・T5　・T6
日射取得性及び日射遮蔽性による区分	・G　・S
乾燥気体の種類	・空気　・アルゴン

・ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	・シーリング材 ・グレイジングチャンネル	※建具の製造所の仕様による ・図示による
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材	※建具の製造所の仕様による ・図示による
ステンレス製	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による
樹脂製	・グレイジングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による

20 ガラスブロック

㉑ ガラス用フィルム

※施工箇所は建具表による

種類	記号 内貼り用	記号 外貼り用	その他性能等
⊙飛散防止機能付き日射調整フィルム Ⓖ	※SC-1	・SC-2	可視光線透過率：65%以上 （参考：３Ｍ　ＮＡＮＯ７０Ｓ 同等品）
・低放射フィルム	・LE		
⊙衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	⊙GI-1	・GI-2	
⊙層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	⊙GD-1	・GD-2	
・ガラス貫通防止フィルム	・SF		

品質　JIS A 5759 による

熱割れ計算書　※要　・不要
第3者機関による性能測定データ　※要　⊙不要

⑥ 内装改修工事

① 改修範囲

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 [6.1.3]
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま　・図示

② 既存床の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤とも） [6.2.2]
・下地モルタルとも（・図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒し工法
コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、「４章 外壁改修工事」による。
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・

③ 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2]
※[4.3.10]によるモルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の処置　※図示）
・図示　・

④ 施工一般

材料のホルムアルデヒド放散量 [6.5.2]
※F☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による

⑤ 製材 Ⓖ

⊙JAS 1083-5　製材 - 第5部に基づく下地用製材 [6.5.2]

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
壁下地	45×90 45×50	※2級 ・	※A種　・B種　・		・
		※2級 ・	※A種　・B種　・		・

・JAS 1083-6　製材 - 第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※1等 ・	※10%以下 ・A種・B種・		・
		※1等 ・	※10%以下 ・A種・B種・		・

6 造作用集成材 Ⓖ
7 造作用単板積層材Ⓖ

⑧ 合板等

・「合板の日本農林規格」による普通合板 Ⓖ [6.5.2]

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
アリーナ	※5.5 ⊙12.0	ラワン	※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上	⊙適用する ・適用しない	

・「合板の日本農林規格」による構造用合板 Ⓖ

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上	※12	・適用する ・適用しない	・適用する（　） ・適用しない	

9 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち [6.5.3]
※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
諸金物
※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
（改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品　表8.20.1のF種程度）
・　（形状：　寸法：　材質：　）

⑩ 接着剤

接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆　・ [6.5.3、4]

11 防腐･防蟻処理

⑫ 内部間仕切軸組及び床組み

間仕切軸組に用いる木材の樹種名(製材を用いる場合)
※杉又は松　・
床組に用いる木材の樹種名(製材を用いる場合)
※杉又は松　・

13 窓、出入口その他

窓、出入口その他に用いる木材の樹種名(製材を用いる場合) [6.5.7]
吊元枠、水掛りの下枠及び敷居　※ひのき　・
その他　※松又は杉　・

14 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　屋外（※25形　・19形）　屋内（※19形　・25形） [6.6.2～4]
屋外の形式及び寸法
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　・図示　・
周辺部の端からの間隔　・図示　・
野縁の間隔　・図示　・
既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
・行う
試験箇所数　※屋内の場合、当該階において3箇所　・（　）箇所
引張試験にて確認する強度
※つりボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
・（　）N
・行わない

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法　※図示　・
・天井のふところが3.0mを超える場合の補強方法　※図示　・
・天井下地材における耐震性を考慮した補強　補強箇所　※図示　・
　補強方法　※図示　・

15 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 [6.7.3、4][表6.7.1]
※[表6.7.1]により「スタッドの高さによる区分」に応じた種類　・図示　・
スタッドの高さが5mを超える場合　※図示　・
出入口及びこれに準じる開口部の補強　※[6.7.4](5)による　・

16 ビニル床シート Ⓖ [6.8.2、3]

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ) ・	・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ・柄物	※2.0 ・ 2.5	

接合部の処理　※熱溶接工法　・

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ) ・	・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ・柄物	※2.0 ・ 2.5	

接合部の処理　※熱溶接工法　・

17 ビニル床タイル Ⓖ [6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法（mm）	厚さ（mm）	備考
※KT(ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	※2.0 ・3.0	
・TT(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・2.0	
・FT(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・2.0 ・2.5 ・3.0	
・FOA(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・500×500	・4.0	
・FOB(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物			

18 特殊機能床材

19 ビニル幅木

材質の種類　・軟質　・硬質　・床シート巻上げ(端部の処理は図示による) [6.8.2]
高さ(mm)　※60　・75　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・

20 ゴム床タイル [6.8.2]

種類　・単層品　・積層品
色柄　（　）
厚さ(mm)　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(mm)（　）×（　）

21 カーペット敷きⒼ

22 合成樹脂塗床 [6.10.2、3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 (弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床)			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 (ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床)		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材 (ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床)			※平滑仕上げ
・ｱｸﾘﾙ樹脂塗床 (防塵塗料塗り)		※製造所の指定による	表面仕上げ　※平滑 溶剤　※水性

塗床材のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・

23 フローリング張りⒼ

フローリングのホルムアルデヒドの放散量等 [6.11.2～6]
※改修標準仕様書6.11.2.(2)による　・
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・
単層フローリング（フローリングボード１等）
工法　・釘止め工法（・根太張り　・直張り）　・接着工法
樹種　※なら　・
間伐材等の適用　・する　・しない
単層フローリング（フローリングブロック１等）
樹種　・　・
厚さ(mm)　・　・
大きさ　・　・
間伐材等の適用　・する　・しない
複合フローリング
工法　・釘止め工法（・根太張り　・直張り）　・接着工法
樹種　※なら　・
種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
間伐材等の適用　・する　・しない
接着工法の場合の不陸緩和材　※合成樹脂発泡シート　・
・現場塗装仕上げ　※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り

24 畳敷き

㉕ せっこうボードその他のボード張り

ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 [6.13.2、3]
※Ｆ☆☆☆☆　・
合板ののホルムアルデヒド放散量
※改修標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか　・
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・

木質系セメント板Ⓖ

種　類	厚さ(mm)、規格等
・硬質(HW)	・15　・20　・25　・
・中質(MW)	・15　・20　・25　・
・普通(NW)	・15　・20　・25　・

木片セメント板Ⓖ

種　類	厚さ(mm)、規格等
・硬質(HF)	・12　・15　・18　・21　・
・普通(NF)	・30　・

繊維強化セメント板

種　類	厚さ(mm)、規格等
・けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK タイプ 2（無石綿） ・5　・6　・8
・化粧けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK タイプ 2（無石綿）　・6　・8 表面への化粧張り等の加工　・アクリル樹脂系焼付け

吸音材料

種　類	厚さ(mm)、規格等
⊙ロックウール化粧吸音板(DR)	⊙ フラットタイプ （・9(不燃)　⊙12(不燃)　・　） ・ 凹凸タイプ （・12(不燃)　・15(不燃)　・　）
・ロックウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	・25　・
・グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ32K	・25(ガラスクロス包)　・

せっこうボード製品

種　類	厚さ(mm)、規格等
・せっこうボード(GB-R)	・12.5（不燃）　・15（不燃）
・不燃積層せっこうボード(GB-NC)（豊野中）	9.5（不燃）・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード(GB-S)（豊野中）	12.5（※ 不燃　・ 準不燃）
・強化せっこうボード(GB-F)	・ 12.5（不燃）　・ 15（不燃）
・せっこうラスボード(GB-L)	9.5
⊙化粧せっこうボード（GB-D）	・木目12.5（不燃）幅 440mm 程度 模様（・ 柾目　・ 板目） 専用下地材有り ・ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様　9.5（準不燃）

合板Ⓖ

種　類	厚さ(mm)、規格等
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り（※ラワン合板程度　・　） 不透明塗料塗り（※しな合板程度　・　） 板面の品質　・ 厚さ(mm)　※図示による　・ 防虫処理　・行う　・行わない
・天然木化粧合板	化粧板の樹種名　・ 厚さ(mm)　※図示による　・ 防虫処理　・行う　・行わない
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法　・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　・ﾌﾟﾘﾝﾄ　・塗装 表面性能　・　（タイプ） 厚さ(mm)　※図示による　・ 防虫処理　・行う　・行わない

その他

種　類	厚さ(mm)、規格等
・フェノールフォーム断熱材	・ 20mm

26 壁紙張り

壁紙のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・ [6.14.2、3]

施工箇所	壁紙の種類 紙	織物	塩化ﾋﾞﾆﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他	防火種別	備考
							・不燃・準不燃・難燃	
							・不燃・準不燃・難燃	
							・不燃・準不燃・難燃	

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　※B種　・A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別　※B種　・A種
せっこうボード面及びその他のボード面の素地ごしらえの種別　※B種　・A種

27 モルタル塗り

モルタル　・現場調合材料　・既調合材料 [6.15.3、5、6]
既製目地材　・設ける　施工箇所（　）形状（※図示　・　）
・設けない
床目地　・設ける　目地割り　※2㎡程度(最大目地間隔3m程度)　・
種類　※押し目地　・
・設けない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理　※図示による　・

28 タイル張り
｜
33 トイレブース

29 セルフレベリング材塗り　30 フリーアクセスフロア　31 可動間仕切　32 移動間仕切

㉞ 手すり

材料の種類及び仕上げ (20.2.6)

・SUS304　表面処理　※HL程度　・
⊙亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上、高耐候性樹脂紛体塗装

手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
・集成材(材種：　)	・ｸﾘｱﾗｯｶｰ　・	・30程度・35程度　・45程度		
・ﾋﾞﾆﾙ製ﾊﾝﾄﾞﾚｰﾙ		・30程度・35程度　・45程度		
・ｽﾃﾝﾚｽ	・HL	・34φ　・42.7φ	外部	
⊙亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂紛体塗装		⊙34φ　⊙42.7φ	外部	

35 階段滑り止め
36 黒板及びホワイトボード Ⓖ
37 表示

衝突防止表示 (20.2.11)
・設置場所　※図示による
形状・寸法（・30Φ　・　）
材質　（・ステンレス製　・塩ビシート　）
・設置しない
誘導標識、非常用進入口等の表示　※消防法に適合する市販品　・
室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等(案内用図記号はJIS Z 8210による)
※図示による

38 タラップ
39 ブラインド
40 ロールスクリーン

41 カーテン (20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付け箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ ・箱ひだ、片ひだ ・ﾌﾟﾚｰﾝひだ		・図示	
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ ・箱ひだ、片ひだ ・ﾌﾟﾚｰﾝひだ		・図示 ・	(暗幕)

生地の仕様　消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用する場合は、Ⓖ とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※300mm以上　・

42 カーテンレール

材料による区分　※アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材 (20.2.16)
・ステンレス製
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　※角形　・

43 ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ(mm)　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示
材種　・集成材（仕上げ：　）
・アルミニウム製　押出し型材（市販品）
種別（標準仕様書表14.2.1）　・BC-1種　・BC-2種
色合い　・標準色（　）　・特注色（　）
・鋼製（仕上げ：　）

44 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製 ・ （豊野中）	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・気密形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ

45 床点検口
｜
52 収納家具

46 くつふきマット　47 流し台ユニット　48 鋼製書架及び物品棚
49 屋内掲示板　50 洗面カウンター　51 防煙垂れ壁

春日部市
学校教育部
教育施設課

日付	工事名称	図面No.
2025.1.17	豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	共通-03
縮尺 －	図面名称 特記仕様書３	

⑦ 塗装改修工事

① 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　[7.1.3]
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

② 下地調整

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲　[7.2.1～7]
　※劣化部分は除去し、活膜部分は残す　・図示　・

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	※不透明塗料塗りの場合はRB種	―
鉄鋼面	・RA種(注)　※RB種　・	―
亜鉛めっき面	・RA種(注)　※RB種　・	―
亜鉛めっき面(鋼製建具)	・RA種　※RB種　・	―
ﾓﾙﾀﾙ、せっこうﾌﾞﾗｽﾀｰ面	・RA種　※RB種　・	・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外) ＡＬＣパネル面	・RA種　※RB種　・	・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・RA種(注) ・RB種　・RC種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP)	・RA種(注) ・RB種　・RC種	・行う ・行わない
せっこうボード面及び その他ボード面	・RA種　※RB種　・	―

(注)DP以外からDPへ塗替える場合の下地調整は、既存塗膜の種類及び劣化状況に
　応じてRA種(既存塗膜全除去)又はRB種(既存塗膜一部除去)を選定すること。

③ 素地ごしらえ

[7.3.2～7]

下地面等		種別		
木部	不透明塗料塗りの場合	※Ａ種	・Ｂ種	
	透明塗料塗りの場合	・Ａ種	※Ｂ種	
鉄鋼面（DP以外）		・Ａ種	・Ｂ種	※Ｃ種
鉄鋼面（DP）		・Ａ種	※Ｂ種	・Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		・Ａ種	・Ｂ種	
モルタル面及びせっこうプラスター面		・Ａ種	※Ｂ種	
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		・Ａ種	※Ｂ種	
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		・Ａ種	・Ｂ種	
コンクリート面（DPのみ）		・Ａ種	※Ｂ種	
せっこうボード面及び	目地：継目処理工法	※Ａ種	・Ｂ種	
その他ボード面	目地：継目処理工法以外	・Ａ種	※Ｂ種	

④ 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別　[7.4.2、3]

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP (工程の種別は [表7.4.3])	塗替え	Ａ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種　・
	EP-G (工程の種別は [表7.4.3])	塗替え	・Ａ種　※Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	・Ａ種　※Ｂ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	・Ａ種　※Ｂ種	※Ｂ種　・
	DP (工程の種別は [表7.4.4])	塗替え	7.4.2(1)(ｲ)(b) による	・A種(下地調整RA種) ⊙B種(下地調整RB種) ・C種(下地調整RC種)
		新規	7.4.2(1)(ｲ)(a) による	Ａ種
亜鉛めっき鋼面	SOP (工程の種別は [表7.4.5])	塗替え	※Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・
		新規その他	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	EP-G (工程の種別は [表7.4.5])	塗替え	Ｃ種　・	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	Ｃ種　・	※Ａ種　・
		新規その他	Ｃ種　・	※Ｂ種　・
	DP (工程の種別は [表7.4.6])	塗替え	Ｂ種　・	―
		新規	Ｂ種　・	―

⑤ 塗装 G

[7.5.2～7.12.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※B種　・	※A種　・
	木部屋内	※B種　・	※B種　・
	鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※A種　・	※B種　・
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※B種　・	※B種　・
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種　・A種	※B種　・A種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※B種　・A種	※B種　・A種
⊙耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面　上塗り等級（　2　）級	―	―
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　　）級	―	―
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面		
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面等	※B種　・	※B種　・A種
	屋内の木部	※B種　・	※A種　・
	屋内の鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※A種　・	・B種　※A種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種　・	・A種　※B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種　・A種	※B種　・A種
⊙ステイン塗り			・ピグメントステイン塗り ⊙オイルステイン塗り(OS)
・木材保護塗料塗り(WP)		※B種　・A種	※B種　・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾞﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
　※B種又はC種の場合は[表7.9.1]の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　※B種又はC種の場合は[表7.10.1]の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

　注）DP以外からDPへの塗替えは、下地調整の種別に注意すること。

・高日射反射塗料塗り G
　下地調整 [7.2.2]　・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	２種	・1級　・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りＡ種の工程2の適用
　・適用しない
　・適用する(着色剤：・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤)
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
　・適用する　・適用しない
オイルステン塗りの工程等
　⊙製造所の仕様による

⊙（空調正面）手摺：結露防止塗装（参考：ケツロナイン　菊水化学工業(株)同等品

⑧ 耐震改修工事

本工事対象外

⑨ 環境配慮改修工事

1 石綿粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点　[9.1.1]

適用 ﾚﾍﾞﾙ1	ﾚﾍﾞﾙ2	ﾚﾍﾞﾙ3	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（処理作業室ごと）
※	※		測定１	処理作業前	処理作業室内	・各2又は3点　・（ ）点
※	※		測定２		施工区画周辺又は敷地境界	・各2点　・（ ）点
			測定３	処理作業中	処理作業室内	・各2点　・（ ）点
※			測定４		ｾｷｭﾘﾃｨｰﾌﾞｰﾂ入口	・各1点　・（ ）点
※			測定５		集じん・排気装置の 装置の排出口 （処理作業室外の場合）	出口吹出し風速 1m/s以下の位置 ・各1点　・（ ）点
※			測定６		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・（ ）点
※	※	※	測定７	処理作業後(隔離ｼｰﾄ撤去前)	処理作業室内	・各2点(ﾚﾍﾞﾙ3は各1点) ・（ ）点
※	※	・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点
			測定９	処理作業後(ｼｰﾄ撤去後1週間以降)	処理作業室内	・（ ）点
			測定10		施工区画周辺又は敷地境界	・（ ）点

さいたま市内で測定を行う場合は市条例を遵守して実施すること。

測定方法
・自動測定器による測定
　測定4.5 ※ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、粉じん相対濃度計（ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計）、繊維状粒子
　　粒子自動計測器（ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ）等、排気の粉じん濃度を迅速
　　に計測できる機器にて測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

	測定4.5	測定	測定
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径(mm)	25	47	47
試料の吸引流量(L/min)	5	10	10
試料の吸引時間(min)	30	120	240

2 石綿含有吹付け材の除去（レベル１）

本工事対象外

3 石綿含有保温材等の除去（レベル２）

本工事対象外

4 石綿含有成形板の除去（レベル３）

除去対象範囲　・図示　・　[9.1.5]
石綿含有けい酸カルシウム板第一種の場合の隔離養生（負圧不要）方法
　・ビニールシート等による養生を行う　・
除去した石綿含有成形板の処分
　・石綿含有せっこうボード
　　※埋立処分（管理型最終処分場）
　・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
　　・埋立処分（安定型最終処分場）
　　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
　・埋立処分（安定型最終処分場）
　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

5 石綿含有建築用仕上塗材等の除去（レベル３）

除去対象範囲　・図示　・　[9.1.6]
着工前の試験施工　・行う　・行わない
除去工法（　　）
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止
　※密封処理　　※湿潤化　　・固形化
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分
　・埋立処分（安定型最終処分場）
　・埋立処分（管理型最終処分場）
　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

6 PCB含有シーリング材処分

種類	採取する部位・箇所数	備　考
・ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第一次判定）	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
・ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第二次判定）	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

詳細は監督員との協議による

7 外断熱改修工事 G

本工事対象外

8 断熱・防露改修工事 G

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量　[9.3.2～4]
　※F☆☆☆☆　・
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　・
工法
・断熱材打込み工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　・
　厚さ(mm)　・
　施工箇所　・
・断熱材現場発泡工法
　断熱材の種類　※A種1　・A種1H
　厚さ(mm)　・25　・30　・
　施工箇所　・図示　・
・断熱材後張り工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　　種類　・　　厚さ(mm)　・
　　・せっこうボード等を張り付けたパネルを使用
　　材質　・　　厚さ(mm)　・
　　・張り付け工法
　　断熱材の張り付け工法　・
　　断熱材へのボードの張付け工法　・

9 屋上緑化改修工事 G

本工事対象外

10 透水性アスファルト舗装改修工事

適用範囲：　【武里南小学校：駐車場】　[9.5.2～5、9]
既存舗装の撤去及び再利用　※図示　・

路床の材料

種　別	材　料	厚さ(mm)
・盛土	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土 G	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン G　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂（改修標準仕様書9.5.1による）	・図示 ・
・フィルター層	・改修標準仕様書9.5.3(2)(ｳ)による	・図示 ・

(凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験)
　・行う　・行わない

・路床安定処理　・適用する　・適用しない
　安定処理の方法　・置き換え工法（・　　）　・安定処理工法
　路床安定処理用添加材料
　　種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントＢ種 G
　　・フライアッシュセメントＢ種
　　・生石灰（・特号　・１号）　・消石灰（・特号　・１号）
　　添加量　（　　）kg/m³（目標CBR　※3以上　・　）
　　目標CBRを満足する添加量の確認方法　・安定処理土のCBD試験　・
・ジオテキスタイル
　単位面積質量　・60g/㎡以上　・
　厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
　引張強さ　・98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・
　透水係数　・1.5×10^{-1}cm/sec以上　・

試験
　路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
　現場ＣＢＲ試験　・行う　・行わない
　路床締固め度の試験　・行う　・行わない
　六価クロム溶出試験　・行う　・行わない

路盤
　路盤の構成及び厚さ　・図示　・
　路盤材料（改修標準仕様書9.7.3による種別）
　　・クラッシャラン
　　・粒度調整砕石
　　⊙再生クラッシャラン G
　　・再生粒度調整砕石 G
　　・クラッシャラン鉄鋼スラグ G
　　・粒度調整鉄鋼スラグ G
　　・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G
　舗装の構成　・図示　・
　舗装の平たん性　※著しく不陸がないもの　・
　開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない

11 舗装版切断時に発生する濁水の処理

（舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書）

濁水の処理
　1）受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
　　種類及び処理量　・図示による
　　処理方法
　　・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却含まず）
　　・中間処理後、最終処分場又はセメント工場に搬入（処理に焼却含む）
　2）受注者は、別の中間処理施設を選定する場合、事前に監督員と協議するものとする。
共通事項
　1）受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
　2）受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
　3）受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
　4）受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
提出書類等
　1）受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
　2）受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。
その他
　1）濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
　2）受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
　3）疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

⑩ 鉄筋工事

① 鉄筋

鉄筋の種類 (5.2.1)

種類の記号	呼び径(mm)	備考
⊙SD295	※ D16以下	設備基礎・ｽﾛｰﾌﾟ
・SD345	※ D19以上	
・		
・		

2 溶接金網

形状等 (5.2.2)

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の経(mm)	使用部位
・溶接金網		6×150×150	凍り廊下周囲土間
・鉄筋格子			

③ 鉄筋の継手

鉄筋の継手方法等 (5.3.4)

部位	継手方法	呼び径(mm)
柱、梁の主筋	・ガス圧接　・機械式継手 ・溶接継手	※ D19以上
耐力壁の鉄筋	・重ね継手　・	
基礎、耐圧スラブ、土圧壁	⊙重ね継手　・ガス圧接	
その他の鉄筋(　　)	⊙重ね継手　・	

継手位置
・図示による（構造関係共通図(配筋標準図)5.1、6.1、7.1、7.3、8.1）
基礎梁主筋の継手位置　・図5.2　・図5.3　・図5.4
・図示による(　　)　・
柱及び梁の重ね継手の長さ
図示による(　　)　・
耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ
※図示による（構造関係共通図(配筋標準図)3(ｳ)）
・図示による(　　)　・
柱及び梁の主筋で隣り合う継手を同一箇所に設ける部分の位置及び施工方法等
・図示による(　　)　・

④ 鉄筋の定着

鉄筋の定着長さ (5.3.4)
⊙図示による(　　)

機械式定着工法
運用場所
・図示による(　　)　・
種類
・摩擦圧接接合　・螺合グラウト固定
・飯合グラウト固定　・
工法
※第三者機関の評定等を取得している工法とする
必要定着長さ
※評定等の評価内容による
補強筋形状
※評定等の評価内容による
かぶり厚さ
※評定等の評価内容による
品質確認
※評定等の評価内容による
検査
※評定等の評価内容による

鉄筋の余長の長さ
構造関係共通図（配筋標準図）による。これによらない箇所は図示による。

⑤ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網含む）

最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う） (5.3.5)
※図示による（構造関係共通図(配筋標準図)4(1)表4.1）
・図示による(　　)　・

柱及び梁の主筋にD29以上の使用
・あり　適用箇所(　　)
主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する
耐久性上不利な部分(塩害等を受けるおそれのある部分等)
・あり　適用箇所(　　)
・最小かぶり厚さに加える厚さ　(　　)mm
・

⑥ 各部配筋

※図示による (5.3.7)

7 ガス圧接

本工事対象外

8 機械式継手

本工事対象外

⑨ 溶接継手

※図示による

⑪ コンクリート工事

① コンクリートの種類等

類別 (6.2.1)
※Ⅰ類（JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート）
⊙Ⅱ類（JIS A 5308 に適合したコンクリート）

普通コンクリート (6.2.1～6.2.4)

設計基準強度(N/mm²)	気乾単位容積質量(t/m³)	スランプ	適用箇所
⊙ 24	2.3種度	⊙15又は18 ・18	図示
・ 21	2.3種度	・18	
・		・	
・		・	
・		・	

構造体強度補正値(S) (6.3.2)
※標準仕様書 表6.3.2による
補正値Ｓ＝３（３月３日～７月10日、９月11日～11月18日）
Ｓ＝６（７月11日～９月10日、11月19日～３月２日）
・

② セメント

種類 (6.3.1)
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種
適用箇所（※下記以外全て　・　　）
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で 352J/g以下、かつ28日目で 402J/g以下のものとする。
・高炉セメントＢ種 G
適用箇所（・1FLより下部（立上り部含む）　・　　）
・フライアッシュセメントＢ種 G
適用箇所(・　　)
・

③ 骨材

アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1)
※Ａ　・Ｂ（コンクリート中のアルカリ総量が 3.0 kg/m³ 以下）

④ 混和材料

⊙混和剤 (6.3.1)
混和剤の種類
※標準仕様書6.3.1(4)(a)による　・
・混和材
混和材の種類
※標準仕様書6.3.1(4)(b)による　・

⑤ 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継ぎ目地

打継ぎの位置 (6.6.4)
梁及びスラブ
※スパンの中央又は端から1/4の付近
・図示による(　　)　・
柱及び壁
※スラブ、壁梁又は基礎の上端
・図示による(　　)　・

目地の寸法 (6.6.4)(6.8.1)(9.7.3)
・標準仕様書 9.7.3(1)(ｱ)による　・
※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打増し部で処理する
・図示による(　　)　・

ひび割れ誘発目地の位置、形状、寸法 (6.8.1)
・図示による(　　)　・

6 湿潤養生

湿潤養生の期間 (6.7.2)
・セメントの種類が普通エコセメントの場合　(　　)日

⑦ コンクリートの仕上り

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5)(6.8.2)

種別	適用箇所
・Ａ種	※図示による(　　)
・Ｂ種	※図示による(　　)
⊙ Ｃ種	※図示による(　　)

コンクリートの仕上りの平たんさ

種別	適用箇所
・ａ種	※図示による(　　)
・ｂ種	※図示による(　　)
⊙ ｃ種	※図示による(　　)

⑧ 打増し厚さ（打放し仕上げ部）

打増し厚さ (6.8.1)
・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)
・20mm　・
・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
・10mm　・20mm　・
・外装タイル後張り面の打増し処理
・20mm　・
打増し範囲
・図示による(　　)　・

⑨ 型枠

せき板の材料及び厚さ (6.8.2)
⊙合板（※12mm　・　）G
コンクリート打設時の充填性の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は、強度、変形等について、事前に監督員と協議する。
・断熱材を兼用した型枠の使用
適用箇所　・図示による(　　)　・
・ＭＣＦＴ工法用シートの使用
適用箇所　・図示による(　　)　・
打増し厚さ　・20mm　・
打増し範囲　・図示による(　　)　・
スリーブの材種・規格等
・図示による(　　)　・

存置期間及び取外し (6.8.4)
※標準仕様書6.8.4による
・普通エコセメントの場合（※図示による(　　)　・　　）

10 軽量コンクリート
11 寒中コンクリート
12 暑中コンクリート
13 マスコンクリート
⑭ 無筋コンクリート

本工事対象外
本工事対象外
本工事対象外
本工事対象外
※図示による

⑮ コンクリートの単位水量測定

実施要領
(1)単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。
(2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(4)(c)による。
(3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。
1)測定した単位水量が、計画調合書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工する。
2)測定した単位水量が、設計値±15を超え±20kg/m³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、設計値±15kg/m³ 以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。
3)設計値±20kg/m³ を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い設計値±20kg/m³ 以内であることを確認する。更に、設計値±15kg以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。
4)3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。
(4)単位水量管理についての記録を書面(計画調合書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。
(5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、ｴｱﾒｰﾀ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。

③ 土工事

① 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土の種別 (3.2.3)
⊙Ａ種　適用場所(　　)
・Ｂ種　適用場所(　　)
・Ｃ種　適用場所(　　)土質(　　)受渡場所(　　)
・Ｄ種　適用場所(　　)
品質　細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。

⊙六価クロム溶出試験結果報告　⊙行う(再生品の場合)　・行わない

2 建設発生土の処理

・場外搬出適切処理　・構内指示の場所にたい積　・構内指示の場所に敷き均し (3.2.5)

3 山留めの撤去

鋼矢板等の抜き跡　※地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる (3.3.3)

⑭ 金属工事

1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

※表面処理は標準仕様書表14.2.1による (14.2.1)(表14.2.1)

種別	施工箇所（成形板、笠木、建具以外）
・AB－1種	
・AB－2種	
・AC－1種	
・AC－2種	
・BA－1種	
・BA－2種	
・BB－1種	
・BB－2種	
・BC－1種	
・BC－2種	
・C 種	

陽極酸化皮膜の着色方法　※二次電解着色　・三次電解着色
色合等　・シルバー
・アンバー　・ブロンズ
・ブラック系　・ステンカラー　・
・特注色(　　)

② 鉄鋼の亜鉛めっき

(14.2.2)(表14.2.2)

表面処理方法	種別	施工箇所（手すり、タラップ以外）
溶融亜鉛めっき	・A種	
	⊙B種	空調室内機用架台
	・C種	
電気亜鉛めっき	・D種	
	・E種	
	・F種	

3 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 (14.4.2～4)(表14.4.1)
屋外（※25形　・19形）　屋内（※19形　・25形）
屋外の形式及び寸法
野縁受、つりボルト及びインサートの間隔　・図示　・
周辺部の端からの間隔　・図示　・
野縁の間隔　・図示　・
・つりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法　※図示　・
・天井のふところが3.0mを超える場合の補強方法　※図示　・
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　※図示　・
補強方法　※図示　・
屋外の軒天井、ピロティ天井の工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法

4 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 (14.5.3、4)(表14.5.1)
※標準仕様書表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・図示　・
スタッドの高さが5.0mを超える場合　※図示　・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※標準仕様書14.5.4(5)による　・

5 金属成形板張り

(14.6.2、3)(表14.2.1)

種別	製法	形状	板幅(mm)	板厚(mm)	表面処理 種別	表面処理 色合い等
・アルミニウム	・押出し ・ロール ・プレス	ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ形 パネル形				

取付け用下地　※標準仕様書14.4による　・図示　・
伸縮調整継手　・設ける（施工箇所　・図示　・　　）　・設けない
屋外の軒天井、ピロティ天井の工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法

6 アルミニウム製笠木

19 内装工事

14 断熱材 G

(19.9.2～4)
ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材、保温剤又は接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※F☆☆☆☆　・
開口部等補修のための張付け用の接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※F☆☆☆☆　・

※断熱材打込み工法

種類	厚さ(mm)	施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキン層なし) (・2種bA　・3種bA　・3種bC　・3種bD)	・	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・	
・フェノールフォーム断熱材	・	

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　・A種1　・A種1H
吹付け厚さ(mm)
施工箇所　・図示　・

⑳ ユニット及びその他工事

㉗ フェンス

フェンスの種類　・ビニル被覆エキスパンドフェンス（ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ）
⊙樹脂塗装メッシュフェンス
・鋼管フェンス　・アルミフェンス
高さ　⊙図示　・

28 プレキャストコンクリート

(20.3.2～4)
コンクリートの設計基準強度
※水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m³ を満足する調合強度
・図示
配筋
※配筋を定めた計算書を監督員に提出する。　・図示
取付け方法
※図示　・

29 間知石及びコンクリート間知ブロック積み

(20.4.2、3)

	材種	種類	質量区分	備考
・間知石	・花こう岩 ・凝灰岩	―	―	
・コンクリート間知ブロック	―		・A　・B	

積み方　※谷積み　・布積み
目塗り　・図示　・
伸縮調整目地　材種　・図示　・
厚さ　・図示　・

22 舗装工事

1 路床

路床の材料 (22.2.2、3～5)(表22.2.1)

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土 G	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン G　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂（標準仕様書表21.2.2による） ・	・図示 ・
・フィルター層	・川砂、海砂、良質な山砂（75μmふるい通過量6%以下） ・	・図示 ・

(凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験)・行う　・行わない

・路床安定処理
安定処理の方法　・安定処理工法　・置き換え工法
添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントＢ種 G
・フライアッシュセメントＢ種
・生石灰（・特号　・1号）　・消石灰（・特号　・1号）
添加量　・　kg/m³（目標CBR　・3以上　・　）

・不織布（ジオテキスタイル）
単位面積質量　・60g/m²以上　・
厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
引張強さ　・98N/5cm (10kgf/5cm) 以上　・
透水係数　・1.5×10⁻¹cm/sec以上　・

試験
砂の粒度試験　・行う　・行わない
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う（　箇所）　・行わない
現場ＣＢＲ試験　・行う（　箇所）　・行わない
安定処理土のＣＢＲ試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　・行う（　箇所）　・行わない
六価クロム溶出試験　・行う　・行わない

2 路盤

路盤及び厚さ　・図示　・ (22.3.2、3)(表22.3.1)
路盤材料（標準仕様書 表22.3.1による種別）

	種別
砕石	・クラッシャラン
	・粒度調整砕石
再生材	・再生クラッシャラン G
	・再生粒度調整砕石 G
・クラッシャラン鉄鋼スラグ G	
・粒度調整鉄鋼スラグ G	
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G	

3 アスファルト舗装

アスファルト舗装の構成及び厚さ　※図示　・ (22.4.2～4、6)(表22.4.1、4)
材料及び種類
アスファルト　・再生アスファルト G
（標準仕様書 表22.4.1による種類：・60～80　・80～100）
・ストレートアスファルト
骨材　・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材 G
加熱アスファルト混合物等の種類
・密粒度アスファルト混合物（１３）
・細粒度アスファルト混合物（１３）
・密粒度アスファルト混合物（１３Ｆ）
試験
アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度　・

4 コンクリート舗装

構成及び厚さ (22.5.2～4)(表22.5.1～3)

舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)
コンクリート舗装	・車路、駐車場	※図示	・図示
	・歩行者用通路	※図示	※70　・

材料
コンクリート
※普通コンクリート　標準仕様書表22.5.1による　・
・以下による
コンクリートの種類　・
設計基準強度(N/mm²)　・
所定のスランプ(cm)　※8　・
粗骨材の最大寸法(mm)　・
早強ポルトランドセメント　・使用する　・使用しない
注入目地材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ
目地
種類　※標準仕様書表22.5.3による　・
間隔　※標準仕様書表22.5.3による　・　m程度ごと
構造　※標準仕様書図22.5.1による　・図示
舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度　・

6 透水性アスファルト舗装

透水性舗装の構成及び厚さ　※図示　・ (22.7.2、3、6)
材料
骨材　・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材 G
（標準仕様書 表22.4.1による種類：・60～80　・80～100）
舗装の平たん性　※著しい不陸がないもの　・
試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
・透水性コンクリート舗装 (22.5.2～4、6)
コンクリート舗装に対する基準値

項目	基準値
最大粒径　(mm)	13
空隙率　(%)	20以上
透水係数　(cm/s)	1×10^{-2}以上
目地の間隔	版厚の20倍程度

構成、厚さはコンクリート舗装による
・不織布（ジオテキスタイル）
敷設位置　※フィルター層と路床の間の敷設　・図示

・透水性コンクリート平板舗装 (22.8.2、3)
透水性コンクリート平板舗装は、ブロック系舗装による

・透水性インターロッキングブロック舗装 (22.8.2、3)
透水性インターロッキングブロック舗装は、ブロック系舗装による

電気設備工事特記仕様書

1　工事概要

1．1　工 事 名　　避難所空調設備設置工（緑小学校）
1．2　工事場所　　埼玉県春日部市緑町五丁目四番一号
1．3　工　　期　　建築工事特記仕様書による

1．4　工事科目（○印の付いたものを適用する）

⊙ 電灯設備	・ テレビ共同受信設備
⊙ 動力設備	・ テレビ電波障害防除設備
・ 電熱設備	・ 監視カメラ設備
・ 雷保護設備	・ 駐車場管制設備
⊙ 受変電設備	・ 防犯、入退室管理設備
・ 電力貯蔵設備	・ 自動火災報知設備
・ 発電設備	・ 自動閉鎖設備
・ 構内情報通信網設備	・ ガス漏れ火災警報設備
・ 構内交換設備	・ 電話配管設備
・ 情報表示設備	・ 中央監視制御設備
・ 映像、音響設備	・ 医療関係設備
・ 拡声設備（非常放送設備）	・ 昇降機設備
・ 誘導支援、呼出し設備	

1．5　指定部分　　⊙ 無　　・有（　　工期：令和　　年　　月　　日）
1．6　主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
　　建築工事特記仕様書による

1．7　建物概要
　　建築工事特記仕様書による

1．8　工事概要
　　建築工事特記仕様書による

1．9　同時期発注の関連工事　　※なし　（ただし、工事対象エリアで施設管理委託受注者が作業を行う）

2　工事仕様

2．1　共通仕様
（1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、春日部市電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
　なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
（3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2．2　特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
　⊙ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。）

項　目	特　記　事　項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 建築工事特記仕様書による
③ 工事用電力・水	建築工事特記仕様書による
④ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。
⑤ 足場・さんばし類	建築工事特記仕様書による ⊙本工事とする。
⑥ 監督員事務所	建築工事特記仕様書による
⑦ 保　　険	建築工事特記仕様書による
⑧ 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
⑨ 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※　適用する（契約金額による）　・　適用しない
⑩ 完成図書の電子納品	建築工事特記仕様書による
⑪ 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事　・別途） （1）引渡しを要するもの　（　　） （2）買取処分をするもの　（銅屑・鉄屑　　） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管　　） 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物　（　　） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。
⑫ 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかかり部の塗装については監督員の指示による。
⑬ 鍵	盤等の鍵は、既存盤の鍵と整合を極力図るものとする。
⑭ 地中電線路	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 敷き均し土：良質土 管種別：硬質ビニル電線管（VE）／耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE）／波付硬質合成樹脂管（FEP）／ポリエチレン被覆鋼管（PLP） （2）地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。 （3）地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。
⑮ 回路の種別行先の表示	ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。
⑯ 電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。
⑰ 電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。
⑱ 接地工事	漏電遮断機で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／色帯で区別する。
⑲ 建設発生土の処理	埋戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。
⑳ 再生砂・再生アスコン	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、　・使用できる。　※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
㉑ 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　最新版」（独立行政法人建築研究所監修）による。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 （1）設計用水平地震力 機器の重量［kgf］に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。 設計用標準水平震度 設置場所：上層階 屋上及び塔屋／中間階／地下・1階 機器種別：機器／防振支持の機器／水槽類（※1） 特定の施設 重要機器：2.0／2.0／2.0／1.5／1.5／1.0／1.0／0.6／1.5／1.5／1.0／0.6 特定の施設 一般機器：1.5／1.0／1.0／0.6／1.5／1.0／1.0／0.6 一般の施設 重要機器：1.5／1.0／1.0／0.6／1.5／1.0／1.0／0.6 一般の施設 一般機器：1.0／0.6／0.6／0.4／1.0／0.6／1.0／0.6 【備　考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 ・配電盤　・発電装置(防災用)　・直流電源装置　・交流無停電電源装置 ・交換機　・火災報知器受信機　・中央監視装置　・太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 （2）設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
㉒ あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。
㉓ はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
㉔ 改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 （1）内部足場　※ 脚立足場 （2）外部足場　※ 建築工事特記仕様書による
㉕ 墜落制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する　墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない
㉖ 施工計画書	※施工に先立ち、次の施工計画書を提出し監督員の承認を受ける ※総合施工計画書（工程・品質・安全・環境配慮・仮設計画等を含む） ※工種別施工計画書 ⊙電力設備工事　⊙受変電設備工事　・電力貯蔵設備工事 ・発電設備工事　・通信、情報設備工事　・中央監視制御設備工事 ・医療関係設備工事　・昇降機設備工事 ※その他監督員が必要と認めるもの
㉗ アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
㉘ その他	（1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 （4）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 （6）改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 （9）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2．3　工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する）

項　目	特　記　事　項
① 電灯設備	（1）配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は連用形とする。なお、2口コンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、市営住宅における住戸内のフラッシュプレートついては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 （2）照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 （3）照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 （4）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 （5）縦枠 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は縦枠を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、縦枠を必要としない。 （6）位置ボックスの省略 ケーブルころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
② 動力設備	（1）動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とする。 （2）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3　雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
④ 受変電設備	高　圧　引　込　　引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 （端末処理　・耐塩用　　・一般用　） 受　電　電　圧　　交流3相3線式　6.6kV　50Hz 柱上用高圧気中負荷開閉器(PAS)　定格電圧　7.2kV　定格電流　300A （既存） 主遮断装置　定格電圧　7.2kV　定格遮断電流　12.5kA 変圧器設備容量　動力用　200kVA×1台 電灯用　100kVA×1台 高圧進相コンデンサ　30.0kVar×　1台 直列リアクトル　・6%　・13% （改修後） 主遮断装置　定格電圧　7.2kV　定格遮断電流　12.5kA 変圧器設備容量　動力用　200kVA×1台 動力用　50kVA×1台 電灯用　100kVA×1台 高圧進相コンデンサ　50.0kVar×　1台 直列リアクトル　⊙6%　・13% 3.00kVar×　1台
5　構内情報通信網設備	
6　電力貯蔵設備	
7　発電設備	・ ディーゼル発電装置　・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置　・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置　・ 熱併給(コージェネレーション)発電装置 ・ 太陽光発電装置　・ 風力発電装置 ・ （概要）
8　構内交換設備	
9　自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備（非常放送設備）	
10　昇降機設備	

2．4　取付高さ
　壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名　　称	測　点	取付高さ（mm） 一　般	取付高さ（mm） 市営住宅
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300	1,200
〃　（身体障害者用）	〃	1,100	1,000
〃　（人感センサー切換用）	〃	2,000	2,000
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）	〃	300	400
〃　（和室）	〃	150	200
〃　（台上）	台上～中心	150	500
防水型コンセント	床上～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	900	900
復帰ボタン（　〃　）	〃	1,800	1,800
廊下表示灯（　〃　）	〃	2,000	2,000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000

3　その他

3．1　他工事との取合区分
　　建築工事特記仕様書による
3．2　図面上の縮尺
　　建築工事特記仕様書による
3．3　疑義
　　本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
3．4　工事用図面
　　建築工事特記仕様書による

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
　　建築工事特記仕様書による

2023.9

設計年月日		縮　尺	工　事　名　称	図　名	図面番号
	春日部市 学校教育部 教育施設課	—	豊野小学校外4校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	特記仕様書6　電気設備工事	共通-06

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）
2　工事場所　春日部市緑町五丁目４番１号
3　工　　期　契　約　確　定　日　　から　令和　　年　　月　　日
　現場施工期間　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日
　現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
4　建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
① 体育館	鉄骨造	１ 階	936.0	(7)	
②					
③					
④					
⑤					

5　工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	①	②	③	④	⑤	屋外
● 空気調和設備	一　式					
● 換気設備	一　式					
○ 排煙設備						
● 自動制御設備	一　式					
○ 衛生器具設備						
○ 給水設備						
○ 排水設備						
○ 給湯設備						
○ 消火設備						
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						

6　指定部分　※無　　・有
　対象部分：　　　　　　　　　　工期：令和　　年　　月　　日

7　主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
　1　専任期間の始期
　　請負契約締結の日から、（⊙現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間　・令和　　年　　月　　日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
　2　専任期間の終期
　　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
　3　専任期間の中断
　　自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8　工事範囲　　図示のとおり

9　機械設備工事概要
　1.空調機を設置し、冷媒管及びドレン配管を施工。
　2.有圧換気扇を設置し高所部分の熱気を排出する。
　3.空調機への一次側電源は電気工事とし、室内機二次側電源及び制御配線は機械工事とする。
　4.空調機を設置し[illegible]は機械工事とする。
　5.室外機基礎及びネットフェンスは建築工事とする。

10　電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は春日部市電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は春日部市建築工事特別共通仕様書による。

11　同時期発注の関連工事
　・建築工事　　・電気設備工事

Ⅱ　工事仕様

1　共通仕様
（1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、春日部市機械設備工事特別共通仕様書（最新版）（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
　なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
（3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2　特記仕様
（1）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項のうち選択する事項は、⊙印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
　⊙印と㊟印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項特記事項	① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、ｱｽﾍﾞｽﾄ含有の有無を確認し、ｱｽﾍﾞｽﾄを含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
	2 電気保安技術者	・置く　※置かない
	3 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
	4 技能士の適用	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事）・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）
	⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね３ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
	⑥ 監督員事務所	本工事で　・設ける（規模　　　　）　※設けない
	⑦ 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。
	⑧ 工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	⑨ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが　※できる　・できない
	⑩ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。　・本工事とする。
	11 建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。
	12 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類）　・山砂の類
	13 再生砂､再生砕石、再生アスコン使用	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、表層以外において監督員の了解を得た上で、　・使用できる。　※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、１購入あたり１検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
	14 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は　※本工事　・別途） （１）引渡しを要するもの（　　　　　　　　） （２）買取処分をするもの（　　　　　　　　） （３）再生資源化を図るもの（・硬質塩化ビニル管　・　　　　） （４）特別管理産業廃棄物（　　　　　　　　） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。
	⑮ 容量等の表示	（１）機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	16 配管	（１）地中埋設配管（排水管を除く） 　１）地中埋設標（コンクリート製）　※要（図示の箇所）　・不要 　２）地中埋設鋲（キャッツアイ）　※要（舗装部の分岐、曲部）・不要 　３）埋設表示テープ（２倍折込み）　※要　・不要
	⑰ 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度K_H及び設計用鉛直震度K_V（K_H／２）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	〈2.0〉	〈1.5〉	〈1.5〉	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉
１階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉

（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
　〈　〉内の数値は水槽類に適用する。
※上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階､13階建以上の場合は上層４階）
　中間階とは地下階，１階を除く各階で上層階に該当しないもの　（平屋建の場合は無し）
重要機器は次のものを示す。
　給水装置　　排水装置　　換気機器　　空調機器　　熱源機器
　防災設備　　監視制御設備　　危険物貯蔵装置
　火を使用する設備　　避難経路上に設置する機器

⑰-1 あと施工アンカー
　機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
　重量１００ｋｇを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
　施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
　金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
　接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
　（原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。）
　あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に１か所引張試験を実施すること。

● 一般共通事項特記事項（続き）

⑱ 防露保温工事
　標準仕様書第２編によるほか下記による。

空気調和設備工事の保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
ドレン管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b ・（ハ）・Ⅶ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	c2・（ロ）・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
蒸気管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B ・（イ）・Ⅱ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C2・（ロ）・Ⅱ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D ・（ロ）・Ⅱ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅱ
冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ハ）・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B ・（ハ）・Ⅲ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C1・（イ）・Ⅲ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D ・（ハ）・Ⅲ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房内の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・（ハ）・Ⅲ
温水管（膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B ・（イ）・Ⅰ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C2・（ロ）・Ⅰ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D ・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅰ

(注) 1．冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
　屋内露出部　※保温化粧カバー（※樹脂製　・亜鉛メッキ鋼板製　・ＳＵＳ製）
　屋外露出部　※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング　・ＳＵＳラッキング
　　・保温化粧カバー（※樹脂製　・亜鉛メッキ鋼鈑製　・ＳＵＳ製）
　2．施工種別Ｂの材料及び施工順序４、５に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
　3．機器類の保温材の種別は、(※グラスウール保温材　・ロックウール保温材)とする。

ダクトの保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
長方形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・（イ）・ＸⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	Ⅰ ・（イ）・ＸⅠ
	屋内隠ぺい、ＤＳ内	Ⅰ ・（ロ）・ＸⅠ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	K3・（イ）・ＸⅠ
円形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・（イ）・ＸⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N ・（イ）・ＸⅠ
	屋内隠ぺい、ＤＳ内	N ・（ロ）・ＸⅠ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	P3・（イ）・ＸⅠ
消音内貼り	サプライチャンバー	M ・（ロ）・Ⅸ
	消音チャンバー・消音エルボ	L ・（ロ）・Ⅷ

給排水衛生設備工事の保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b ・（ハ）・Ⅶ
	天井内	c2・（ロ）・Ⅶ
	ＰＳ内及び空隙壁中	―
	市営住宅ＰＳ内	c2・（ハ）・Ⅶ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	―
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	―
	機械室、書庫、倉庫	―
	天井内	c2・（ロ）・Ⅶ
	ＰＳ及び空隙壁中	―
	及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（イ）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b ・（イ）・Ⅰ
	天井内	c2・（ロ）・Ⅰ
	ＰＳ内及び空隙壁中	d ・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房内の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（イ）・Ⅰ

(注) 1．消火、排水及び通気管のうち見えかかり部は塗装を施す。
　2．排水管の管種が耐火二層管、耐火ＶＰの場合は、保温を要しない。
　3．施工種別ｂの材料及び施工順序３､４に替え､アルミガラス化粧原紙を使用する。
　4．機器類の保温材の種別は、（※グラスウール　　・ロックウール）とする。
　5．消火管屋外露出部保温仕様は、e3・（ハ）・Ⅶとする。
　6．便所内露出ＳＵＳ管及び流し内露出ＳＵＳ管は保温を要しない。
　7．空調設備を要する便所以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工個所によらず保温を要しない。
　※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてＦ☆☆☆☆とする。

19　防凍保温
・屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。
※図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防凍保温を行う。
　※保温仕様は保温厚さを40mmとする。
　・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

⑳　塗装
　下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
　※機械室、書庫、倉庫　・
　下記の金属電線管は塗装を行う。
　※屋外露出　※多湿箇所　屋内露出（※見えかかり部　・　　　　）

㉑　電線
　表示なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
　ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項特記事項（続き）	㉒ はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示した個所についてＸ線撮影調査と実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
	23 管の埋設深さ	（１）公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 （２）構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで６００mmとする。 （３）その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで３００mmとする。
	24 既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
	25 絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分　※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※５０Ａ以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ　・全て絶縁フランジ
	㉖ 天井仕上げ区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	㉗ 他工事との取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
	㉘ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
	㉙ 保険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後１４日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
	30 配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
	㉛ 墜落制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する　　墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン　による ・使用を要しない
	㉜ 誘導電動機	三相誘導電動機はＪＩＳ Ｃ ４２１３（ＩＥ３）トップランナーモーターとする。
	㉝ 施工計画書	※施工に先立ち、次の施工計画書を提出し監督員の承認を受ける。 ※総合施工計画書（工程・品質・安全・環境配慮・仮設計画等を含む） ※工種別施工計画書 ・共通工事　・空気調和設備工事　・自動制御設備工事　・給排水衛生設備工事 ・ガス設備工事　・さく井設備工事　・浄化槽設備工事　・昇降機設備工事 ・機械式駐車設備工事　・医療ガス設備工事 ※その他監督員が必要と認めるもの
	㉞ 完成図書の納品	完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 市営住宅の完成図の提出部数は、Ａ３二つ折り２部とする。
	㉟ その他	工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 工事用図面 工事着手時原設計図　縮小製図（A3版　A3版以上の設計図はA3に縮小） ※要（　　部）　・不要
● 改修一般事項（付加事項）	① 共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
	② 改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 （１）内部足場　※　脚立足場　　・枠組足場　・ （２）外部足場　※Ａ種(枠組足場)　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　・Ｆ種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」(厚生労働省)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の２の⑴手すり据置方式又は⑵手すり先行専用足場方式により行うものとする。
	③ 既存部分養生・既存家具等養生	（１）関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（２）による。） （２）本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート　・合板　・
	4 備品等の移動	・別途工事　・本工事　※接続配管等の取外し、接続は本工事
	5 仮設間仕切り	（１）関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（２）による。） （２）本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※Ａ種　単管下地全面シート張り　・
	6 撤去後機材の扱い	（１）改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 （２）撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
	7 支持金物の再使用	（１）インサート金物　・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる　※新品 （２）形鋼支持金物等　・再使用できる　※新品
	⑧ あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
	9 フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入　・フロン再生後引き渡し　・未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
	⑩ 総合調整	・全体再調整　※改修部及び影響部のみ調整
	11 既設基礎類の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
	⑫ アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。

2024.7

設計年月日		縮尺	工事名称	図面名	図面番号
	春日部市 学校教育部 教育施設課	―	豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	機械設備工事特記仕様書（１）	共通-07

13 そ の 他

（1）図面上の縮尺は、ＪＩＳ　Ａ1版とした縮尺とする。
（2）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。
（3）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
（4）ＦＦ式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について
ＦＦ式温風暖房機の一時取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。

●空気調和設備

1 設計温湿度

	外気		屋内 一般系統		屋内		屋内	
	温度[DB]	湿度[RH]	温度[DB]	湿度[RH]	温度[DB]	湿度[RH]	温度[DB]	湿度[RH]
夏期	37.1℃	47.1%	28 ℃	%	℃	%	℃	%
冬期	0.5℃	49.4%	20 ℃	%	℃	%	℃	%

※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。

2 総合試運転調整

※本工事　・別途
風量調整　・する　※しない
水量調整　・する　※しない
騒音の測定　・する　※しない
室内外空気の温湿度の測定　※する　・しない
室内気流及びじんあいの測定　・する　※しない
初期運転状態の記録　※する　・しない
工事対象範囲の既設機器運転状態の記録　・する　※しない

3 煙　　道

（1）鉄板厚　（※3．2mm　・4．5mm　）
（2）ばい煙濃度計　※設ける　・設けない
（3）ばいじん量測定口　※設ける（測定口は８０Φとする）・設けない

4 煙　　突

※別途　・本工事

5 長方形ダクト

※低圧ダクト（亜鉛鉄板製）
長辺の長さ１５００mm以下　※共板工法　・スライドオンフランジ工法
・アングルフランジ工法
それ以外の部分　※アングルフランジ工法
・高圧１ダクト（亜鉛鉄板製）　・高圧２ダクト（亜鉛鉄板製）
・ステンレス製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）・塩ビ製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）

6 円形ダクト

※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製　・ステンレス製）　・硬質塩化ビニル管（ＶＵ）
・換気用耐火二層管（大臣認定品）　※フレキシブルダクト（・保温付　・保温無）
(注)１　使用区分は図示による。

7 風量測定口

取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。
送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンバーの分岐ダクト

8 チャンバー

（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバ及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。
・３００×３００　・３００×５００　※４００×６００　・５５０×７５０
（3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。

9 吹出口及び吸込口ボックス

※亜鉛鉄板製　・グラスウール製

10 ダンパー

（1）防煙ダンパー　復帰方式（※遠隔　・　　）定格入力ＤＣ24Ｖ，0.7Ａ以下
（2）ピストンダンパー　復帰方式（※遠隔　・　　）

11 配管材料

（1）冷温水管　※配管用炭素鋼鋼管（白）・
（2）冷却水管　※配管用炭素鋼鋼管（白）・
（3）ブライン管　※配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
（4）冷媒管　※断熱材被覆銅管
（保温厚mm　ガス管　※20以上　・10以上　液管　・20以上　※10以上）

（5）ドレン管（屋外）　・配管用炭素鋼鋼管（白）　※硬質塩化ビニル管ＶＰ
ドレン管（屋内）　※保温機能付空調用ドレン管（ｴｽﾛﾝACﾄﾞﾚﾝﾊﾟｲﾌﾟ相当品）
・耐火二層管ＶＰ（ＦＤＰＳ－１）
・配管用炭素鋼鋼管（白）　・硬質塩化ビニル管ＶＰ
（消防協議事項：　　）
ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧１ｍを超える配管には使用しない。
（6）油管　※配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
（7）蒸気管　給気管　※配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
還　管　※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40　・ステンレス鋼管
（8）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管
※配管用炭素鋼鋼管（白）　・

12 弁　　類

規格はＪＩＳ又はＪＶとし、指定なきものは５Ｋ、それ以外は図示及び共通仕様書による。
また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。

13 温 度 計

取付部は下記による。
※熱源機器の冷温水管(出入口共)、冷却水管(出入口共)　※空気調和機の冷温水管(出入口共)
※ダクト接続形空気調和機のサブライチャンバー、レタンダクト、
外気取入ダクト及びレタンチャンバー
※冷温水ヘッダー（往）及び各還り管　※熱交換器の温水管（出入口）　・

14 圧 力 計

取付部は下記による。
※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共）
※空気調和機の冷温水管（出入口共）
※冷温水ヘッダー（往）及び各還り管　※熱交換器の温水管（出入口）　・

15 瞬間流量計

瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※１個　・　個）付属とする。
・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形　・着脱形）を設ける。
・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形　・着脱形）を設ける。

16 油面制御装置

※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形　・着脱形）を設ける。
制御盤には（※給油ポンプ制御　※満減油警報　・遠隔警報　・電磁弁制御
・返油ポンプ制御　）の端子を設ける。
なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。

17 冷却塔

※直交流式　・向流型
※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置　※自動ブロー装置　・
補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。

18 空気熱源ヒートポンプ空調機

標準仕様書によるほか下記による。
（1）圧縮機原動機の制御方式　※回転数制御　・オンオフ制御
（2）冷媒　ＨＦＣ（Ｒ４１０Ａ、Ｒ３２又はＲ４０７Ｃ）
（注１）Ｒ４１０Ａを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。
（注２）Ｒ３２を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。
（3）埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。

●換気設備

1 長方形ダクト

※低圧ダクト（亜鉛鉄板製）
長辺の長さ１５００mm以下　※共板工法　・スライドオンフランジ工法
・アングルフランジ工法
それ以外の部分　※アングルフランジ工法
・高圧１ダクト（亜鉛鉄板製）　・高圧２ダクト（亜鉛鉄板製）
・ステンレス製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）・塩ビ製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）

2 円形ダクト

※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製　・ステンレス製）　・硬質塩化ビニル管（ＶＵ）
・耐火二層換気管（大臣認定品）　※フレキシブルダクト（・保温付　・保温無）
(注)１　使用区分は図示による。

3 風量測定口

取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。
送風機吐出ダクト又は吸込ダクト，外気取入ダクト

4 チャンバー

（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。
・３００×３００　・３００×５００　※４００×６００　・５５０×７５０
（3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。

5 ダンパー

（1）防煙ダンパー　復帰方式（※遠隔　・　　）定格入力ＤＣ24Ｖ，0.7Ａ以下
（2）ピストンダンパー　復帰方式（※遠隔　・　　）

6 多湿箇所の排気ダクト

（1）排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（ＶＵ）
（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火ＶＰ）を使用できる。
※浴室（シャワー室、脱衣室を含む）　・
（2）水抜き管は（※厨房、浴室　※結露水が滞留する部分　・　　）の排気ダクトには設ける

7 保　　温

下記のダクトの保温を行う。
※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト
仕様はＮ・（ロ）・ＸＩとする。
保温施工範囲は、給気用ＯＡダクトは全て、また、排気用ＥＡダクトは外壁より１ｍの部分とする。
※（※厨房　・湯沸室　・　　）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はｈ・（イ）・Ⅸとし範囲は図示による）

8 試運転調整

風量調整　・する　※しない
風量測定　する　※しない
騒音の測定　・する　※しない

○排煙設備

1 ダ ク ト

※亜鉛鉄板　・

2 排煙口の形式

※天井取付（・スリット形　※スイング形）
・壁取付　（・スリット形　・スイング形）

3 排煙口手動開放装置

開放及び復帰方式　※ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要）

4 排煙風量測定

建築設備定期検査業務基準書（（一財）日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

●自動制御

1 中央監視制御装置

・有り　※無し

2 構成・機能

図示による

3 電気計装用機材

使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線またはＥＭケーブルとする。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

4 計装制御

※カードタイマーにより発停を制御する、仕様は別紙の通り。
※カードタイマーのメモリー書き込み、納品は本工事とする。

○衛生器具設備

1 小便器用節水装置

JIS B 2026（自動水栓）による電気開閉式とし、小便器（※一体形・分離形）とする。

2 バリアフリー対応

・小便器　※全部ストール形　・一部ストール形
手すり（・本工事　※別途工事）
・洗面器　※自動水栓（・全部　※一部）　・レバー式水栓（一部）
・シャワー　※サーモスタット式　・ミキシング式
※スライドバー　・フック　※止水機能付節水形シャワーヘッド
・鏡　※６００×８００（耐食鏡）　・傾斜鏡（・照明無　・照明付）

3 衛生器具付属水栓

（1）器具付属止水栓は　※ドライバー式　・ハンドル式
（2）水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。

4 自動水栓類の電源

※ＡＣ１００Ｖ　・乾電池等　・自己発電

5 暖房便座

（1）JIS A 4422（温水洗浄便座）とする。
（2）機能種別　※温水洗浄　※脱臭　・温風乾燥　・トイレ室内暖房
（3）温水洗浄加熱方式　※瞬間式　・貯湯式
（4）使用流体は、飲料用水道水とする。
（5）リモコン　・ＡＣ１００Ｖ　・乾電池等　※自己発電

6 大便器洗浄弁・洗浄用タンク

器具表又は下記の場合を除き、※節水Ⅰ型・節水Ⅱ型とする。
・洗浄弁操作方式は、※手動式・電気開閉式（※センサー式・タッチスイッチ式）
・上層階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。

7 大便器耐火カバー

※設ける（ピット内は除く）　・設けない

8 掃除流し

※共栓なしとする。　・共栓付とする。

9 排水器具用ｺﾞﾑ継手

※使用できる　・使用できない

10 標 記 板

大便器、小便器の洗浄水用に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。

11 水せっけん入れ

せっけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗い器に設ける。

12 擬音装置

・女子用トイレブースに設置する。（※本工事　・別途工事）
・男子用トイレブースに設置する。（※本工事　・別途工事）
・バリアフリートイレブースに設置する。（※本工事　・別途工事）

13 そ の 他

衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。

○給水設備

1 配管材料

配管材料は　※下記　・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記）　による。

	施工箇所	管種別
上水配管	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	※ＳＵＳ　・ＳＧＰ－ＰＤ ・ポリブデン管
	ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管）	※ＳＵＳ　・ＳＧＰ－ＰＤ　・ＨＩＶＰ ・ポリブデン管
	保温をしない屋外露出部	※ＳＵＳ　・ＳＧＰ－ＰＤ
	地中埋設部（水道直結部分）	・ＨＩＶＰ　・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ） ・
	地中埋設部（一般部分）	※ＨＩＶＰ　・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ） ・
	市営住宅　住戸内	※ポリブデン管（さや管ヘッダー工法）
	便所天井内、ＰＳ内（注５）	※高密度ポリエチレン管（３２Ａ以上）
	便所天井内	※ポリブデン管（１０mm保温付）
	便所空隙壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブデン管
	その他の部分	※ＳＵＳ　・ＳＧＰ－ＰＤ　・ＨＩＶＰ ・ポリブデン管
中水配管	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	※ＳＵＳ　・ＳＧＰ－ＰＤ　・ＨＩＶＰ ・ポリブデン管
	湿潤シンダー内配管	※ＳＵＳ　・ＳＧＰ－ＰＤ　・ＨＩＶＰ ・ポリブデン管
	保温をしない屋外露出部	※ＳＵＳ　・ＳＧＰ－ＰＤ
	地中埋設部（一般部分）	※ＨＩＶＰ　・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ） ・
	便所天井内、ＰＳ内（注５）	※高密度ポリエチレン管（３２Ａ以上）
	便所天井内	※ポリブデン管（１０mm保温付）
	便所空隙壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブデン管
	その他の部分	※ＳＵＳ　・ＳＧＰ－ＰＤ　・ＨＩＶＰ ・ポリブデン管

(注)１．ＳＵＳとは、JIS G 3448 またはJWWA G 115 に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部（・圧縮・ﾀﾞﾌﾞﾚｽ※拡管）便所・廊下流し廻り露出配管（※拡管）とする。
２．ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。
３．飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。
４．建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用桝を設ける。
５．口径２５Ａにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。
６．高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂（ＰＥ１００）を採用し、管と継手を電気溶着にて接合するものをいう。
７．地中埋設部（水道直結部分）は水道事業者の指示による。

2 一体形タンク

一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。

3 水　　栓

※給湯用水栓を除き大きさの呼び１３の水栓は、節水コマとする。
・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマととする。

4 量 水 器

※親メーター（※貸与品　・　　）　・子メーター（※買い取り・　　）

5 量水器桝

※水道事業者指定品　・標準図ＭＣ形

6 弁　　類

規格はＪＩＳ又はＪＶとし、水道直結部分は１０Ｋとし、指定なきものは５Ｋ、それ以外は図示及び標準仕様書による。

7 水 栓 柱

・防寒コンクリート水栓柱（１２００Ｌ）　※不凍給水栓

8 建物導入部配管

図示部分について下記のとおり施工する。
※埋設用フレキシブルジョイント２本をＬ字状に設ける。
・標準図施工４（　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ））

9 検針方法

水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。

10 水道利用加入金

水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。

11 本管取出し

水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。

○排水設備

1 配管材料

配管材料は　※下記　・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記）　による。

	施工箇所	管種別
雑排水配管	床下、暗渠内(ピット内、共同溝を含む。)	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ
	厨房等の温排水	※ＳＧＰ（白）・
	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)又は耐火ＶＰ ・ＳＧＰ（白）
	その他の部分	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
汚水配管	床下、暗渠内(ピット内、共同溝を含む。)	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ
	耐火性能を要求される場所	※耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)又は耐火ＶＰ ・排水用ﾉﾝﾀｰﾙｴﾎﾟｷｼ塗装鋼管
	その他の部分	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
共通	地中埋設部	※ＲＳ－ＶＵ又はリサイクルＶＵ　・ＶＵ ・卵形管（ゴム輪接合） ※ＲＥＰ－ＶＵ(軽荷重の場合) ・ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ
通気配管	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)又は耐火ＶＰ ・ＳＧＰ（白）
	その他の部分	※リサイクルＶＰ又はＲＦ－ＶＰ　・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管

（注）１．リサイクルＶＰ、リサイクルＶＵはJIS K6741の規格をもつ塩ビリサイクル管、RF-VP、RS-VU又は、REP-VUは標準仕様書第２編２．１．２．６による。
２．雨水排水を含む場合は、雨水排水管は雑排水配管の材料種別による。
３．原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はＹ４５度で行う。

2 洗面器等の排水管

洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップする。

3 満水試験継手

３階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。
※掃除口付きソケット　・満水試験用掃除口ソケット

4 桝の適用

別紙桝表による。

○給湯設備

1 配管材料

・露出部　Ｍ銅管　その他　保温付被覆銅管（Ｍ銅管）
・一般配管用ステンレス鋼管
・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）

2 絶縁フランジ

取付部は下記による。
※銅管と銅管及びこれに類する部分
※銅管とステンレス管及びこれに類する部分

3 弁　　類

（1）規格はＪＩＳ又はＪＶとし、指定なきものは５Ｋ、それ以外は図示による。
（2）ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。

4 ガス瞬間湯沸器

※屋外設置の潜熱回収型　・PS扉内設置の潜熱回収型

5 電気給湯器

飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。

○消火設備

1 配管材料

屋内消火栓用　一般配管※ＳＧＰ（白）　・ＳＴＰＧ370（白）Sch40
地中埋設※ＳＧＰ－ＶＳ　・ＨＩＶＰ
・高密度ポリエチレン管（消火用）
消火用　一般配管※ＳＧＰ（白）　・ＳＴＰＧ370（白）Sch40
地中埋設※ＳＧＰ－ＶＳ　・ＨＩＶＰ
・高密度ポリエチレン管（消火用）
不活性ガス消火用　※ＳＴＰＧ370（白）Sch40　・ＳＴＰＧ370（白）Sch80

2 建物導入部配管

図示部分について下記のとおり施工する。
※埋設用フレキシブルジョイント２本をＬ字状に設ける。
・標準図施工４（　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ））

○ガス設備

1 配管材料

都市ガス　ガス事業者の供給規定による。埋設配管はＰＥ管を原則とする。
液化石油ガス　一般配管　※ 合成樹脂被覆鋼管　・ ＳＧＰ（白）
地中埋設　※ ＰＥ管　・

2 ガス漏れ警報遮断装置

漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。

3 液化石油ガスの供給権

ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。

○厨房設備

1 厨房機器の固定

原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。

2 シンク用水栓

※レバー式泡沫水栓　・自動水栓

3 安全装置の機能の適用

標準仕様書第5編１・６・１の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第１条　この特記仕様書は、春日部市機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第２条　受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
・種類及び処理量　汚泥（油分を含む汚泥）　．　m3
・中間処理施設　市　地内、（株）
・処理方法　・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず）
・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）
２　受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第３条　受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
２　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
３　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
４　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
第４条　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
２　受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。
第５条　濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
２　受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
３　この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

2024.7

設計年月日		春日部市 学校教育部 教育施設課	縮尺	工事名称	図面名	図面番号
			—	豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	機械設備工事特記仕様書（２）	共通-08

リレー盤（システム工事）

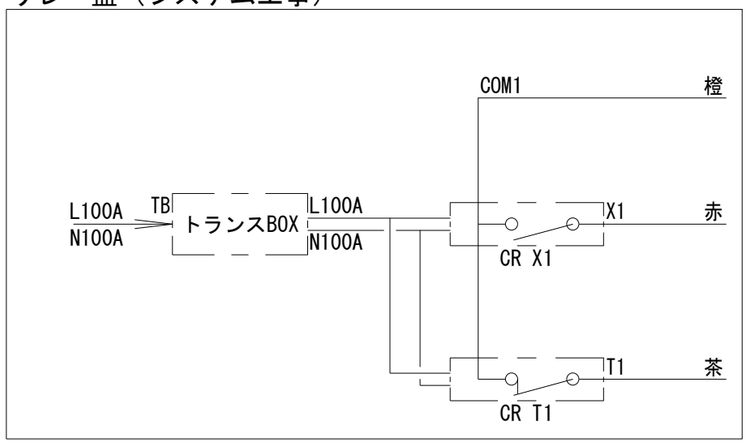

＜配線図＞

プリペイドカードを入れるとエアコンは運転、タイマーONの間のみリモコン操作を可能とする設定

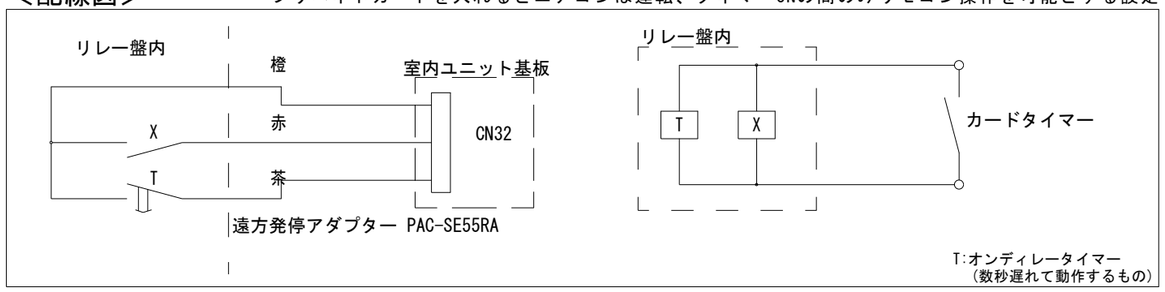

［動　作］

カードタイマー接点 オンディレータイマー接点	状態	手元リモコンからの操作	
		運転/停止操作	その他設定(温度/風速など)
ON OFF(数秒遅れ)	タイマー制御/運転開始→ リモコン制御	許可 (オンディレータイマー接点OFF後)	許可
OFF ON	タイマー制御/停止	禁止	停止

停止ボタンを押してもカードタイマーのカウントは停止しない。

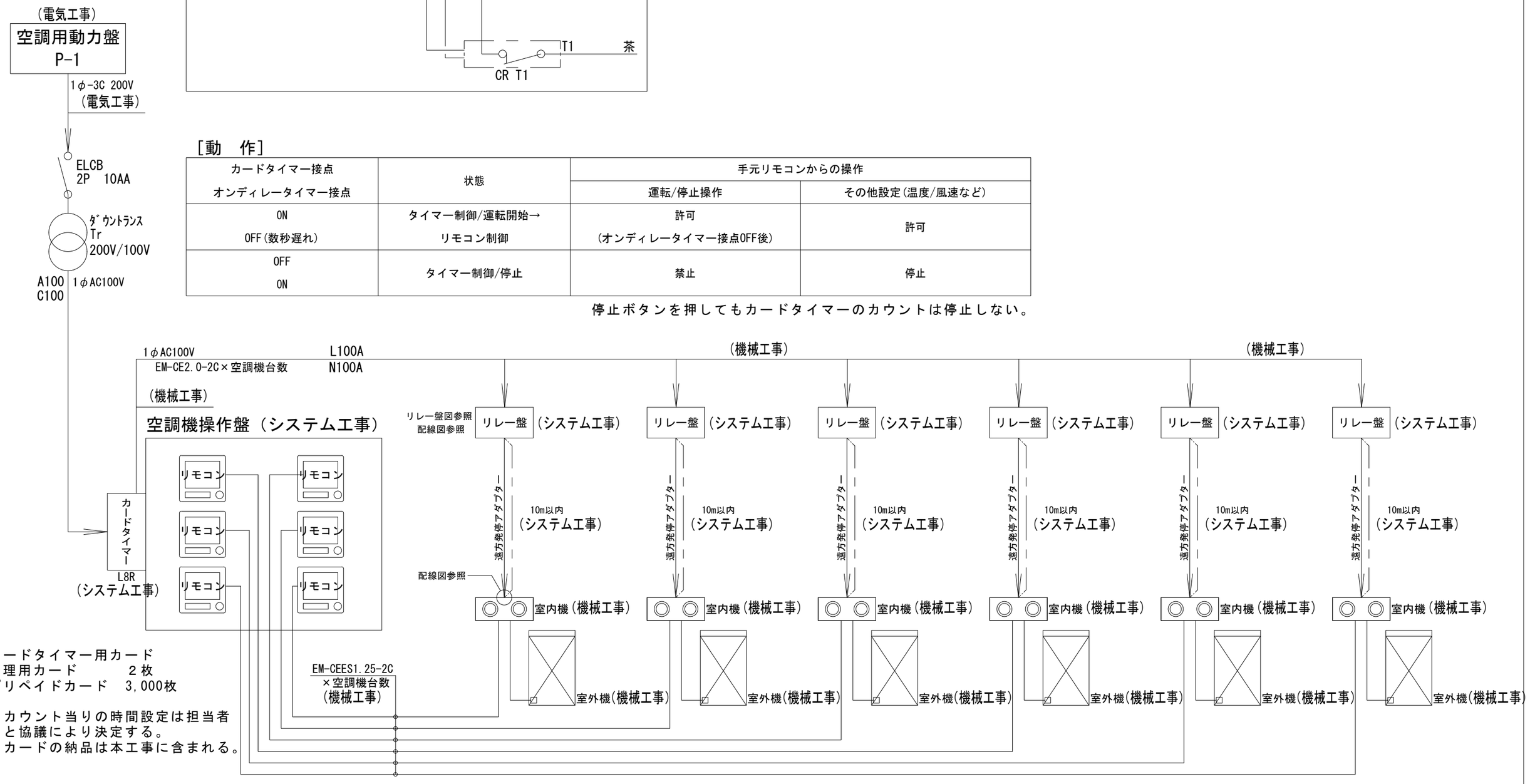

カードタイマー用カード
管理用カード　　２枚
プリペイドカード　3,000枚

カウント当りの時間設定は担当者と協議により決定する。
カードの納品は本工事に含まれる。

※系統図は空調機６台設置の場合であり、リレー盤の台数は空調機と同じ台数を設置する。

春日部市 学校教育部 教育施設課	縮尺 A1:1/100 A3:1/200 設計年月日 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校） 図面名称 機械設備特記仕様3　制御設備システム図	共通-09

工事建物：春日部市立緑小学校（体育館）
工事場所：春日部市緑町五丁目４番１号

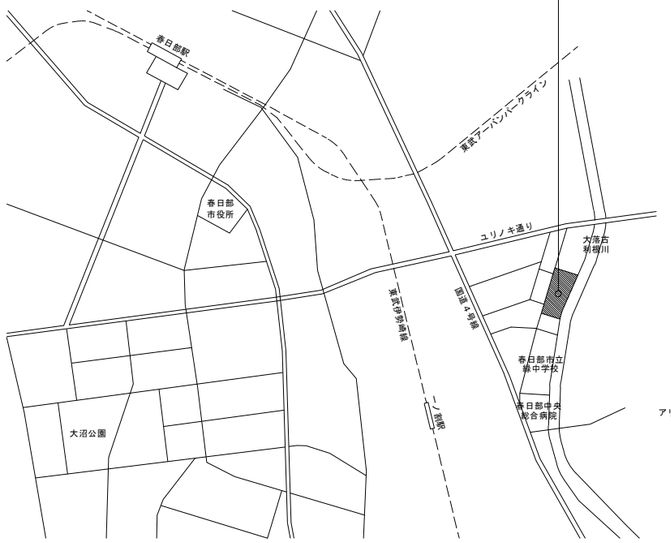

案内図　NO.SCALE

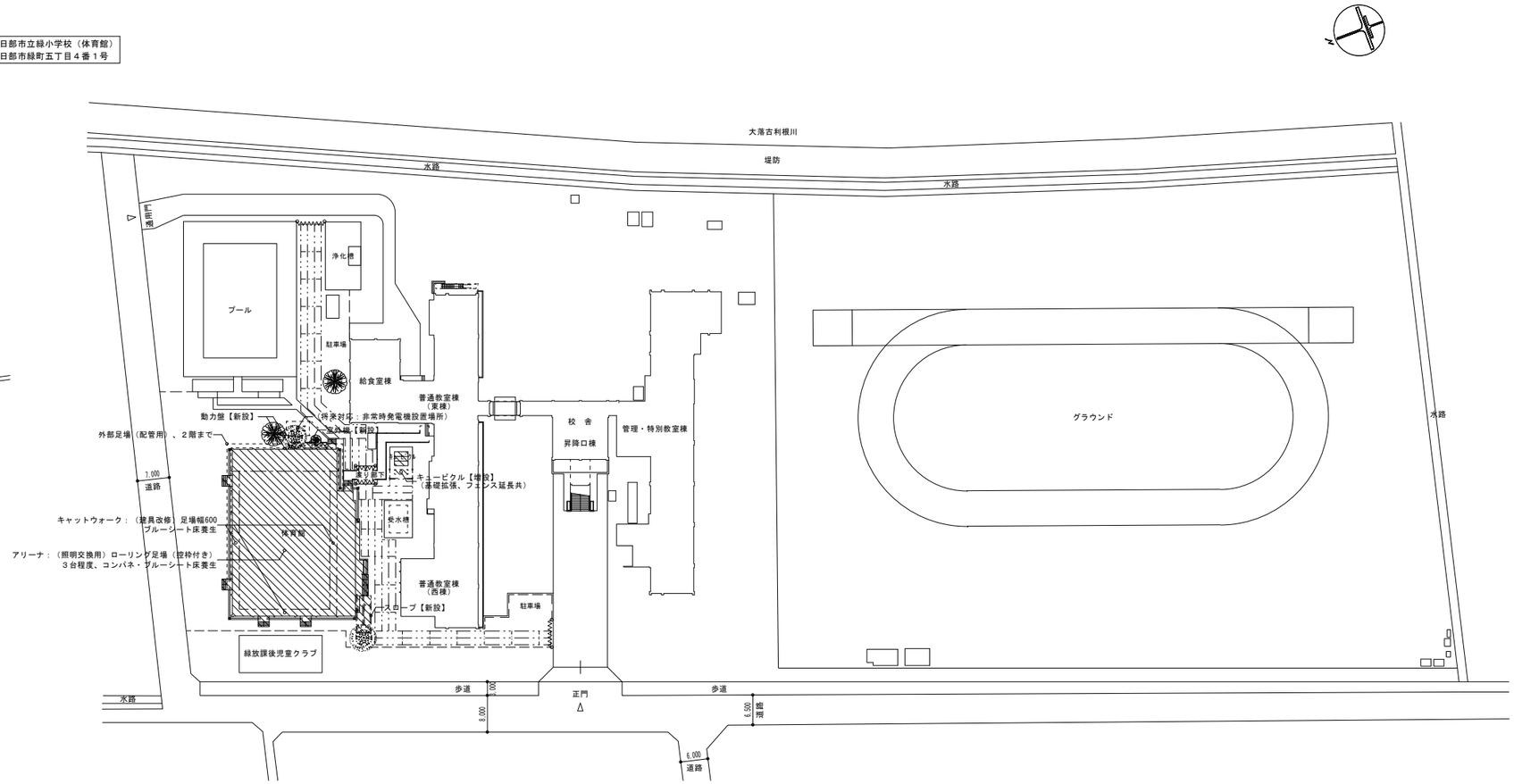

配置図兼仮設計画図（参考）　Ｓ＝１／６００

仮設計画凡例：（参考：交通誘導員40日、仮設存置期間4ヶ月）

は、キャスターゲート（Ｈ２．０ｍ）を示す。

は、仮囲いガードフェンス（Ｈ１．８ｍ）を示す。

は、くさび緊結式足場　手摺先行型　幅900を示す。

は、プラスチック敷板（ｔ12.7）を示す。

特記事項：・工事開始前に、学校・監督員と協議を行い施設の運営や行事に関しては協力すること。
・正門・その他各所に工事案内板を設置し、出入口案内及び立入禁止区域・安全対策等について適宜掲示を行うこと。内容については、事前に学校の了承を得ること。
・工事車両は、事前に台数・出入位置について学校と打合せを行い安全確認をすること。
・工事期間中の機械警備は、工事期間においても機械警備を行なわれる様にする。工事範囲は、セキュリティー区域とし請負者の責任により管理を徹底すること。
・工事期間中も、工事範囲外の校舎・プール・給食室・グラウンドを生徒・職員が使用するので、安全に充分注意し管理を徹底すること。
・仮設材設置の為アスファルト面に開けた孔はアスファルトにて適宜充填復旧すること。
・工事範囲において、地盤面・舗装面が荒れた場合は、整地・土砂補充・舗装面の復旧を適宜行うこと。前記のアスファルト孔埋めと同様に、復旧後監督員の検査を受けること。

凡例：　は、工事箇所を示す。

	春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
		縮尺 A1：1/600 A3：1/1.200	図面名称 案内図、配置図兼仮設計画図（参考）	緑A-08

仕上表

内部仕上げ

階	室名		床	巾木	壁	天井	廻り縁	天井高	室名札	備考
1，2階	アリーナ	改修前	・ブナフローリング　t18　ウレタン塗装 ・（キャットウォーク）縞鋼板　t4.5	・ラワン　H＝100　ＯＳ塗	・鋼縁 40×45 タテヨコ　@450下地、 ラワン合板 t=12 目透し張　OS塗 【一部、下地共撤去】	・木毛板　t25　表わし	－	床～軒高 7，450		（キャットウォーク） ・手摺：鋼製＋ＳＵＳメッシュ　Ｈ＝1，200
		改修後			・鋼縁 40×45 タテヨコ　@450下地、 ラワン合板 t=12 目透し張　OS塗 【一部、下地共張替】					（キャットウォーク） ・空調室内機　【新設】 鉄骨架台　溶融亜鉛メッキ仕上 ・手摺（空調正面）：結露防止塗装　Ｗ＝1，800 【下地調整の上、塗替】
	玄関	改修前	・せっ器質タイル　150角 【一部撤去】 ・モルタル金ゴテ仕上 【一部撤去】	・上框：人造石研ぎ出し ・モルタル金ゴテ　ＶＰ塗	・モルタル金ゴテ　ＶＰ塗	・化粧石膏ボード　ｔ９．５ 【一部撤去】	塩ビ製 （天井共）	2，700 2，800		・木製スノコ　【一時撤去】
		改修後	・（段差） 勾配床：コンクリート打設、刷毛引き仕上 【新設】 立上り：コンクリート打放し補修の上、複層仕上塗材Ｅ、角面取り 【新設】			・化粧石膏ボード　ｔ９．５ 【一部新設】	塩ビ製 （天井共）			・木製スノコ　【再設置】
		改修前				・便　所：化粧石膏ボード　t9.5　【一部撤去】 ・器具庫：木毛板　t25　白セメント吹付　（既存のまま） ・会議室：石膏ボード　t9.0＋岩綿化粧吸音板　t12　【一部撤去】 ・通用口：石膏ボード　t9.0　ＶＰ塗　【一部撤去】	塩ビ製 （天井共）			
		改修後				・便　所：化粧石膏ボード　t9.5　【一部新設】 ・会議室：石膏ボード　t9.5＋岩綿化粧吸音板　t12　【一部新設】 ・通用口：石膏ボード　t9.5　ＥＰ塗　【一部新設】	塩ビ製 （天井共）			
		改修前								
		改修後								

その他

外部		・玄関スロープ　【新設】 新規コンクリート打設 床面：コンクリート打設、刷毛引き仕上 立上：コンクリート打放し補修の上、複層仕上塗材Ｅ、角面取り 手摺：２段手摺（Ｈ＝850）、亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上、高耐候性樹脂粉体塗装 （支柱）60.5φ、（上段手摺）42.7φ、（下段手摺）34.0φ 点状ブロック：視覚障害者用床タイル　300角　t13 ・室外機基礎、分電盤（自立型）基礎　【新設】 新規コンクリート打設 コンクリート打放し補修仕上 スチールメッシュフェンス（Ｈ＝1，800）、丸形柱、縦横メッシュ、両開き戸（カギ付き） ・中木、高木（室外機設置部分）　【伐根】、【埋め戻し】 中木　１本 高木　２本 ・（既存外壁仕上）：防水紙、石膏ボード　t15下地、金属製サイディング　t15張 （既存柱型仕上）：防水紙、石膏ボード　t15下地、金属製サイディング　t15張		

特記事項	
	改修仕様の詳細は、「特記仕様書」「春日部市建築工事特別共通仕様書」「埼玉県建築工事特別共通仕様書」、（国交省）「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」「建築物解体工事共通仕様書」に準ずる。
	新規建築材料は、Ｆ☆☆☆☆規格品・ゼロアスベスト製品とする。塗料は、Ｆ☆☆☆☆で揮発性有機化合物の少ない製品を使用する。
	撤去については、特記なき限り「撤去・廃棄処分」とする。
	アスベスト分析調査報告書　（判定結果）含有せず。
	＊伐根は、重機を使用し、伐採・掘削・根の切断及び引き抜き、撤去・廃棄処分とし、最後に、土壌を復旧（周辺地盤合せ）すること。

記号凡例			
	ＳＯＰ：合成樹脂調合ペイント	ＯＳ：オイルステイン	壁ＬＧＳ　：軽量鉄骨下地（特記なき限り）６５形、（界壁）Ｓ６５・Ｒ７５、（ライニング）ＬＧＳ下地６５形
	ＥＰ：合成樹脂エマルジョンペイント	ＣＬ：クリヤラッカー	天井ＬＧＳ：軽量鉄骨下地（特記なき限り）１９形、（屋外）２５形
	ＥＰ－Ｇ：つや有り合成樹脂エマルジョンペイント		ＣＢ　　：建築用（空洞）コンクリートブロックＡ種
	ＶＰ：塩化ビニールペイント		
	ＤＰ：耐候性塗料（３級）		
	ＵＣ：ウレタンクリヤ（床：２液、他：１液）		

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.	
	縮尺 －	図面名称 仕上表	緑A-09	

改修前

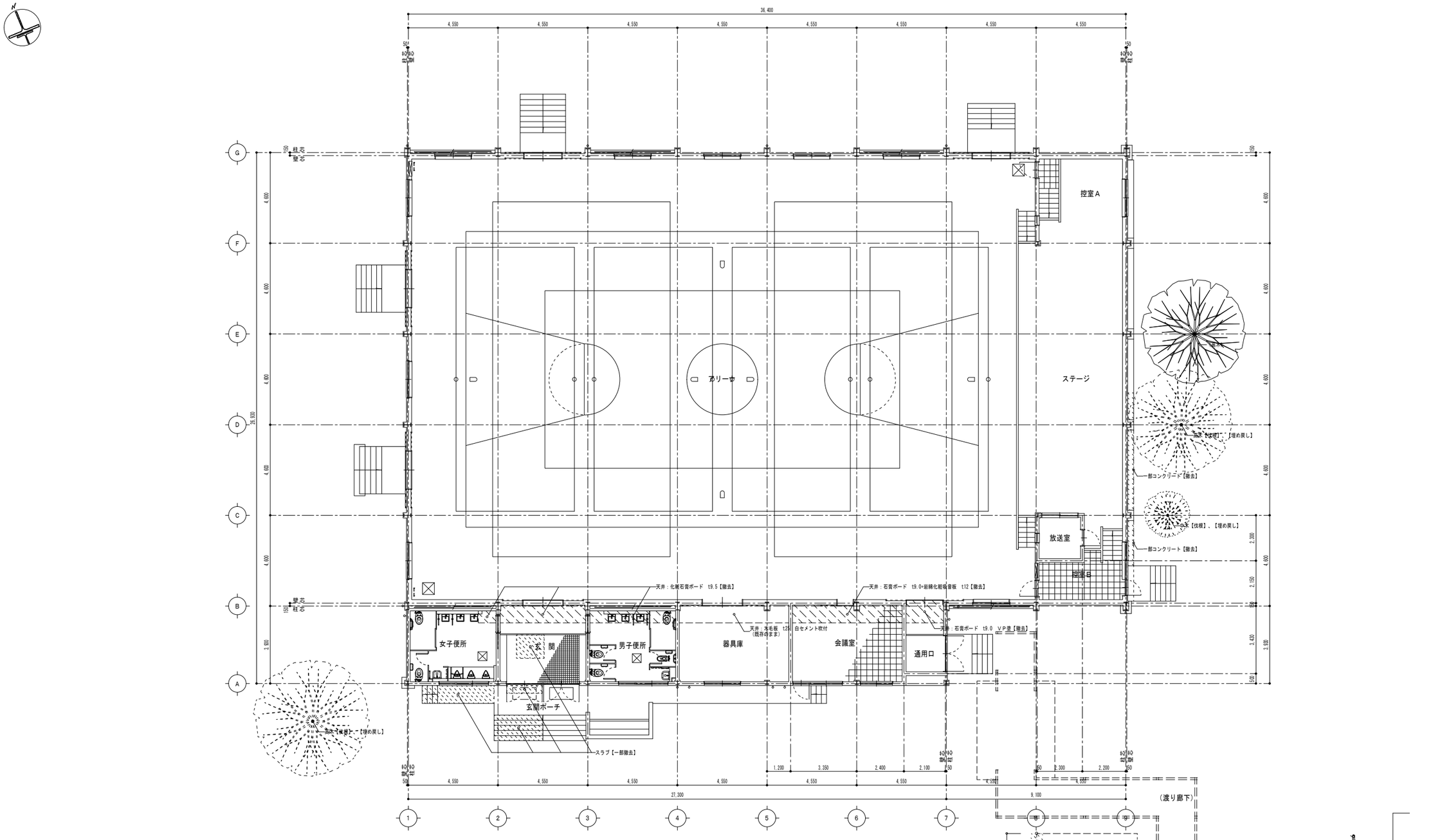

改修前　１階平面図　Ｓ＝１／１００

改修前　（受変電設備）基礎図　Ｓ＝１／５０

凡例：　は、【撤去】箇所を示す。
（詳しくは、各詳細図による）

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/100，50 A3：1/200，100	図面名称 改修前　１階平面図	緑A-10

改修前

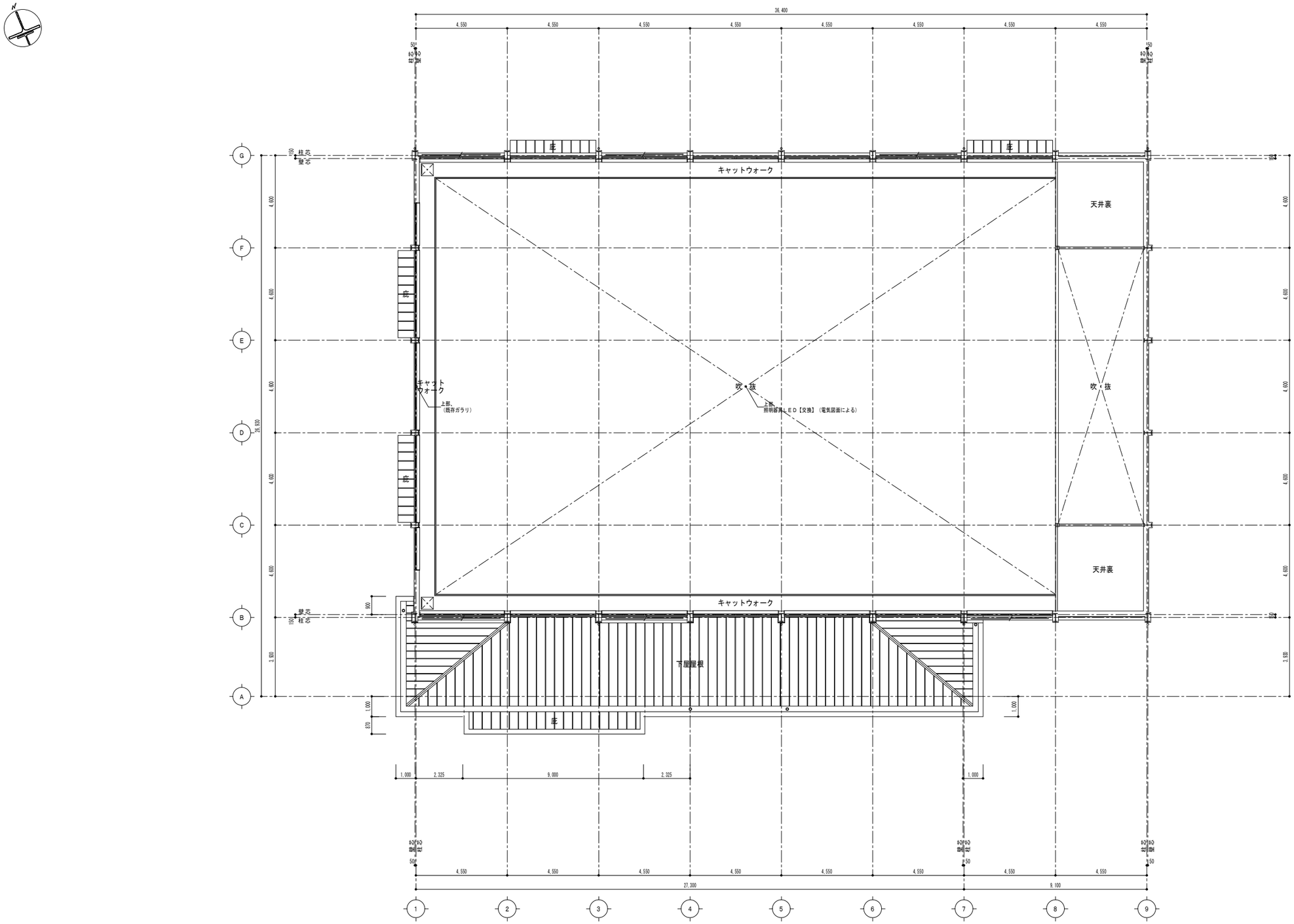

改修前　キャットウォーク平面図・下屋伏図　Ｓ＝１／１００

	春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
		縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 改修前　キャットウォーク平面図・下屋伏図	緑A-11

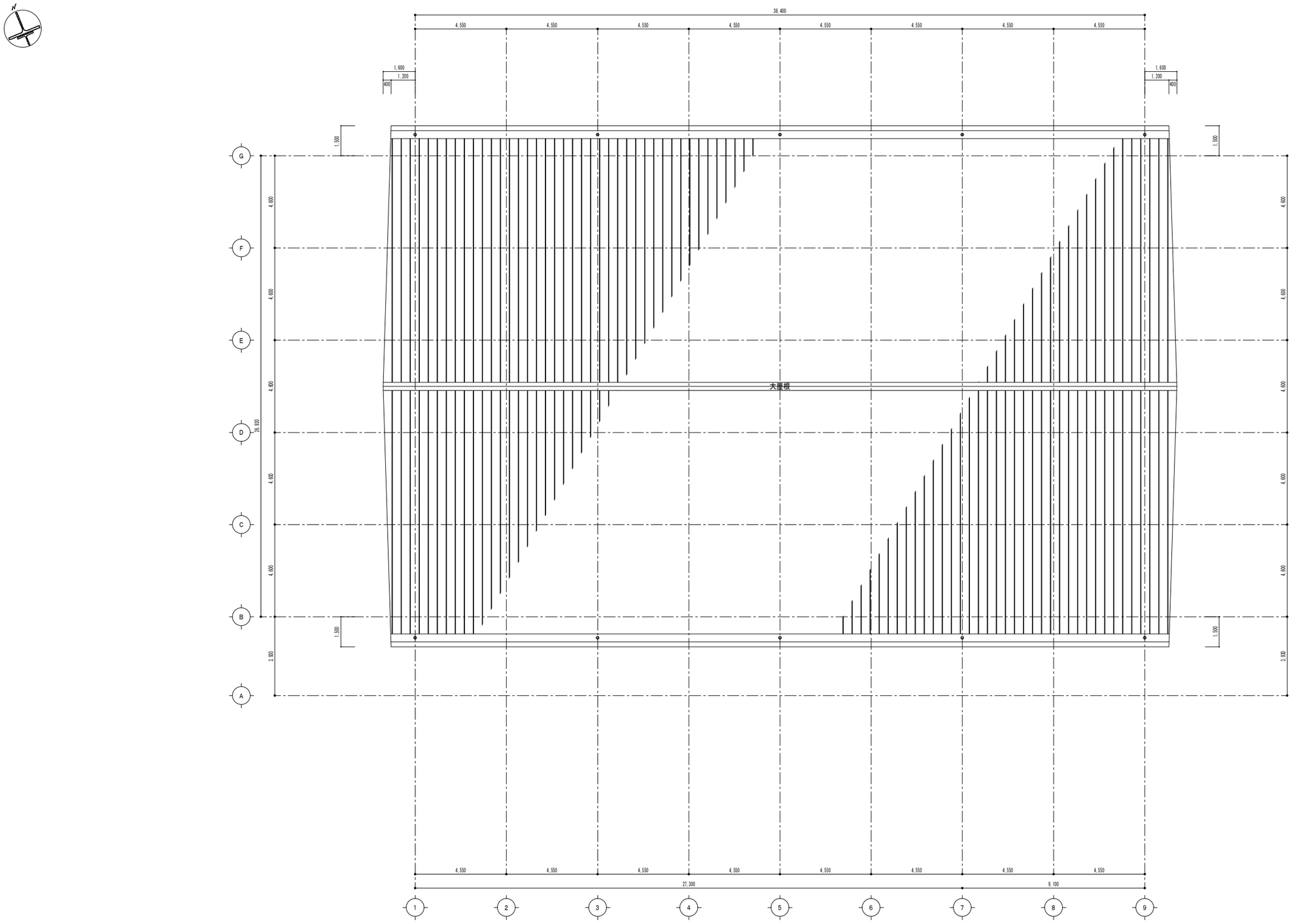

（参考）
屋根伏図　Ｓ＝１／１００

（屋根は工事なし。屋根伏図は参考とする。）

	春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
		縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 （参考）屋根伏図	緑A-12

改修後

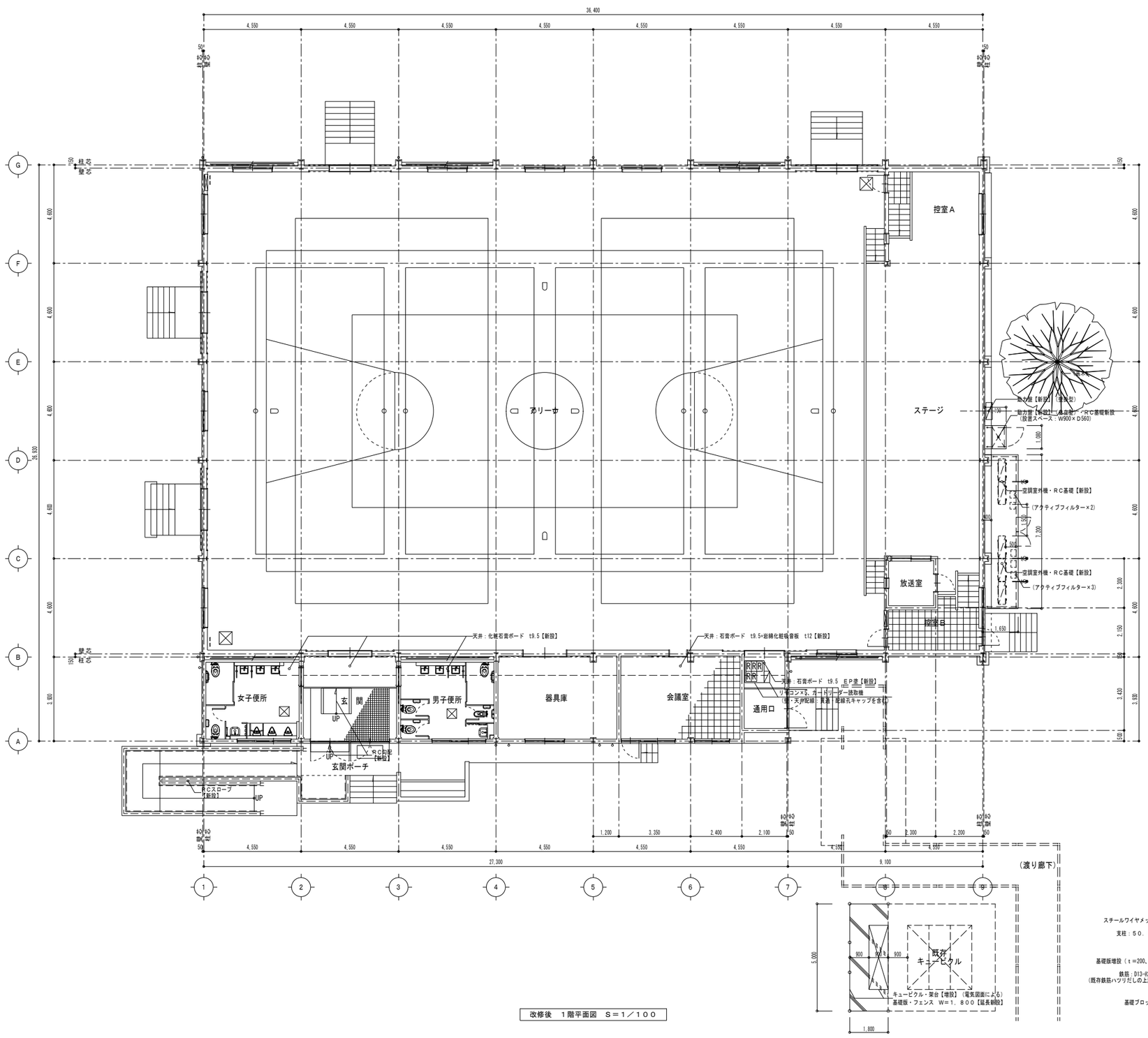

改修後 1階平面図 S=1／100

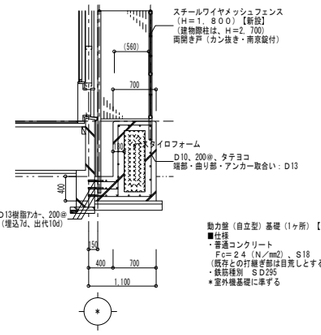

動力盤（自立型）基礎図 S=1／50

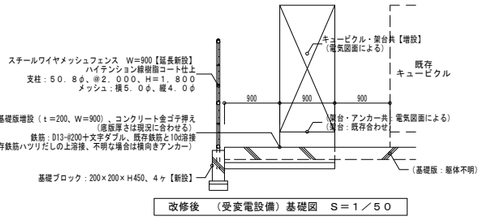

	春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
		縮尺 A1：1/100、50 A3：1/200、100	図面名称 改修後 １階平面図	緑A-13

改修後

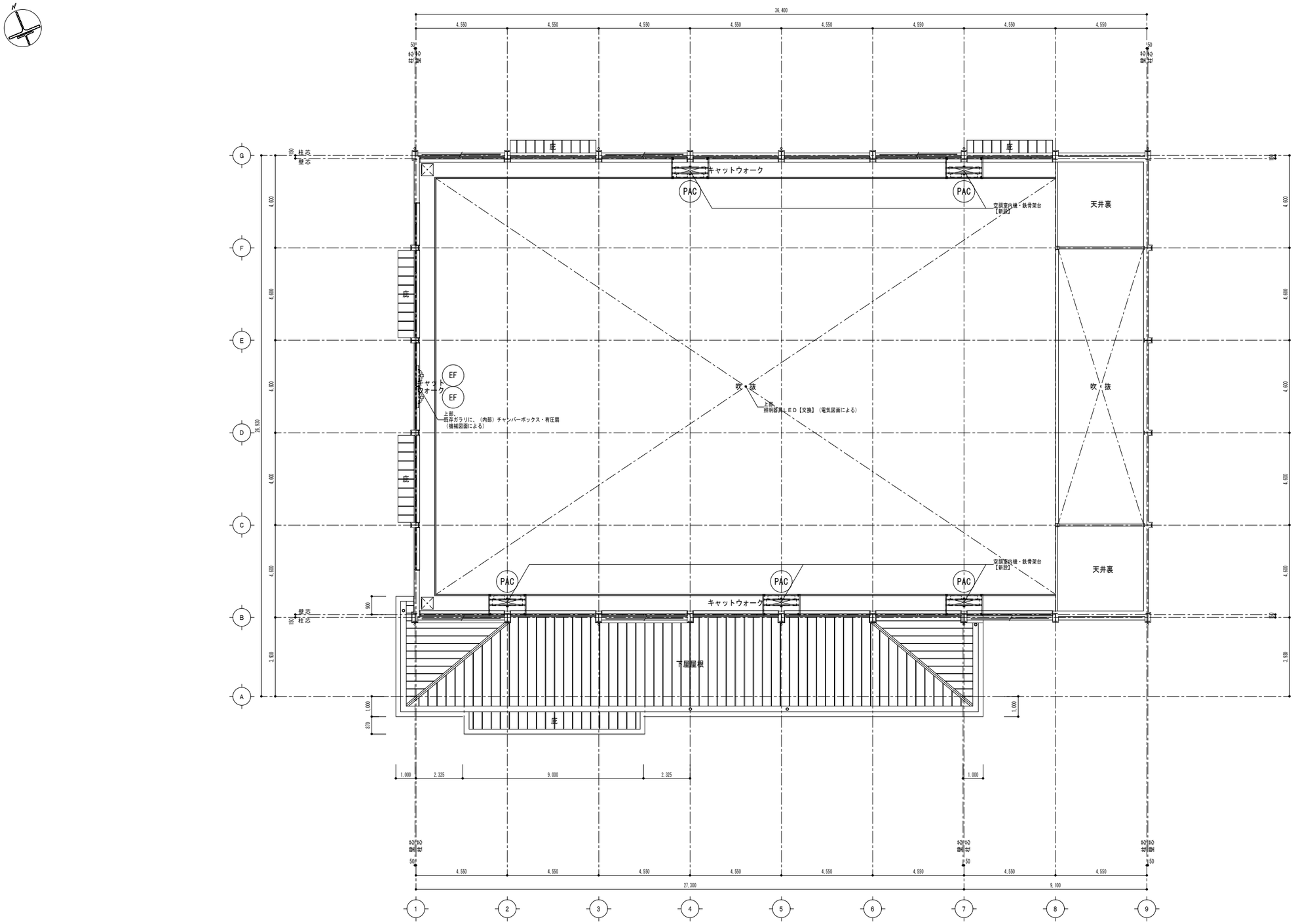

改修後　キャットウォーク平面図・下屋伏図　Ｓ＝１／１００　　＊空調室内機×５台【新設】

	春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
		縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 改修後　キャットウォーク平面図・下屋伏図	緑A-14

改修前

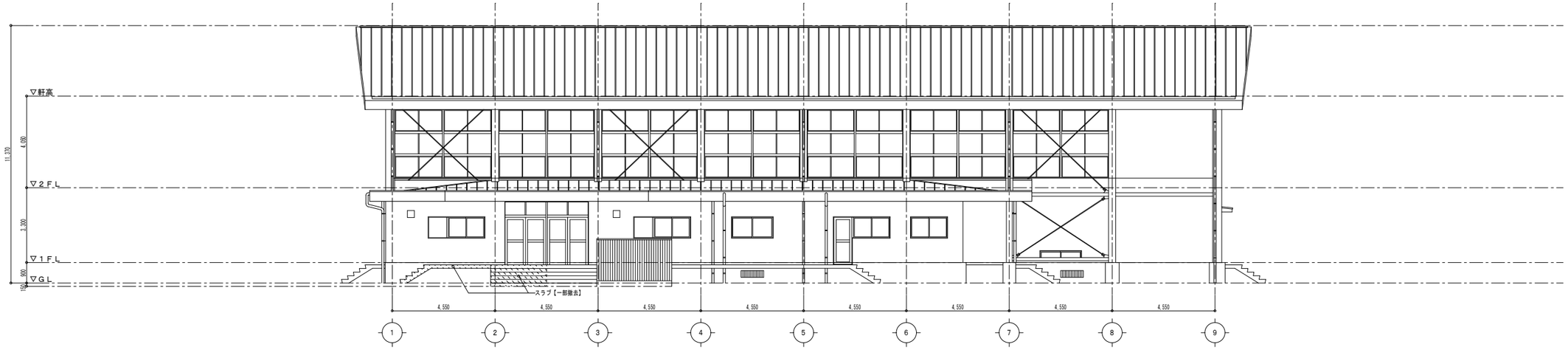

改修前　南側立面図　Ｓ＝１／１００

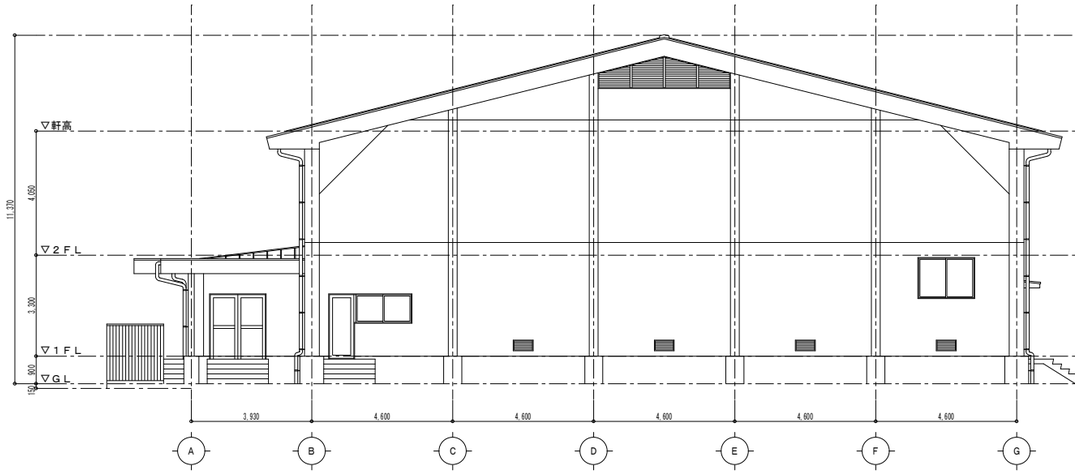

改修前　東側立面図　Ｓ＝１／１００

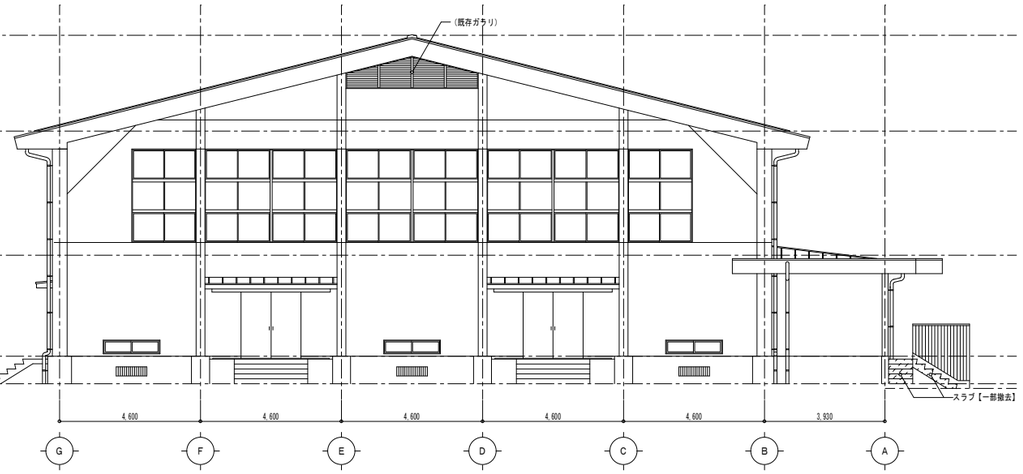

改修前　西側立面図　Ｓ＝１／１００

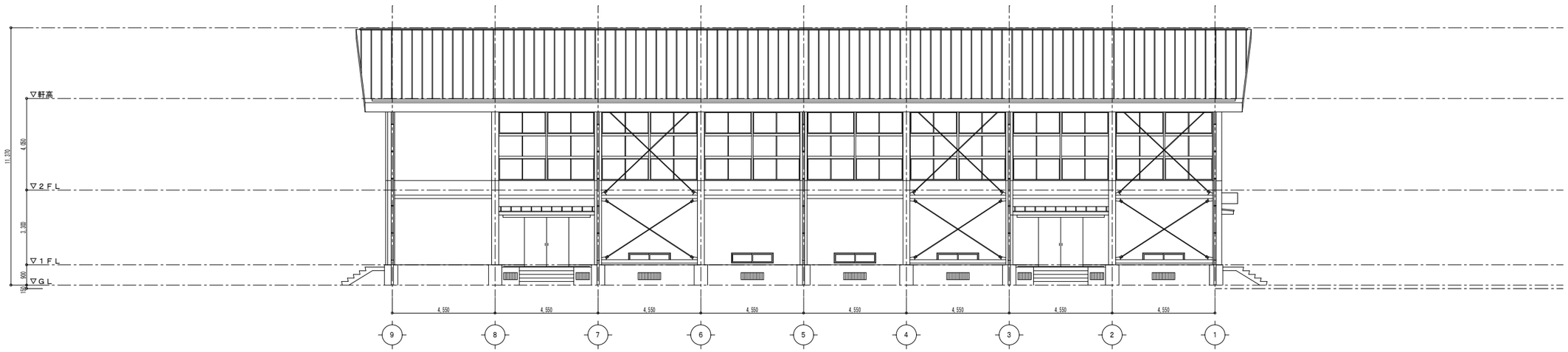

改修前　北側立面図　Ｓ＝１／１００

凡例：　は、【撤去】箇所を示す。
（詳しくは、各詳細図による）

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.	
	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 改修前　立面図	緑A-15	

改修後

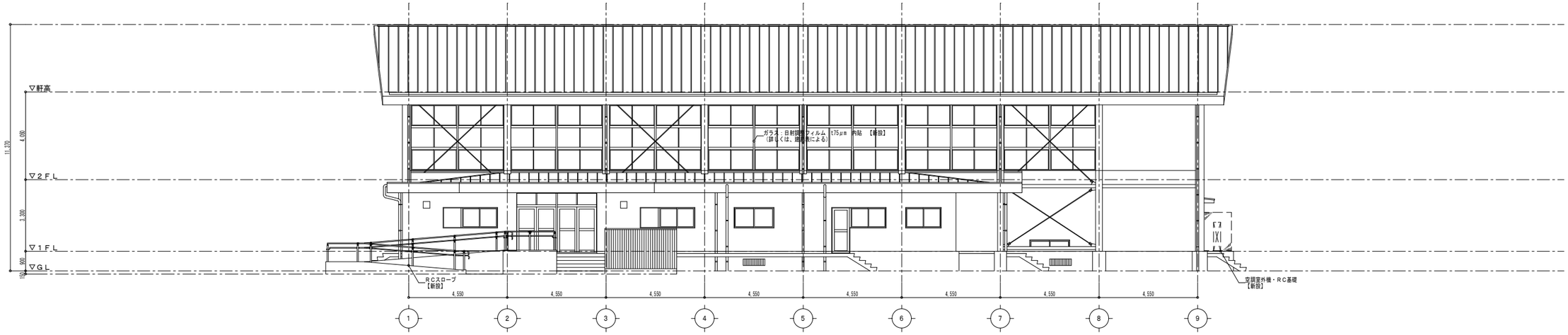

改修後　南側立面図　Ｓ＝１／１００

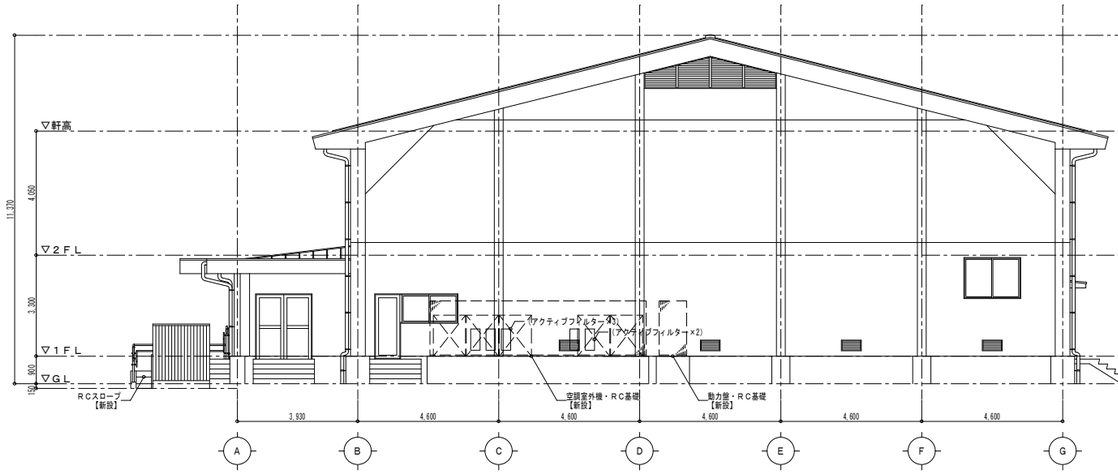

改修後　東側立面図　Ｓ＝１／１００　（分電盤：自立型・壁掛け型については、電気図参照）

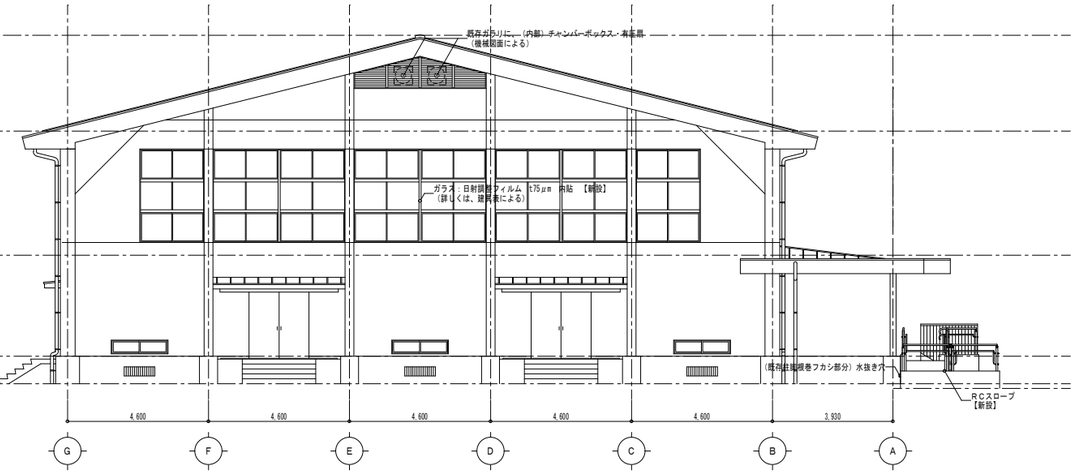

改修後　西側立面図　Ｓ＝１／１００

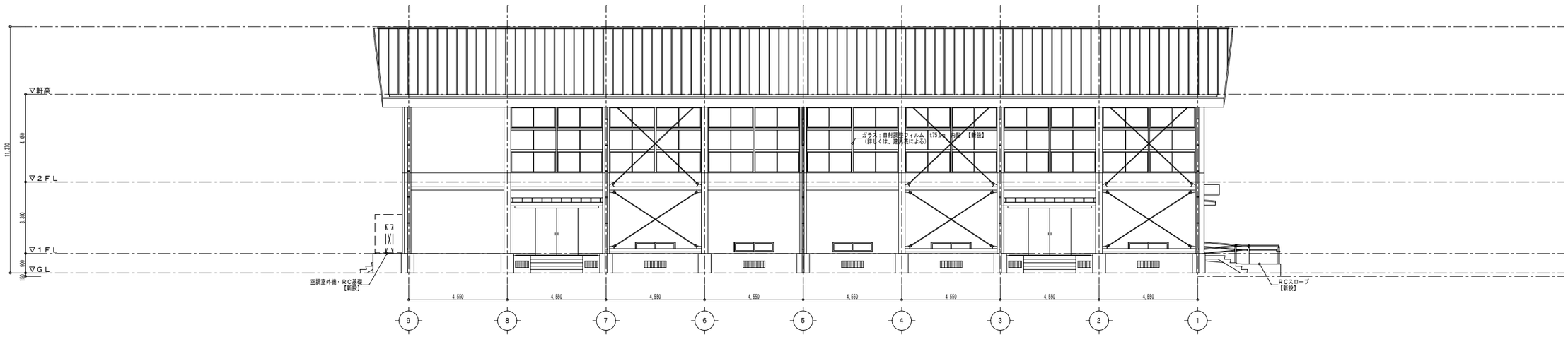

改修後　北側立面図　Ｓ＝１／１００

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 改修後　立面図	緑A-16

改修前

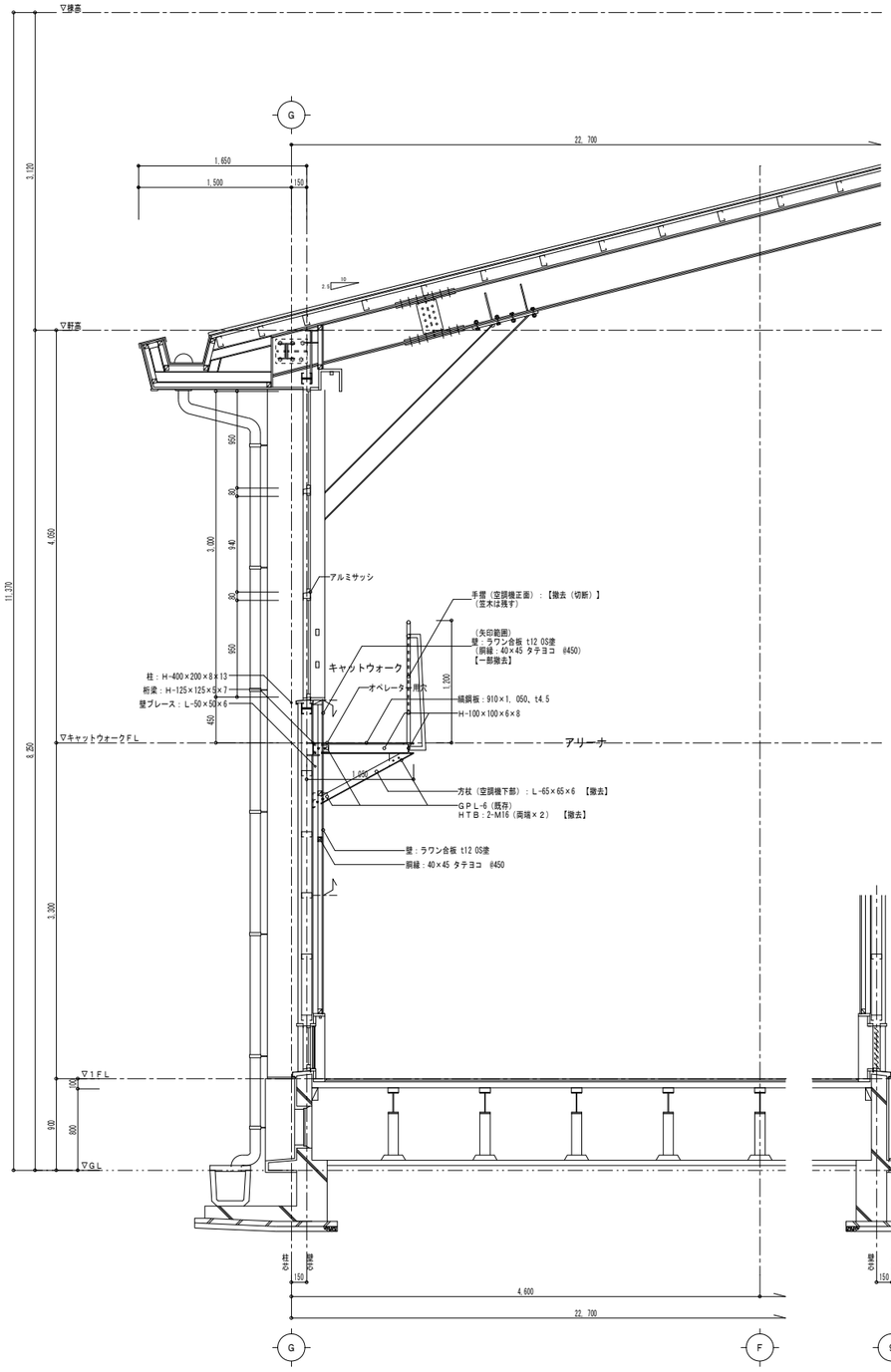

改修前　矩計図　S＝1／30

凡例：　は、【撤去】範囲を示す。

改修後

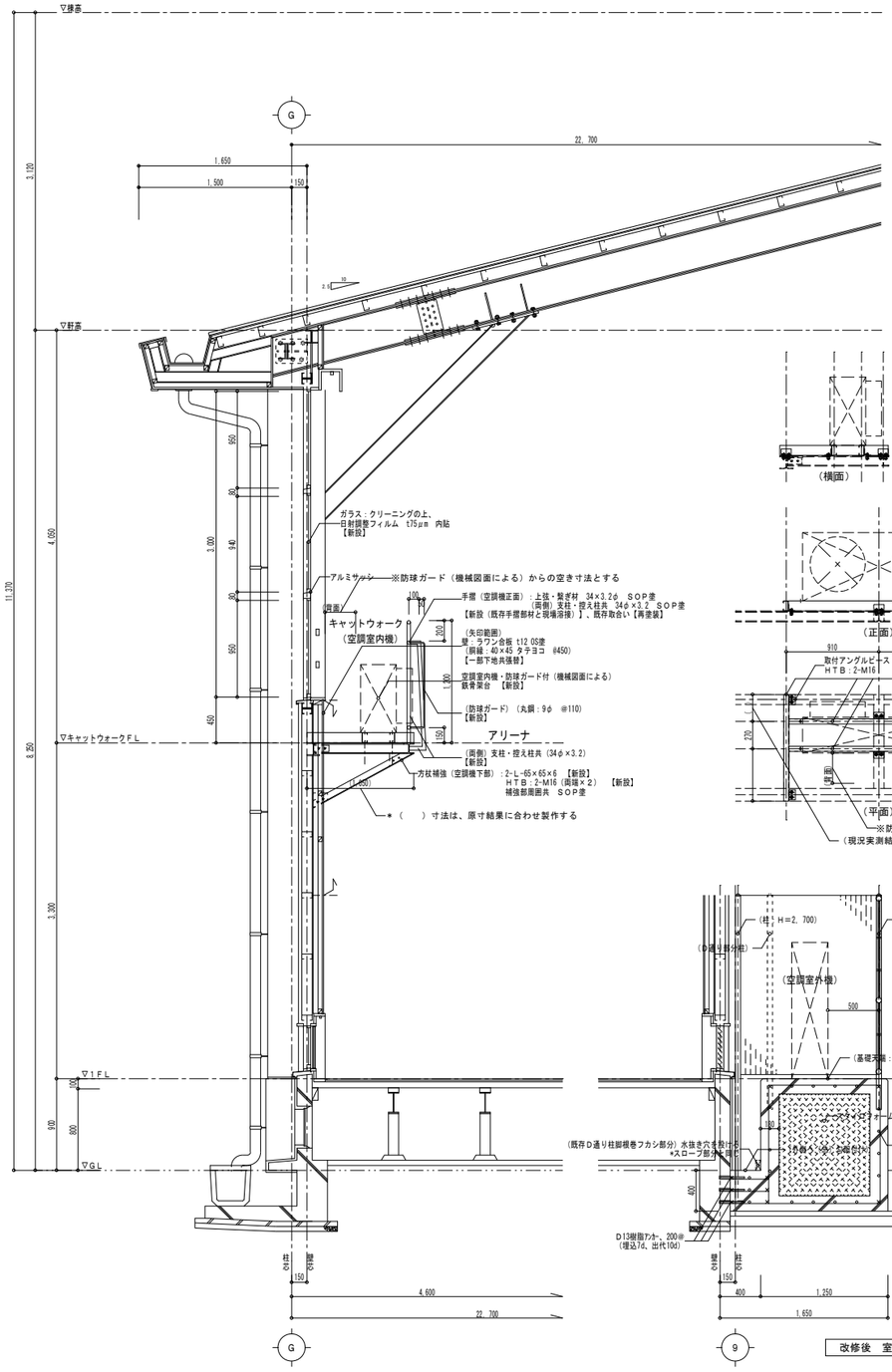

改修後　矩計図　S＝1／30

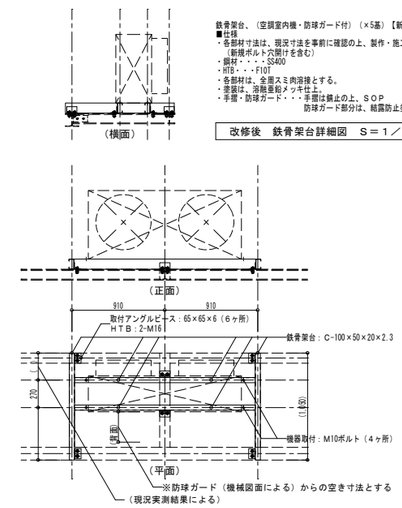

鉄骨架台、（空調室内機・防球ガード付）（×5基）【新設】
■仕様
・各部材寸法は、現況寸法を事前に確認の上、製作・施工とする。
（新規ボルト穴開けを含む）
・鋼材・・・・SS400
・HTB・・・・F10T
・各部材は、全周スミ肉溶接とする。
・塗装は、溶融亜鉛メッキ仕上。
・手摺・防球ガード・・・手摺は錆止の上、SOP
防球ガード部分は、結露防止塗装

改修後　鉄骨架台詳細図　S＝1／30

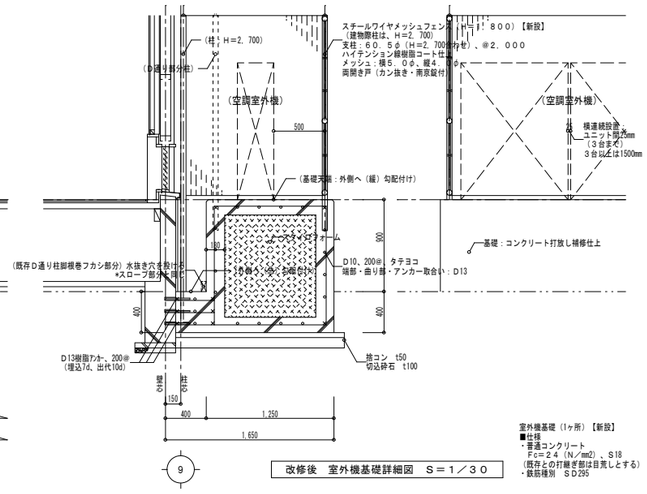

室外機基礎（1ヶ所）【新設】
■仕様
・普通コンクリート
Fc=24（N/mm2）、S18
（既存との打継ぎ部は目荒しとする）
・鉄筋種別　SD295

改修後　室外機基礎詳細図　S＝1／30

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17 縮尺 A1：1/30 A3：1/60	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No. 緑A-17
		図面名称 改修前・後　矩計図、部分詳細図	

改修前

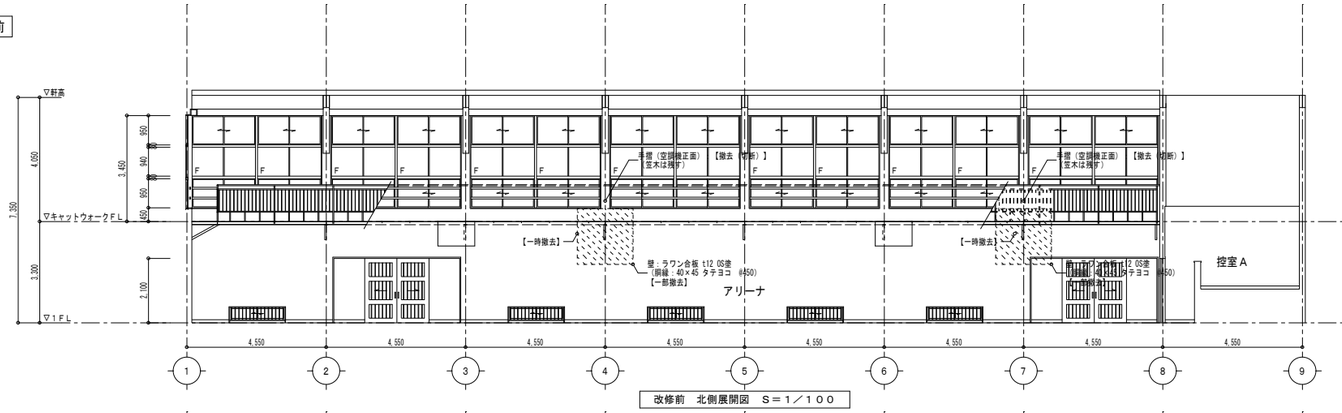

改修前　北側展開図　S＝1／100

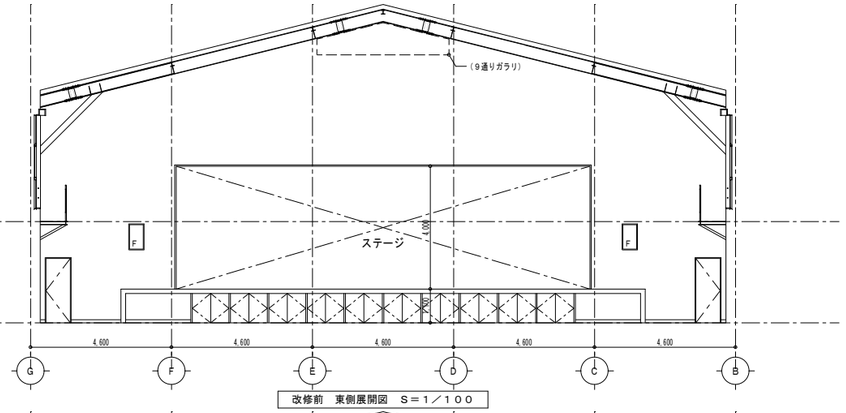

改修前　東側展開図　S＝1／100

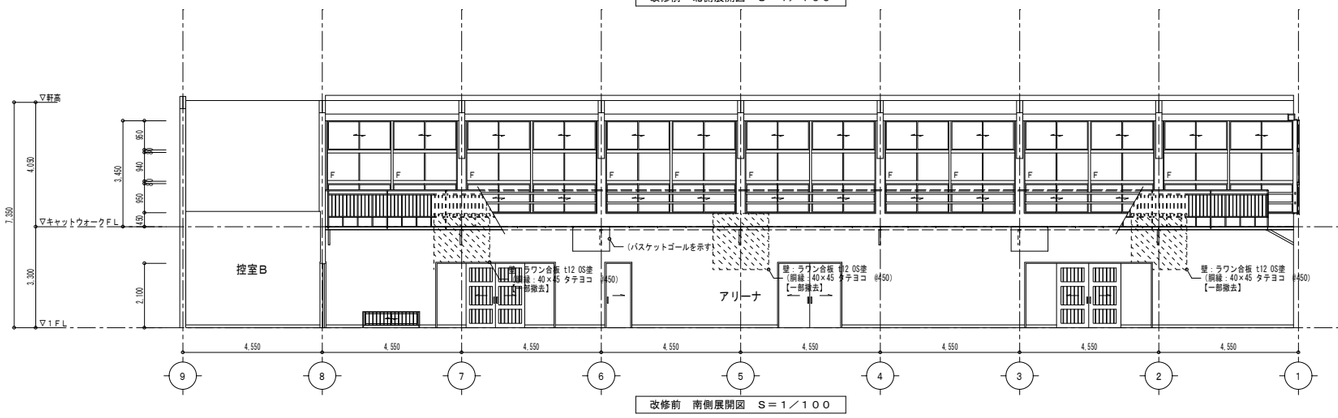

改修前　南側展開図　S＝1／100

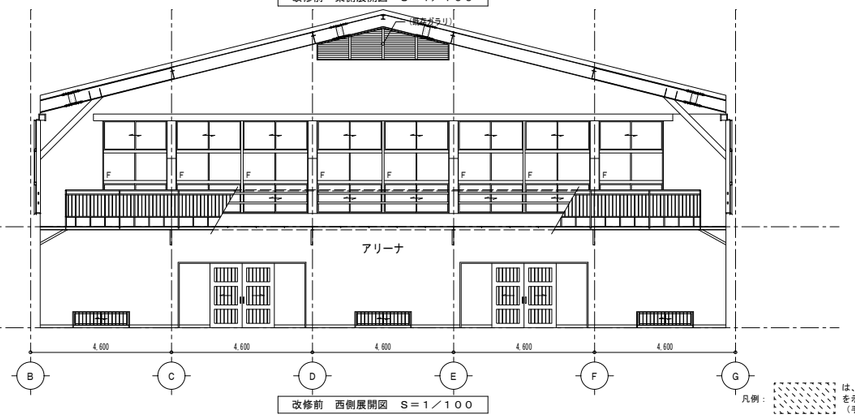

改修前　西側展開図　S＝1／100

凡例：　は、【撤去】箇所を示す。（手摺は、図示）

改修後

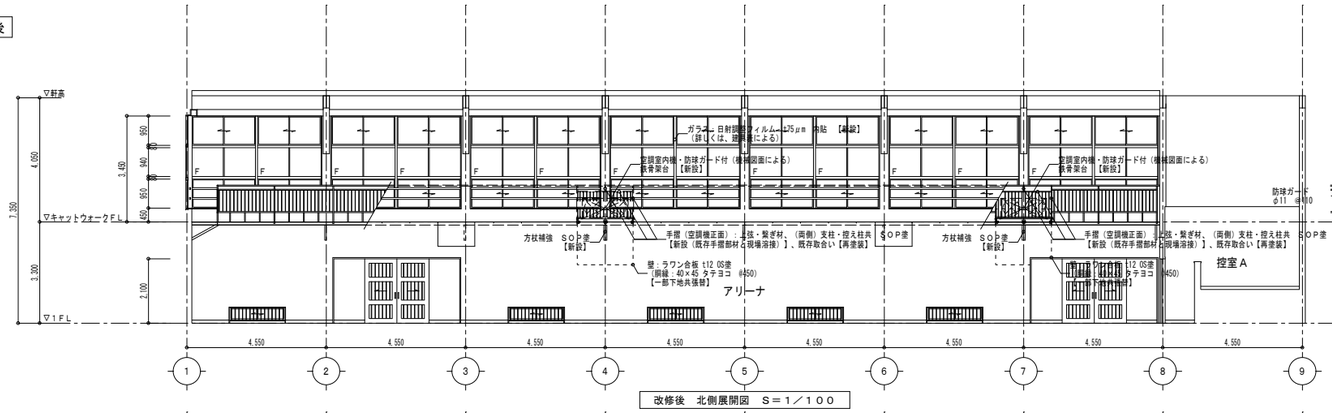

改修後　北側展開図　S＝1／100

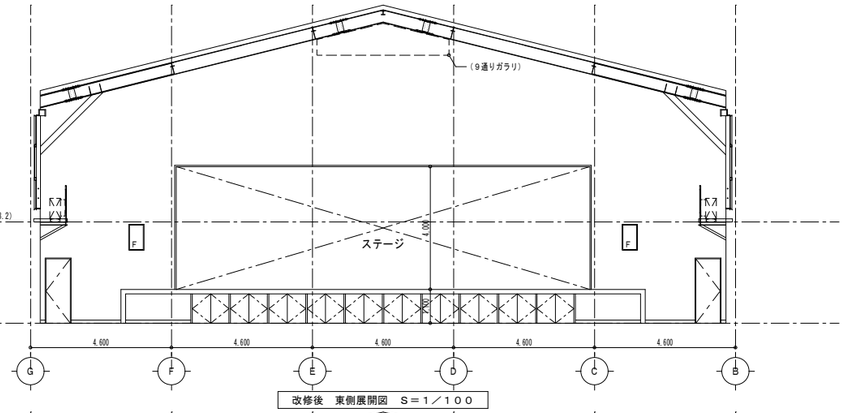

改修後　東側展開図　S＝1／100

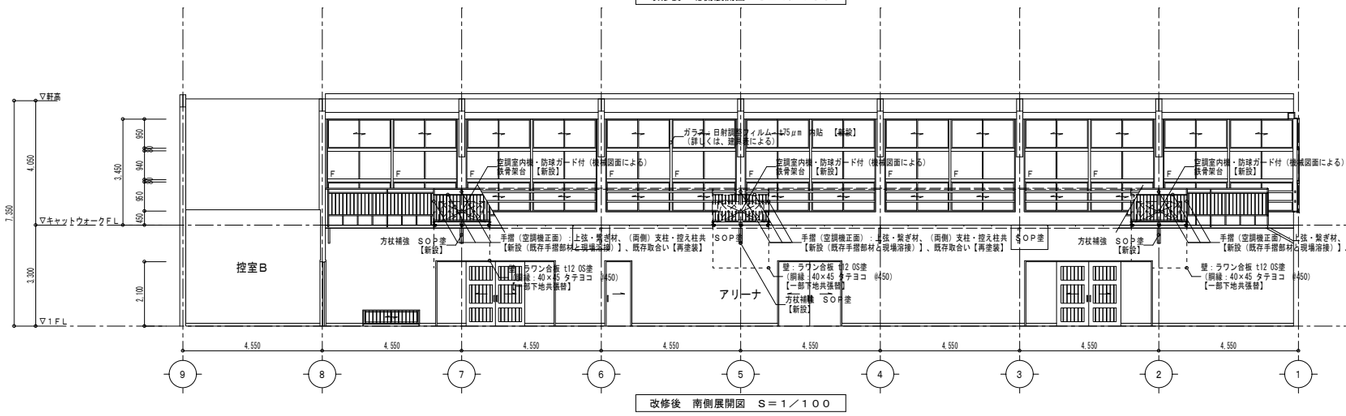

改修後　南側展開図　S＝1／100

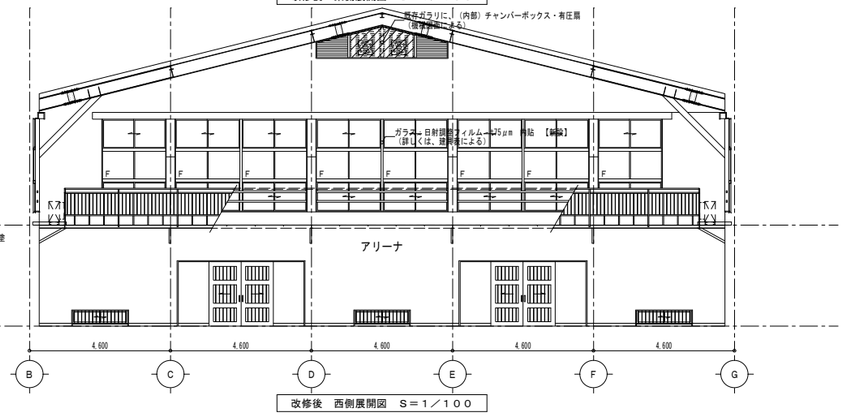

改修後　西側展開図　S＝1／100

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17 縮尺 A1：1/100 A3：1/200	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校） 図面名称 改修前・後　展開図	図面No. 緑A-18

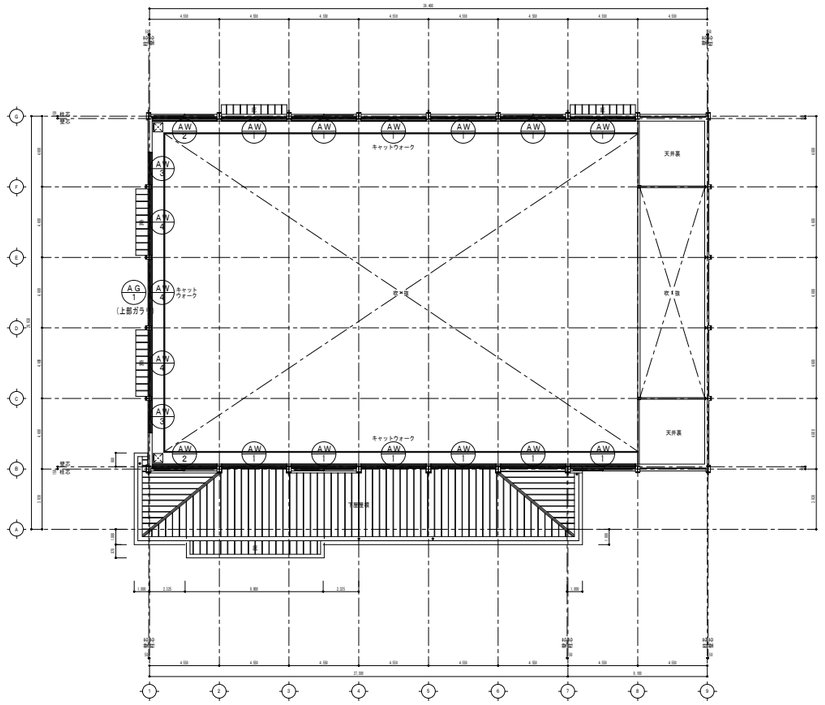

キャットウォーク建具表キープラン　S＝1／200

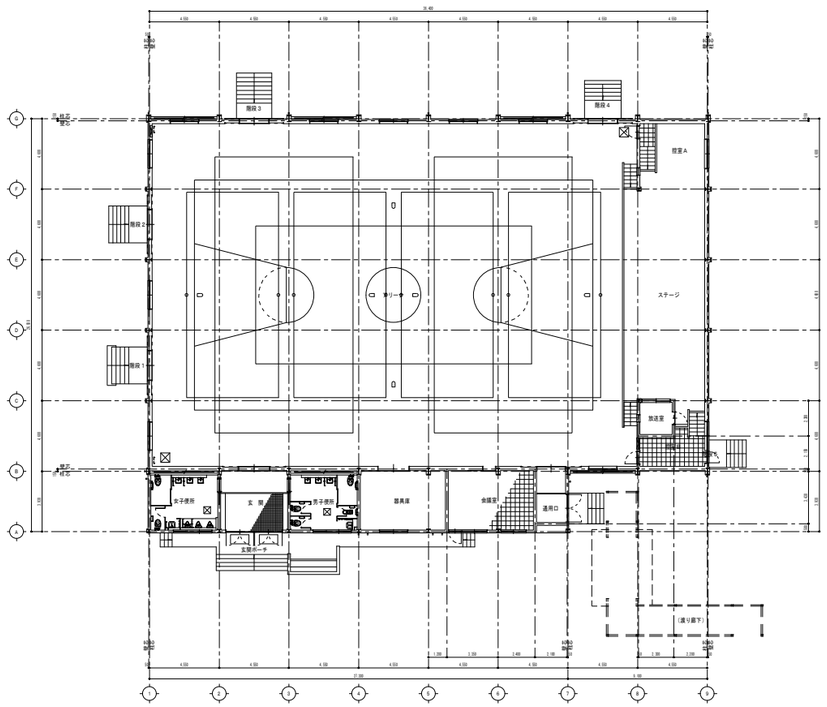

1階建具表キープラン　S＝1／200

建具表　S＝1／100

記号・型式	AW 1 アルミ製片引き窓・ＦＩＸ窓	AW 2 アルミ製片引き窓・ＦＩＸ窓	AW 3 アルミ製片引き窓・ＦＩＸ窓	AW 4 アルミ製引違い窓・ＦＩＸ窓
姿　図	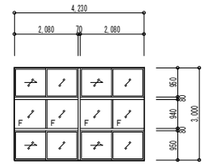	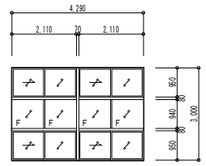	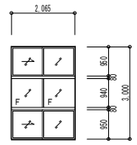	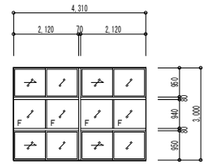
場所・数量	キャットウォーク　12　箇所	キャットウォーク　2　箇所	キャットウォーク　2　箇所	キャットウォーク　3　箇所
仕上・見込	アルミシルバー　70　㎜	アルミシルバー　70　㎜	アルミシルバー　70　㎜	アルミシルバー　70　㎜
ガラス	強化透明　t4.0	強化透明　t4.0	強化透明　t5.0	強化透明　t5.0
金　物	上段オペレーター付、他標準金物一式	上段オペレーター付、他標準金物一式	上段オペレーター付、他標準金物一式	上段オペレーター付、他標準金物一式
改修内容	ガラス：クリーニングの上、日射調整フィルム　t75μm　内貼　【新設】 （透明・遮熱・飛散防止・ＵＶカット・防虫効果・耐摩耗性・電波遮蔽なし）	ガラス：クリーニングの上、日射調整フィルム　t75μm　内貼　【新設】 （透明・遮熱・飛散防止・ＵＶカット・防虫効果・耐摩耗性・電波遮蔽なし）	ガラス：クリーニングの上、日射調整フィルム　t75μm　内貼　【新設】 （透明・遮熱・飛散防止・ＵＶカット・防虫効果・耐摩耗性・電波遮蔽なし）	ガラス：クリーニングの上、日射調整フィルム　t75μm　内貼　【新設】 （透明・遮熱・飛散防止・ＵＶカット・防虫効果・耐摩耗性・電波遮蔽なし）
記号・型式				
姿　図				
場所・数量				
仕上・見込				
ガラス				
金　物				
改修内容				
記号・型式	AG 1 アルミ製ガラリ			
姿　図	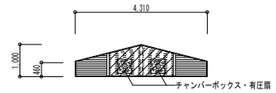			
場所・数量	（アリーナ）上部　1　箇所			
仕上・見込	アルミシルバー　70　㎜			
ガラス	－			
金　物	標準金物一式			
改修内容	（内部）チャンバーボックス・有圧扉 （機械図面による）			
記号・型式				
姿　図				
場所・数量				
仕上・見込				
ガラス				
金　物				
改修内容				
記号・型式				
姿　図				
場所・数量				
仕上・見込				
ガラス				
金　物				
改修内容				

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付　2025.1.17	工事名称　豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.	緑A-19
	縮尺　A1：1/100, 200 A3：1/200, 400	図面名称　建具表		

改修前

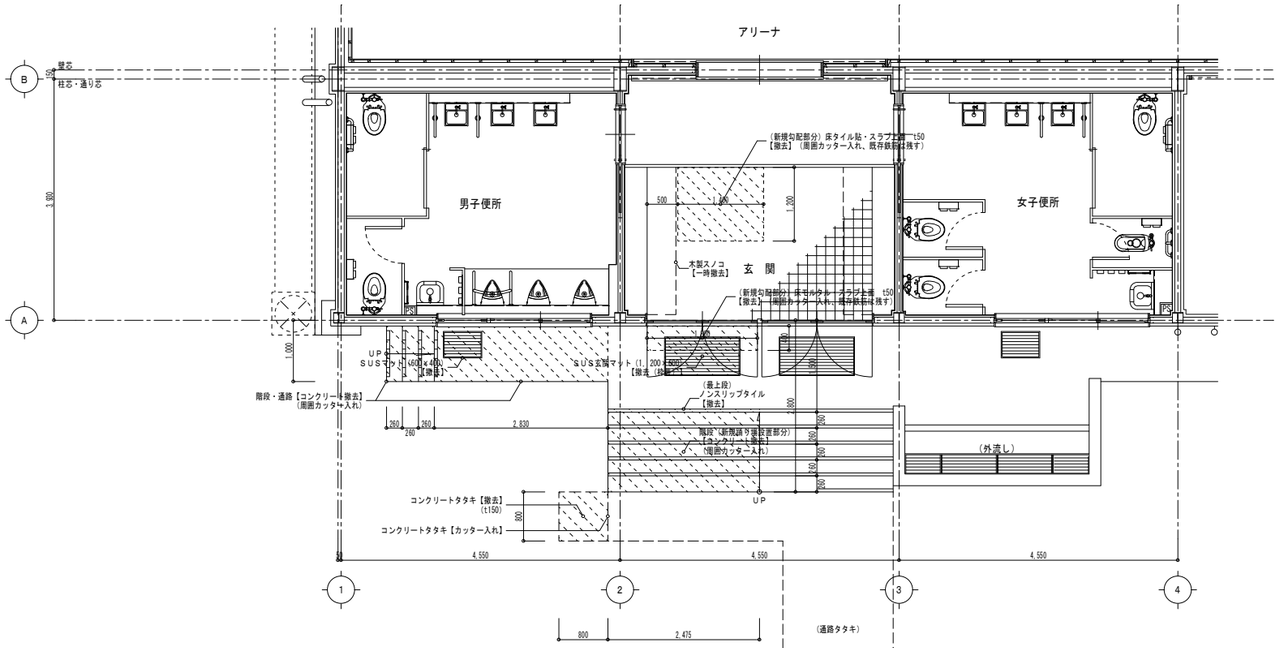

改修前　スロープ平面詳細図　Ｓ＝１／５０

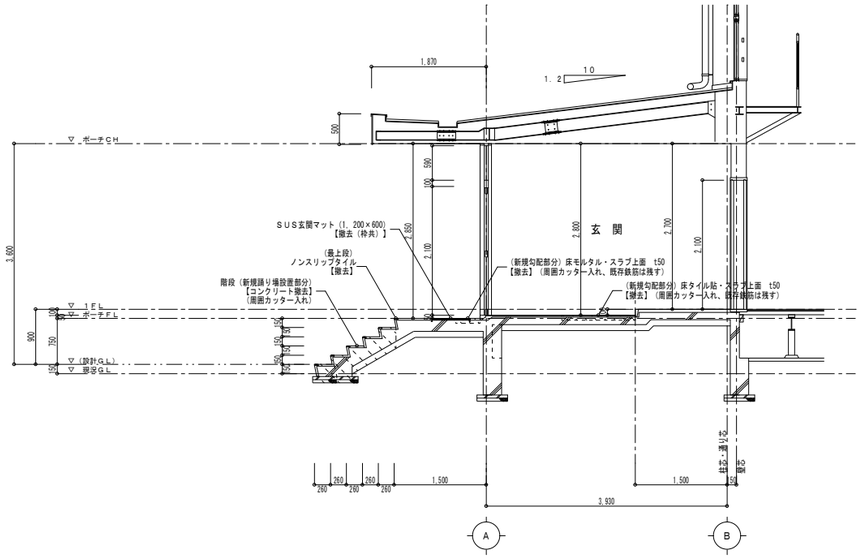

改修前　スロープ断面図１　Ｓ＝１／５０

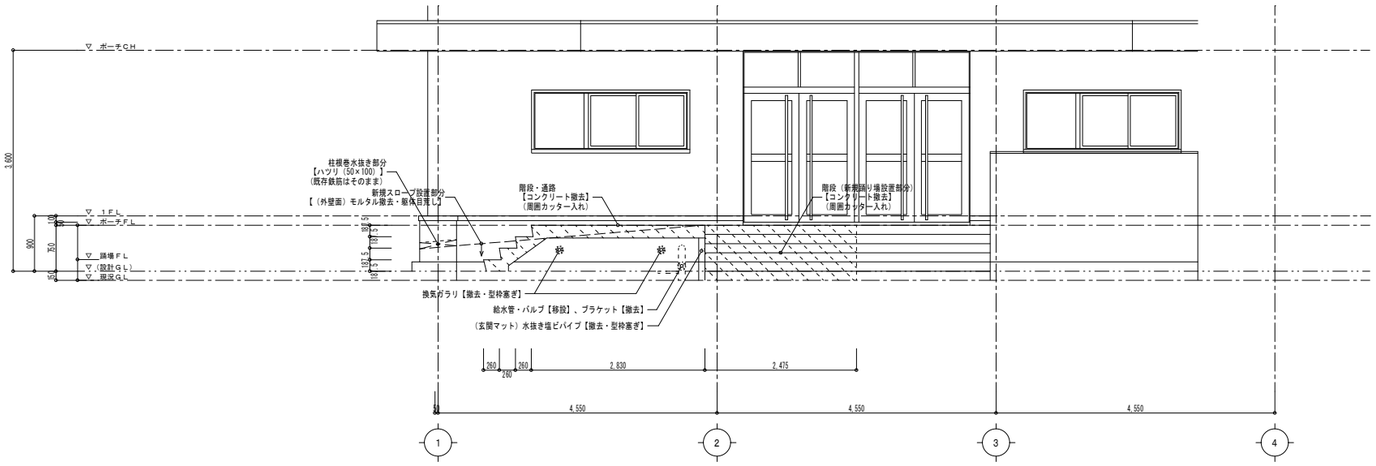

改修前　スロープ立面図　Ｓ＝１／５０

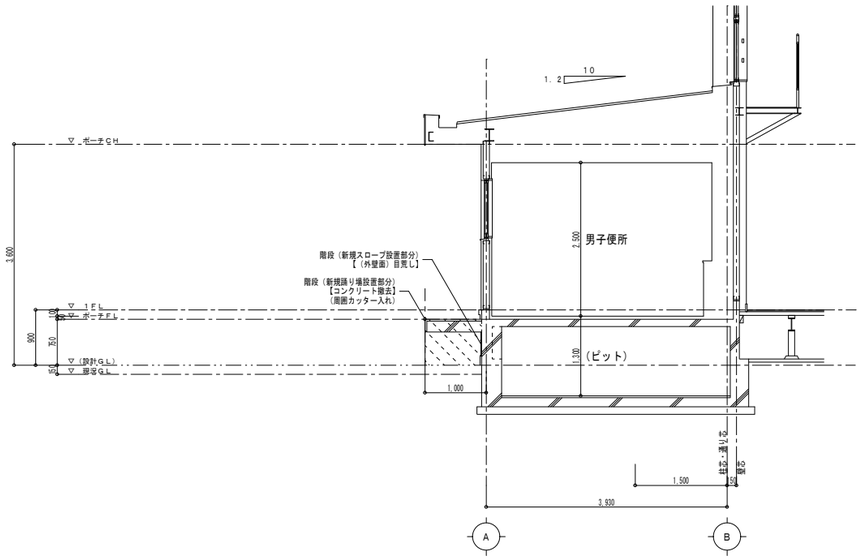

改修前　スロープ断面図２　Ｓ＝１／５０

凡例：　は、【撤去】範囲を示す。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/50 A3：1/100	図面名称 改修前　スロープ詳細図	緑A-20

改修後

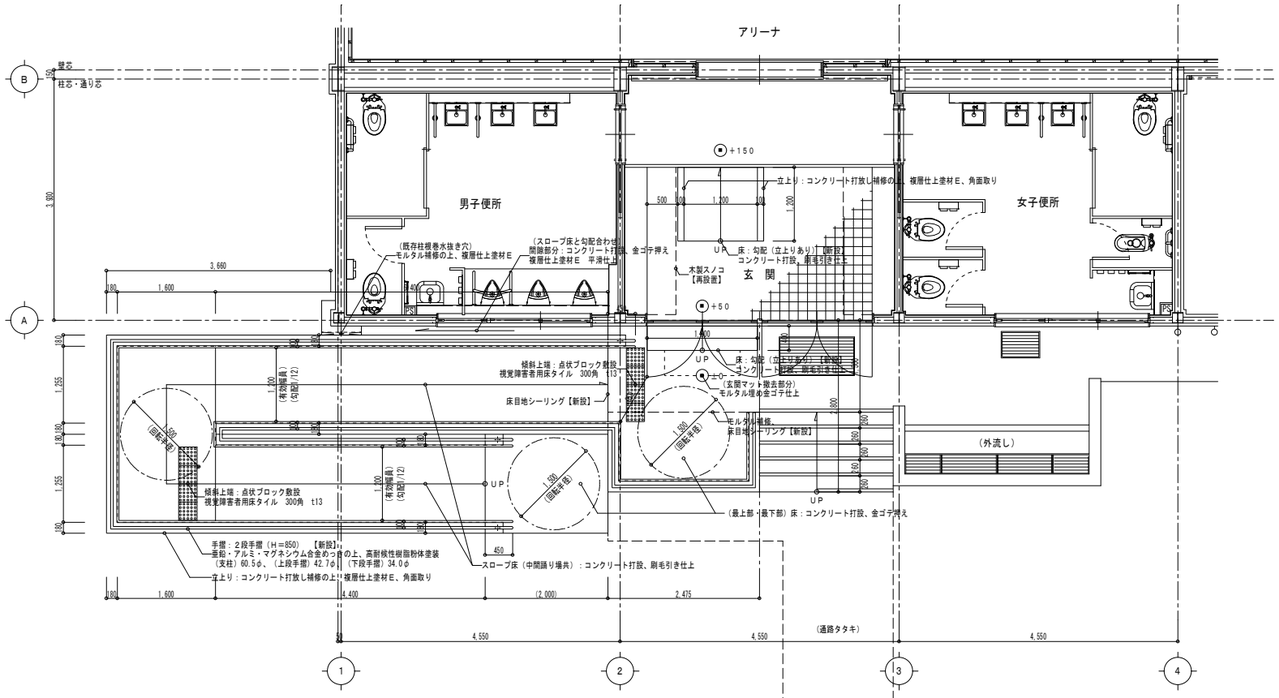

改修後　スロープ平面詳細図　Ｓ＝１／５０

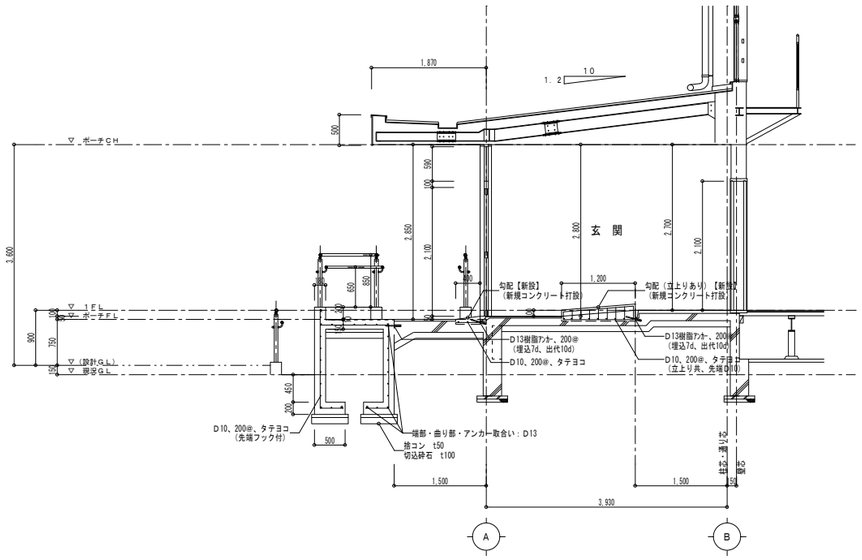

改修後　スロープ断面図１　Ｓ＝１／５０

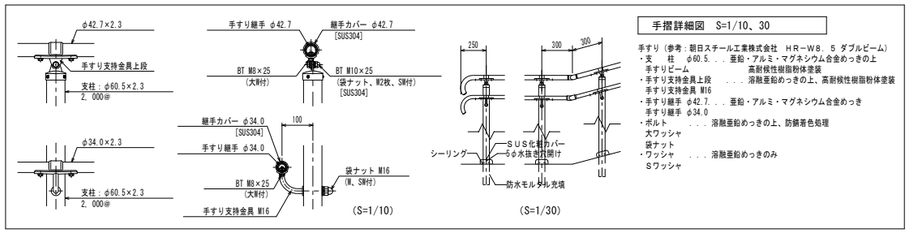

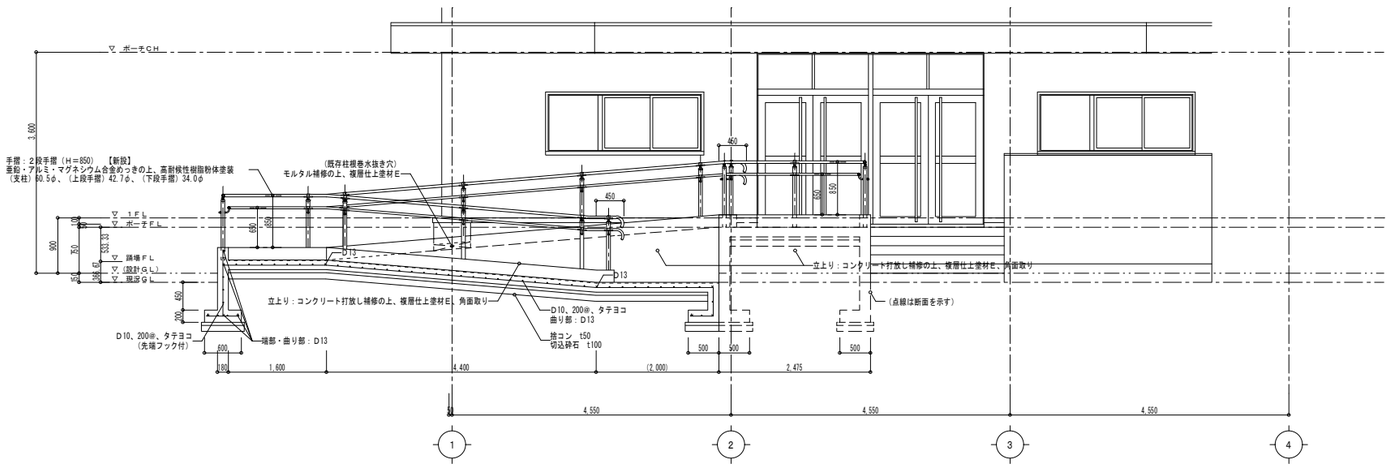

改修後　スロープ立面図　Ｓ＝１／５０

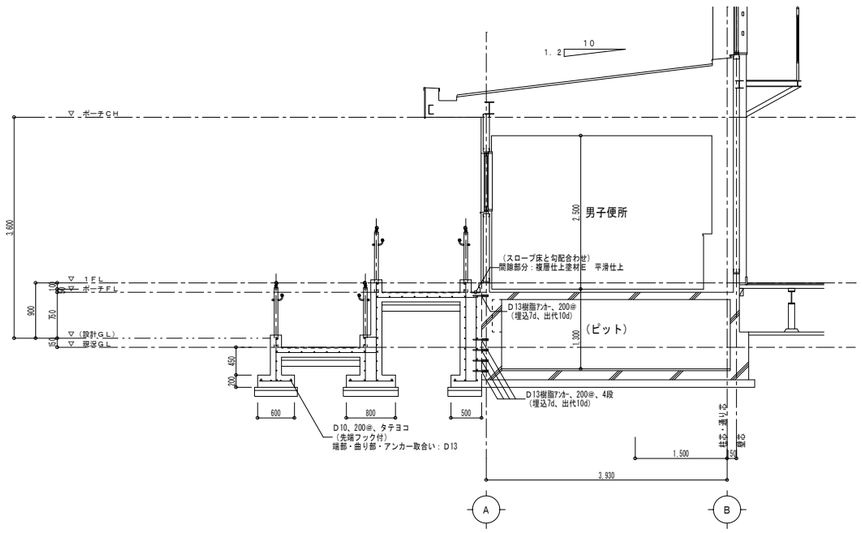

改修後　スロープ断面図２　Ｓ＝１／５０

共通事項：
コンクリート打設　【新設】
fc=24N/mm2、S18
（既存との打継ぎ部は目荒しとする）
鉄筋種別　ＳＤ295
図中、各鉄筋・アンカー　【新設】

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1:1/50, 30, 10 A3:1/100, 60, 20	図面名称 改修後　スロープ詳細図	緑A-21

改修前

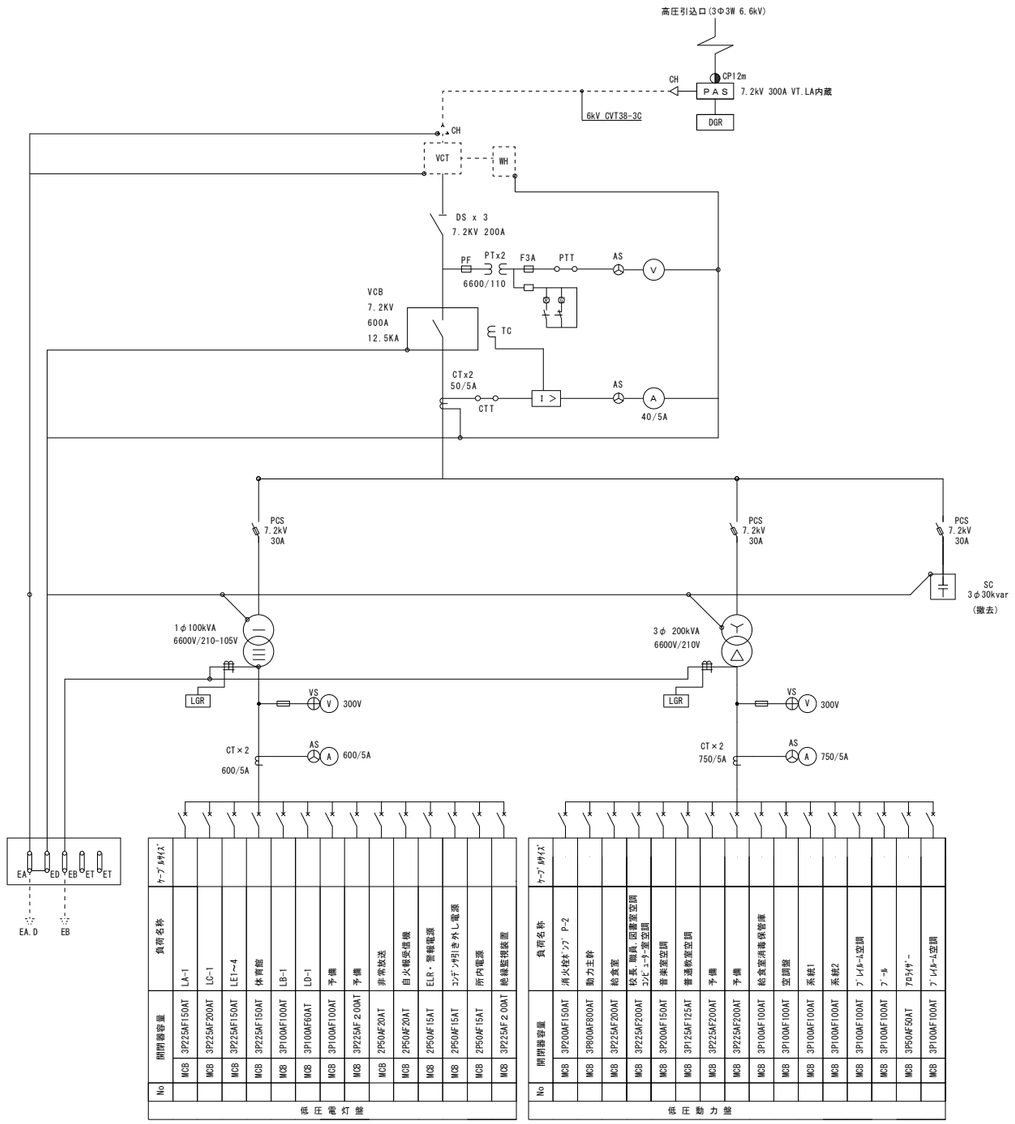

改修後

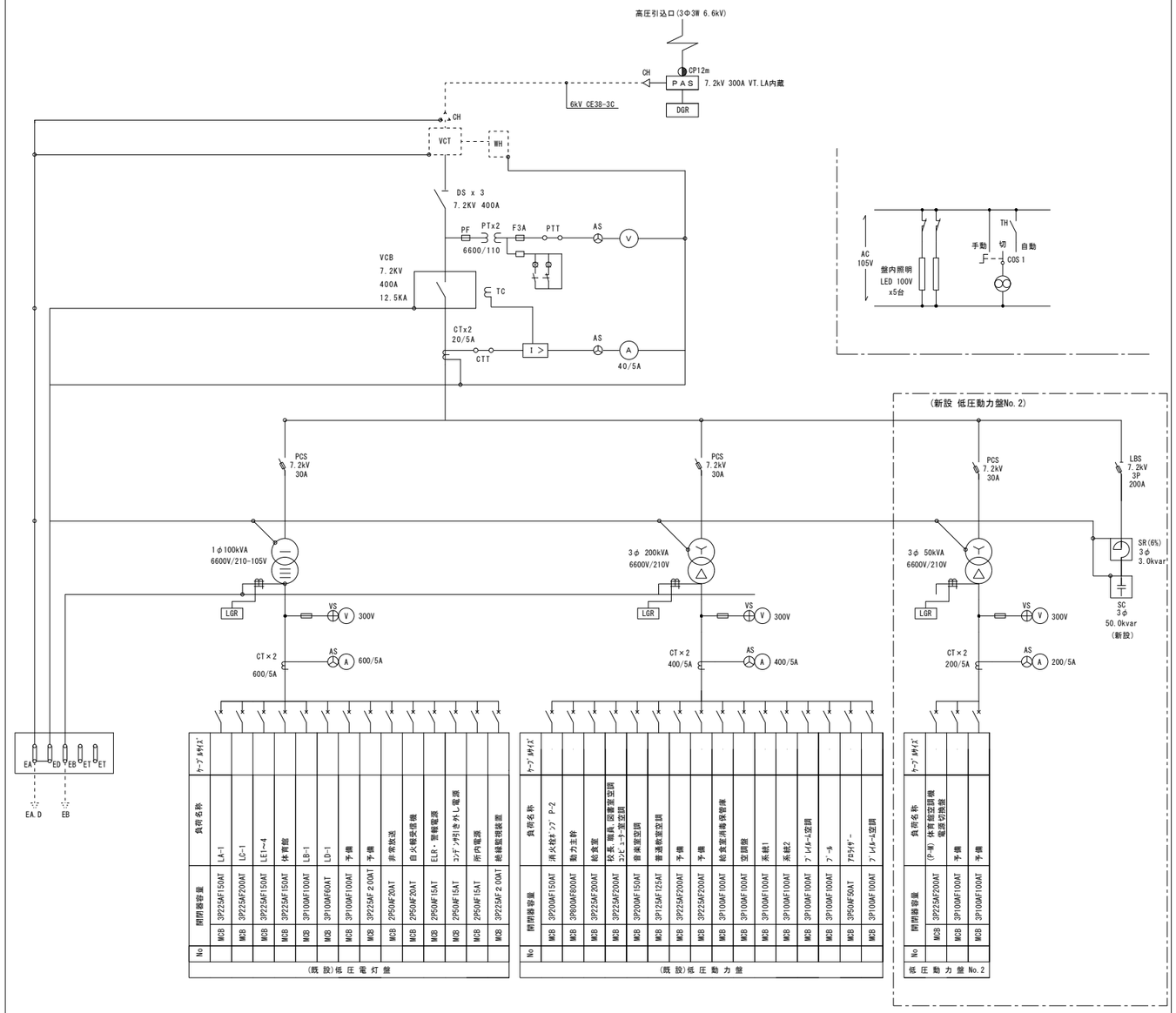

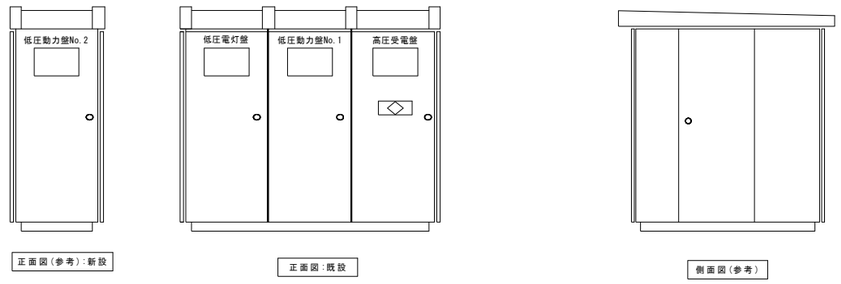

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17 縮尺 A1:1/100 A3:1/200	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校） 図面名称 （改修前・改修後）受変電設備単線結線図	図面No. 緑E-03

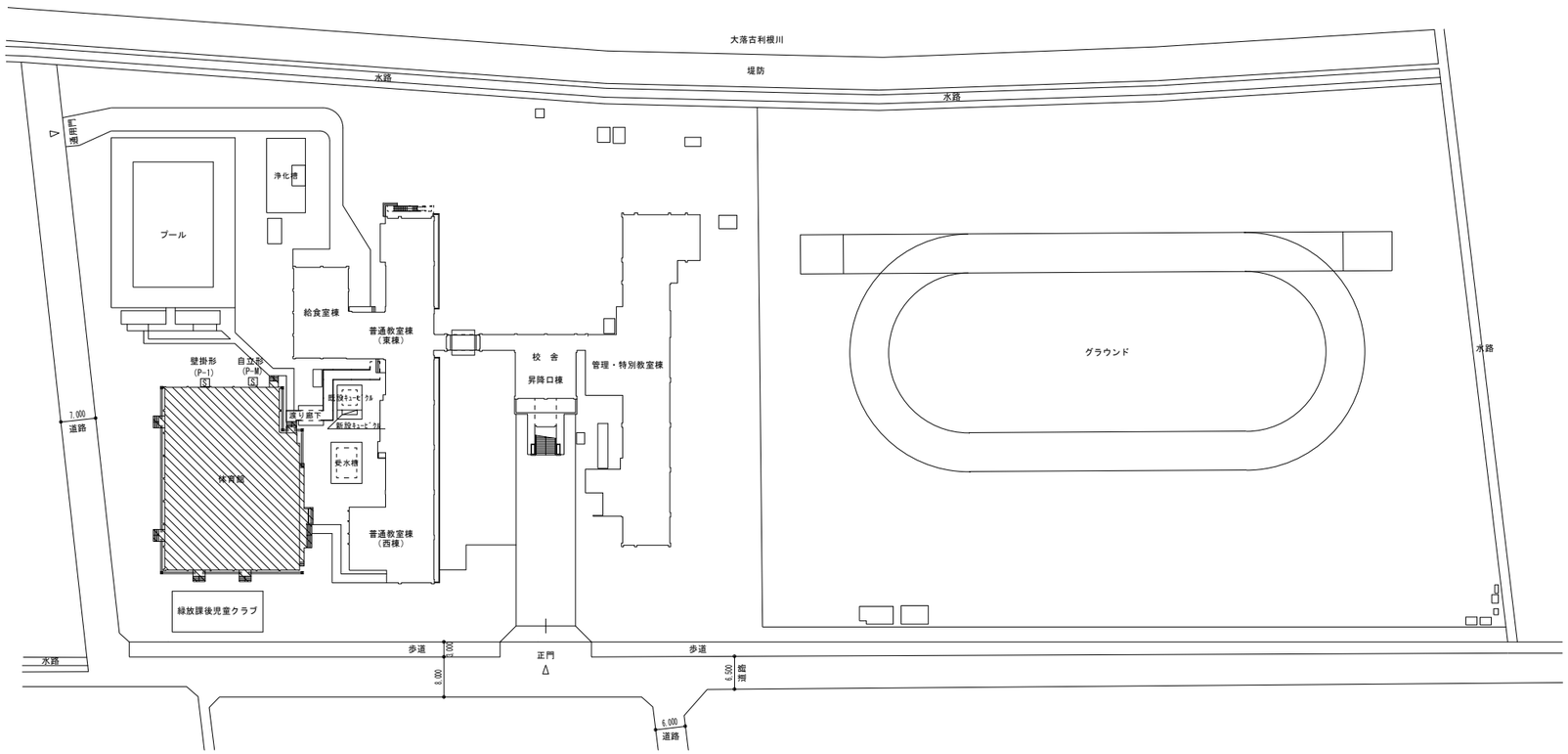

配置図　S＝1／600

（新設）P-M 露出自立防水形

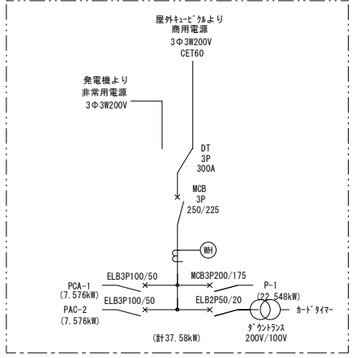

（新設）P-1 露出防水形

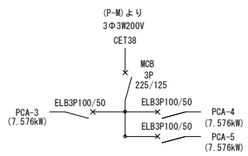

凡例：　は、工事箇所を示す。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/600 A3：1/1, 200	図面名称 分電盤結線図・幹線設備	緑E-04

改修前

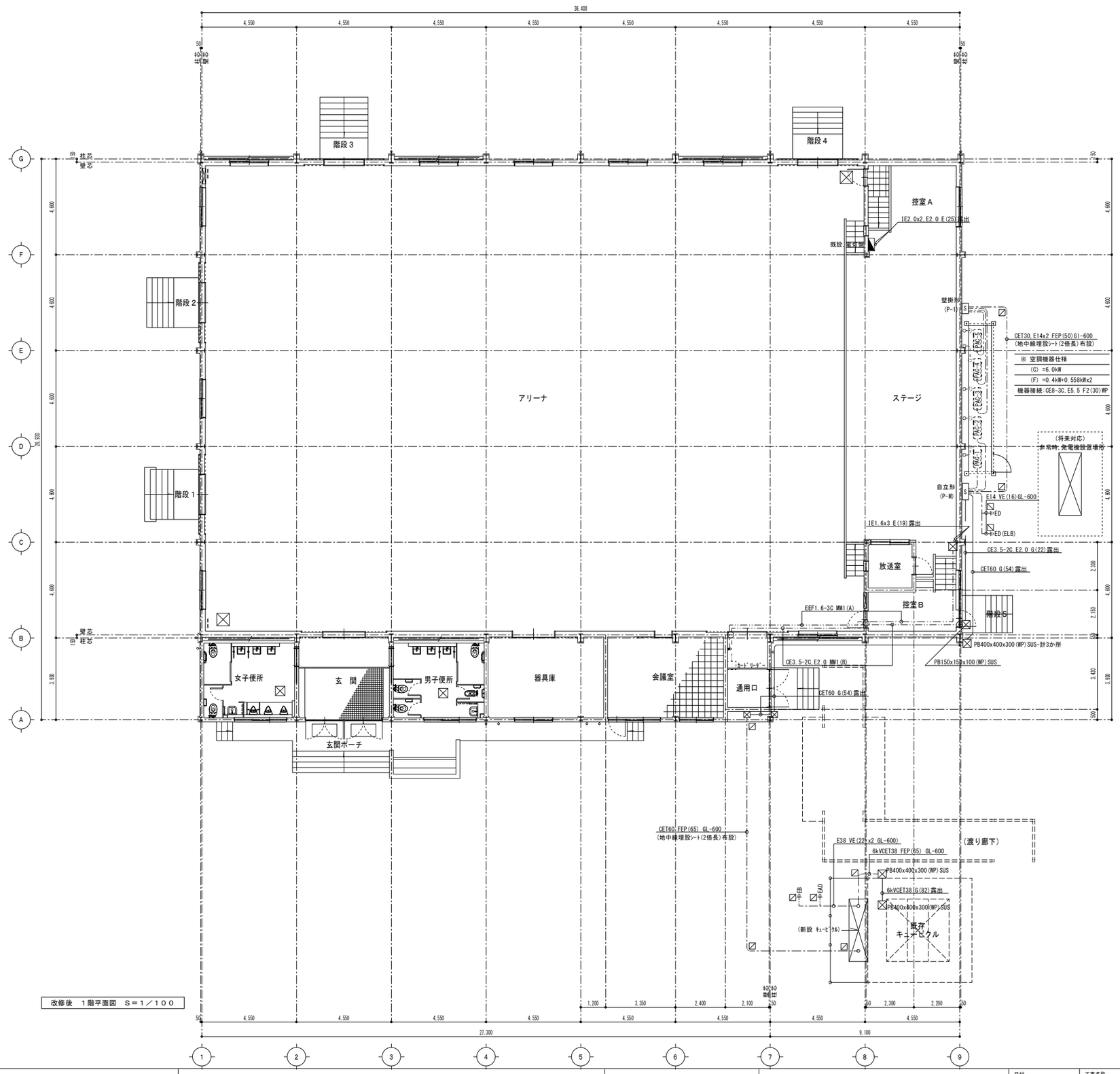

改修後　１階平面図　Ｓ＝１／１００

(備考)

1.特記なき配管配線は,下記による。

IE1.6x3 E(19)露出

2.0 IE2.0x2,E2.0 E(25)露出

壁貫通補修 機械ﾊﾟﾃｨｼｮﾝ Φ50

PB150x150x100 塗装共

2.配線器具凡例

埋込ｽｲｯﾁ 1P15Ax1+PLx1

E 埋込ｺﾝｾﾝﾄ 2P15Ax1,E付

壁換気扇（機械設備工事）

3.新設照明器具は、姿図を参照のこと。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17 縮尺 A1：1/100 A3：1/200	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No. 緑E-05
		図面名称 改修後１階平面図空調機電源設備	

改修前

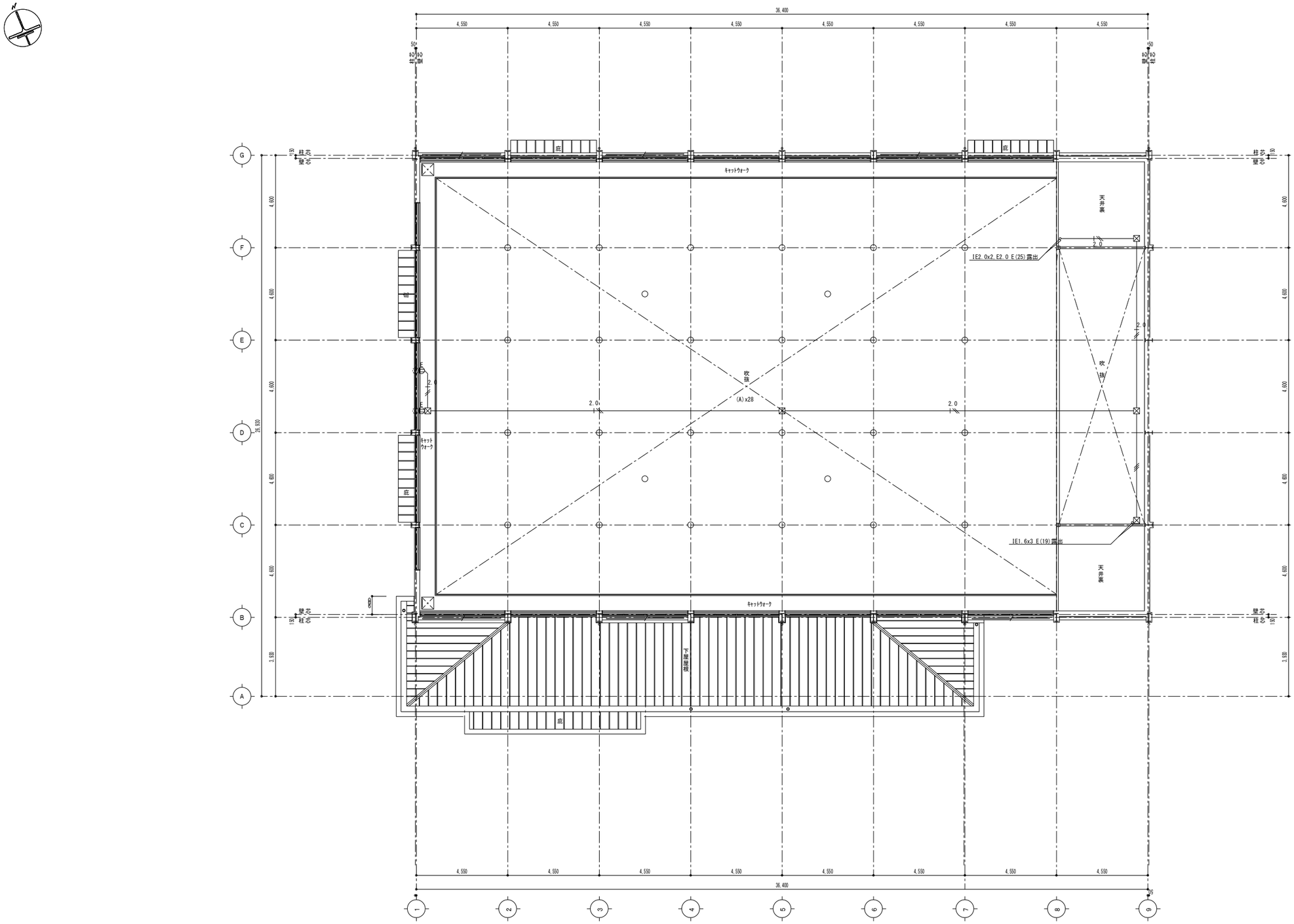

(新設) 照明器具姿図	
A	(LED) 22,000lm 114.0W

LSR2W-200

改修後　キャットウォーク平面図・下屋伏せ図　S＝1／100

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 改修後　キャットウォーク平面図・下屋伏図電灯設備	緑E-06

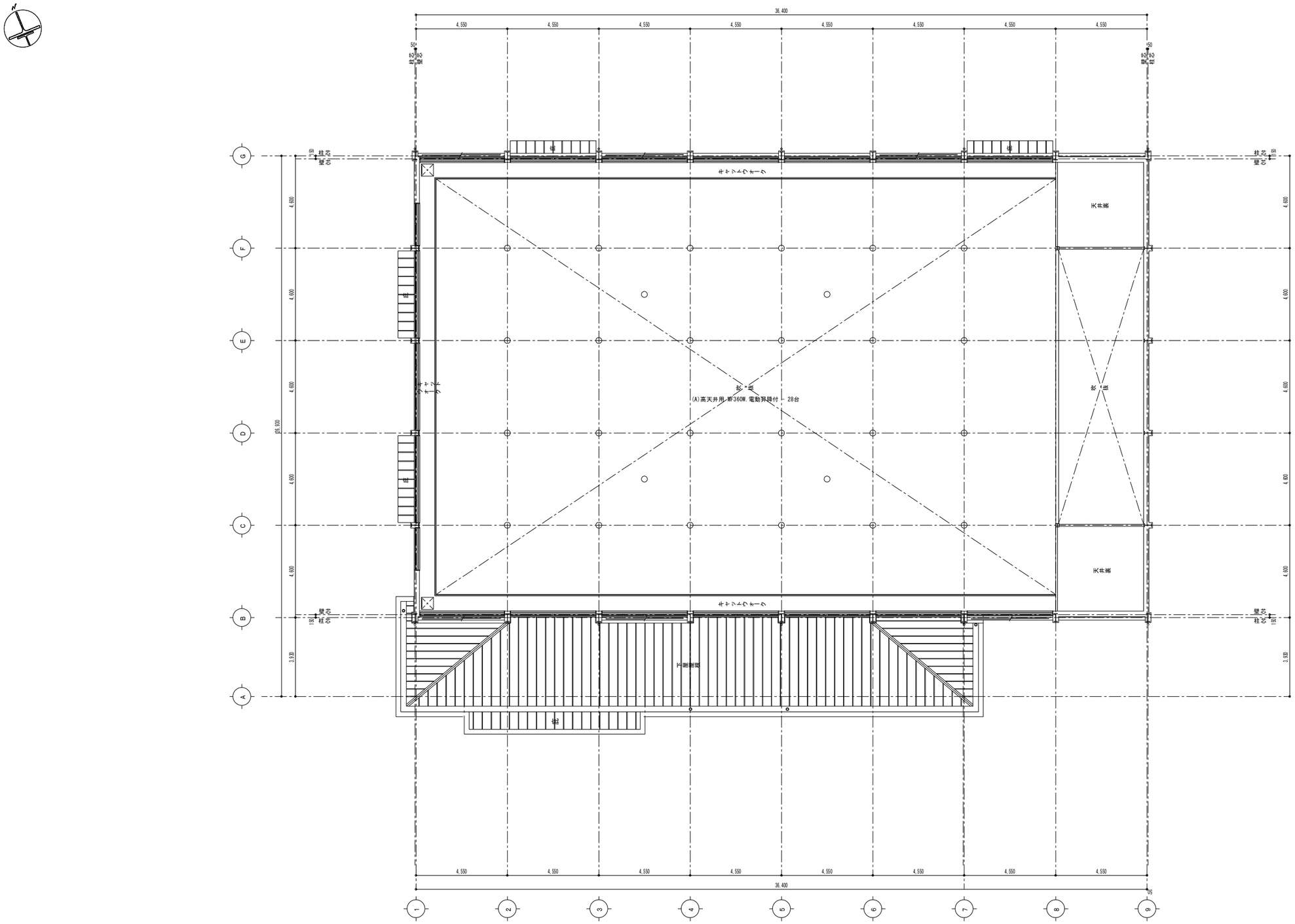

改修前 キャットウォーク平面図・下屋伏せ図 S=1/100

	春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.	
		縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 改修前　キャットウォーク平面図・下屋伏図電灯設備	緑E-07	

工事建物：春日部市立緑小学校（体育館）
工事場所：春日部市緑町五丁目４番１号

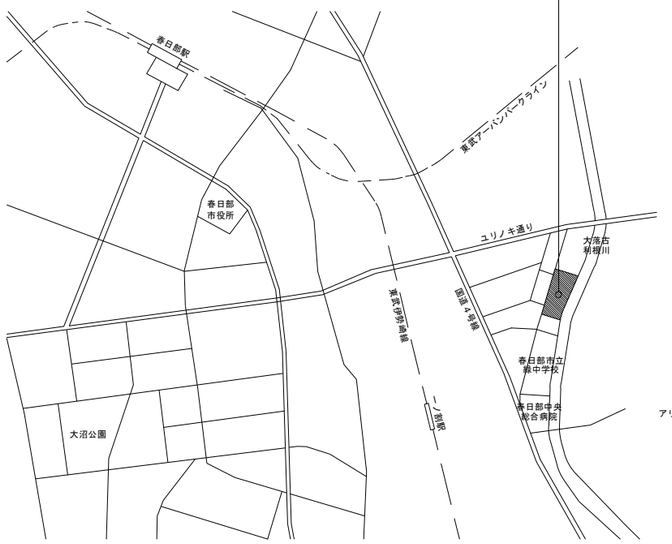

案内図　NO.SCALE

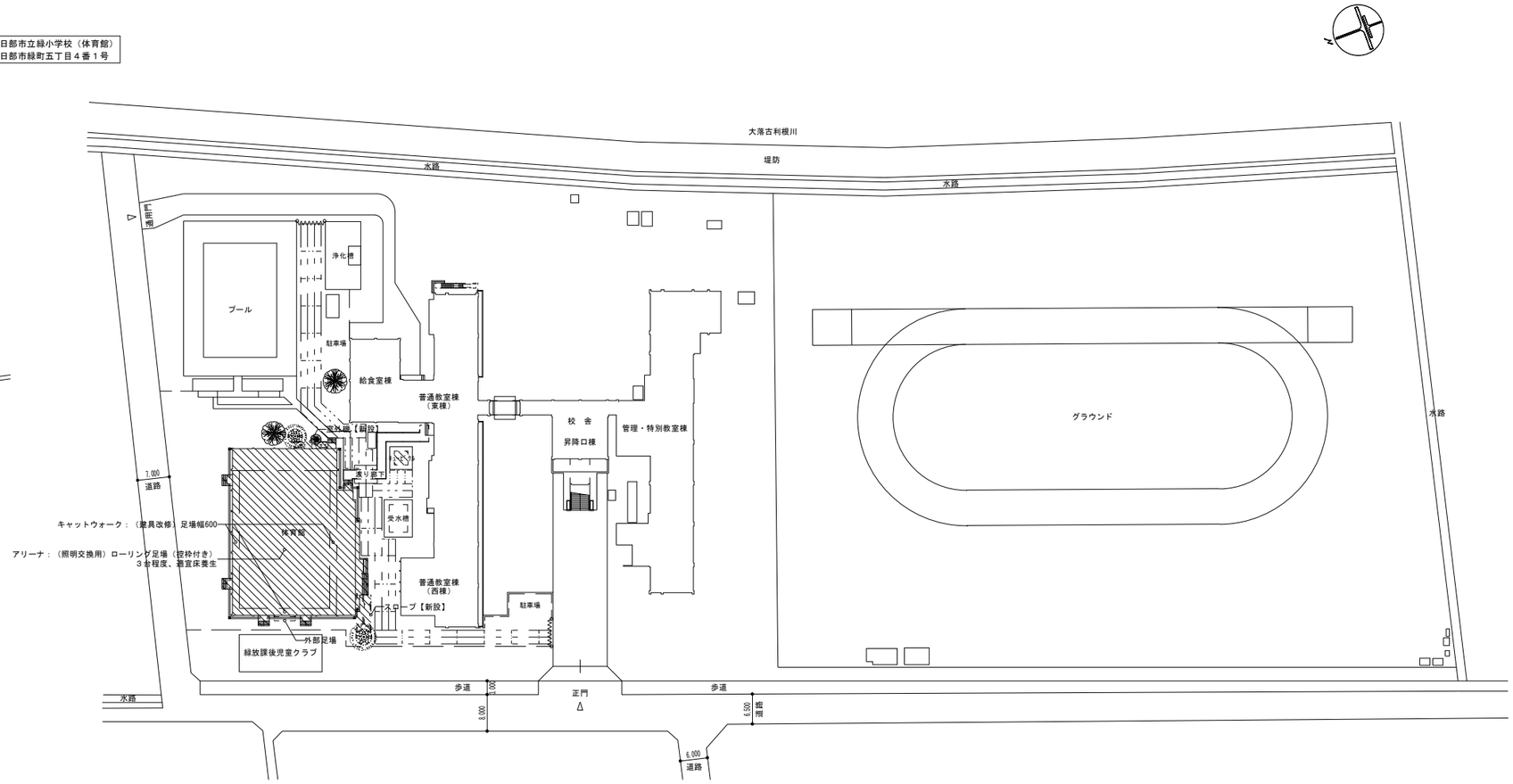

配置図兼仮設計画図　Ｓ＝１／６００

仮設計画凡例：（参考：交通誘導員40日、仮設存置期間4ヶ月）

は、キャスターゲート（Ｈ２．０ｍ）を示す。

は、仮囲いガードフェンス（Ｈ１．８ｍ）を示す。

は、くさび緊結式足場　手摺先行型　幅900を示す。

は、鉄板敷き（ｔ２２）を示す。

特記事項：・工事開始前に、学校・監督員と協議を行い施設の運営や行事に関しては協力すること。
・正門・その他各所に工事案内板を設置し、出入口案内及び立入禁止区域・安全対策等について適宜掲示を行うこと。内容については、事前に学校の了承を得ること。
・工事車両は、事前に台数・出入位置について学校と打合せを行い安全確認をすること。
・工事期間中の機械警備は、工事期間においても機械警備を行なわれる様にする。工事範囲は、セキュリティー区域とし請負者の責任により管理を徹底すること。
・工事期間中も、工事範囲外の校舎・プール・給食室・グラウンドを生徒・職員が使用するので、安全に充分注意し管理を徹底すること。
・仮設材設置の為アスファルト面に開けた孔はアスファルトにて適宜充填復旧すること。
・工事範囲において、地盤面・舗装面が荒れた場合は、整地・土砂補充・舗装面の復旧を適宜行うこと。前記のアスファルト孔埋めと同様に、復旧後監督員の検査を受けること。

凡例：　は、工事箇所を示す。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/600 A3：1/1.200	図面名称 案内図、配置図兼仮設計画図	緑M-03

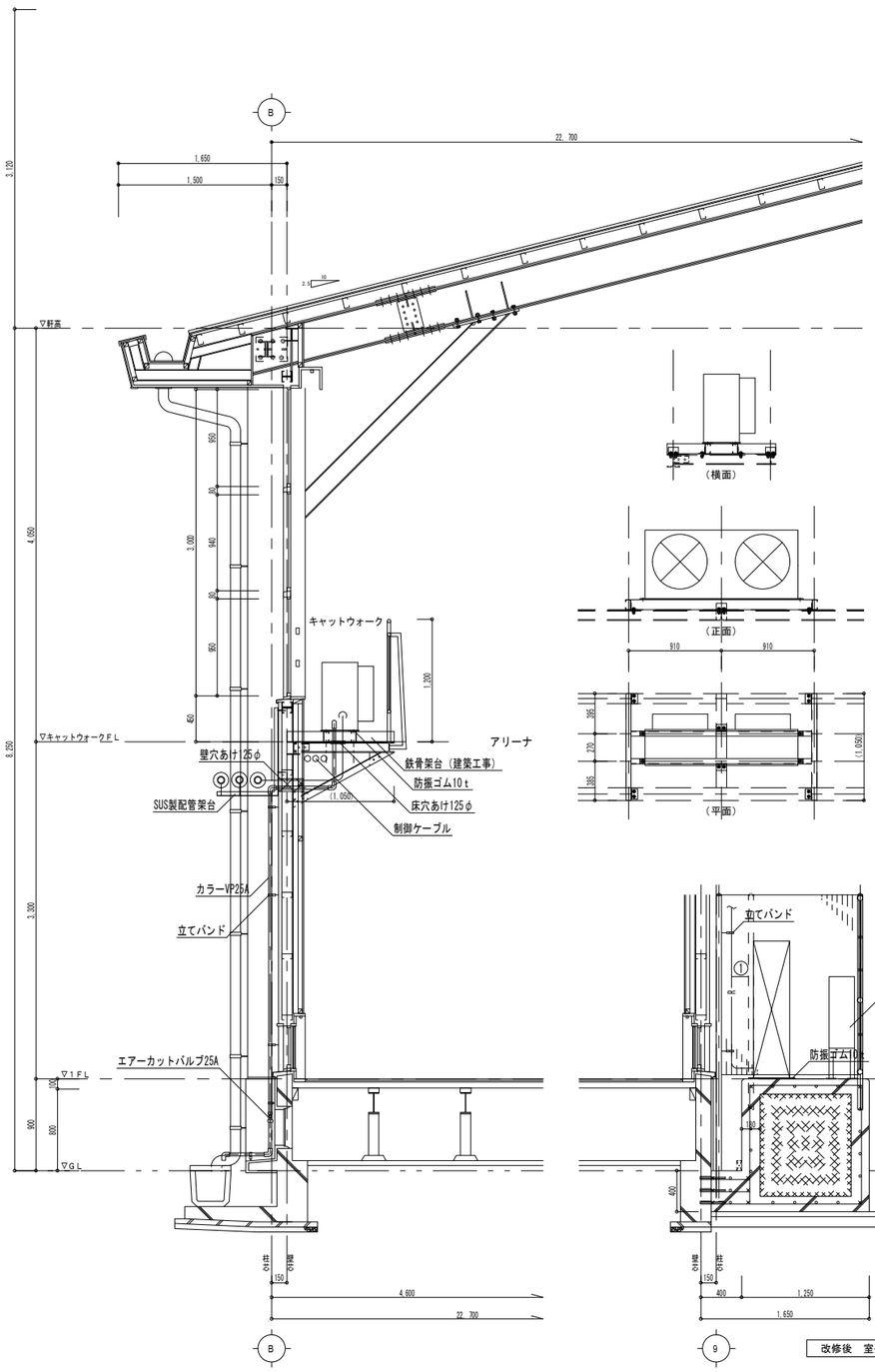

改修後　矩計図　S＝1／30

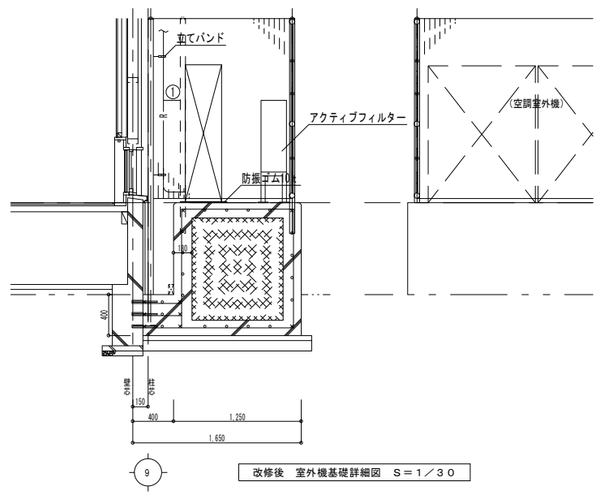

改修後　室外機基礎詳細図　S＝1／30

凡例：　は、【撤去】範囲を示す。

体育館　新設空調機器表

空冷ヒートポンプパッケージエアコン

記　号	機　器　名	仕　様	冷媒種別	APF	風量 m3/min	質量 Kg	電気仕様 φ	電気仕様 V	電気仕様 圧縮機 Kw	電気仕様 送風機 Kw	電気仕様 電力消費量 (冷房/暖房)	台数	設置場所	備　考（参考品番）
PAC-1	エリア空調機	室外機：冷暖房切換運転　KBHP-ZP280-K（SG）	R32	4.2	－	117	3	200	6.0	0.40	8.24/7.29	5	屋　外	基礎・ネットフェンス
PAC-2		仕　様：冷房能力25.0Kw　暖房能力28.0Kw　冷媒管　12.7φ（液管）×25.4φ（ガス管）　質量117ｋｇ												別途建築工事
PAC-3		付属品：アクティブフィルター（床取り付け架台210H）　防振ゴム												
PAC-4		室内機：床置タイプ　ZI-028-2			80.0	78	1	200	－	0.558×2	－	5	アリーナ	鉄骨架台
PAC-5		仕　様：冷房能力25.0Kw　暖房能力28.0Kw　冷媒管　12.7φ（液管）×25.4φ（ガス管）　ドレン管25A												別途建築工事
		付属品：リモコン×1　エアーフィルター　取り付け金具												
EF-1	有圧換気扇	低騒音形　電動式シャッター付					1	100		150W		2	アリーナ	ガラリは
		仕　様：350φ×3000m3/h												別途建築工事
		付属品：バックガード　ガラリ用チャンバーボックス（展開図参照）												
	カードタイマー	カードタイマー										1	アリーナ	カードタイマー電源は
		空調操作盤（カードタイマー・個別リモコン×5）												別途電気工事
		リレー盤+遠方操作アダプター配線												
		カードタイマー用カード　管理用カード×2枚+プリペイドカード×3000枚												

特記事項

1. 機器の能力・容量は表示された数値以上とする。
2. 個別リモコンの設定は、運転/停止・運転モード切換え・温度設定とする。
3. 室内機取付用鉄骨架台及び防球カバーは、取り付け共建築工事とする。
4. 室外機のコンクリート基礎は別途建築工事とする。
5. 空調機への１次側電源供給は別途電気工事とする。

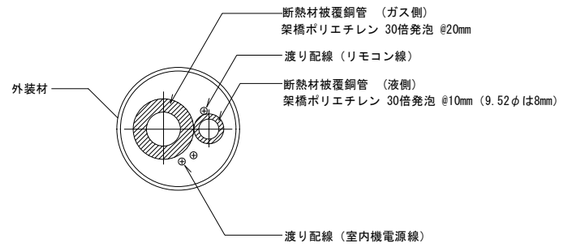

冷媒管保温外装
屋内外参考図

外装材	
	一般露出：ファインカバー
	屋外露出：ステンレス鋼板

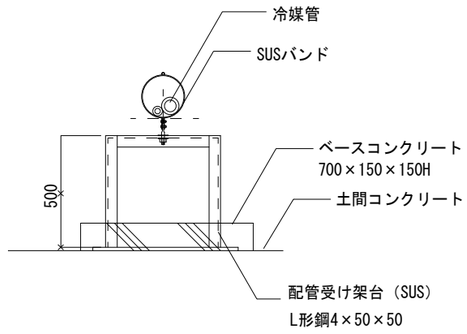

型鋼配管支持
床取り付け架台参考図

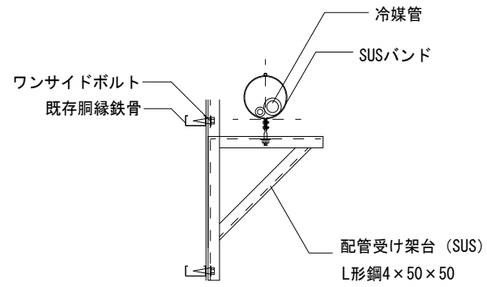

型鋼配管支持
壁取り付け架台参考図

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/30 A3：1/60	図面名称 空調設備　機器表　矩計図　共通図	緑M-04

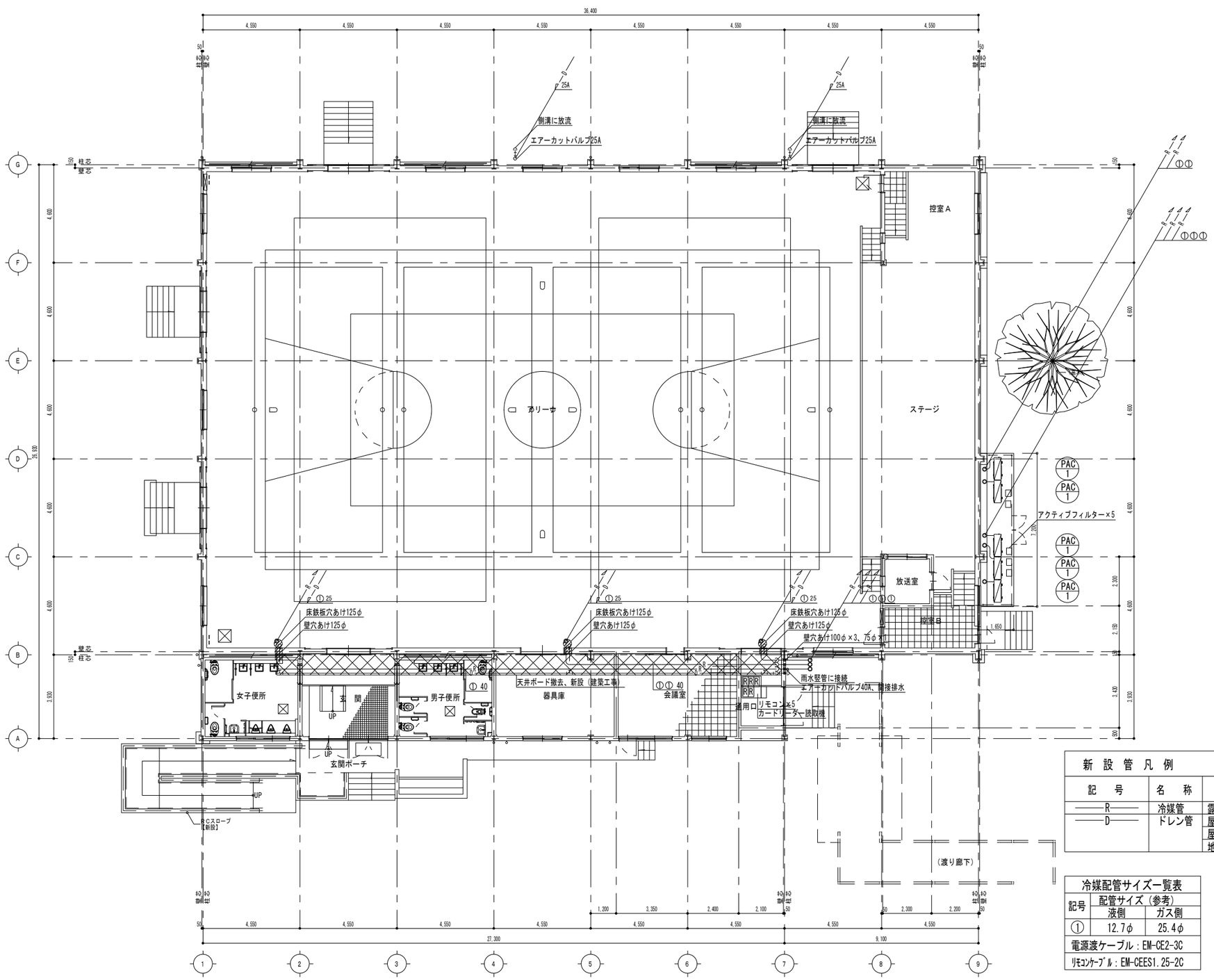

改修後　１階平面図　Ｓ＝１／１００

新　設　管　凡　例			
記　号	名　称	施工区分	仕　　様
——R——	冷媒管	露出・架空	断熱材付冷媒用銅管
——D——	ドレン管	屋内露出	保温機能付空調用ドレン管（VP）
		屋外架空	硬質ポリ塩化ビニル管（カラーVP）
		地中埋設	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）

冷媒配管サイズ一覧表		
記号	配管サイズ（参考）	
	液側	ガス側
①	12.7φ	25.4φ
電源渡ケーブル：EM-CE2-3C		
ﾘﾓｺﾝｹｰﾌﾞﾙ：EM-CEES1.25-2C		

特記事項

1）冷媒管は屋内：ガルバリウム鋼板、屋外：ステンレス製カバーとする。
2）室内機取り付け用架台は建築工事とする。
3）室外機コンクリート基礎及びフェンスは建築工事とする。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 空調設備　１階平面図	緑M-05

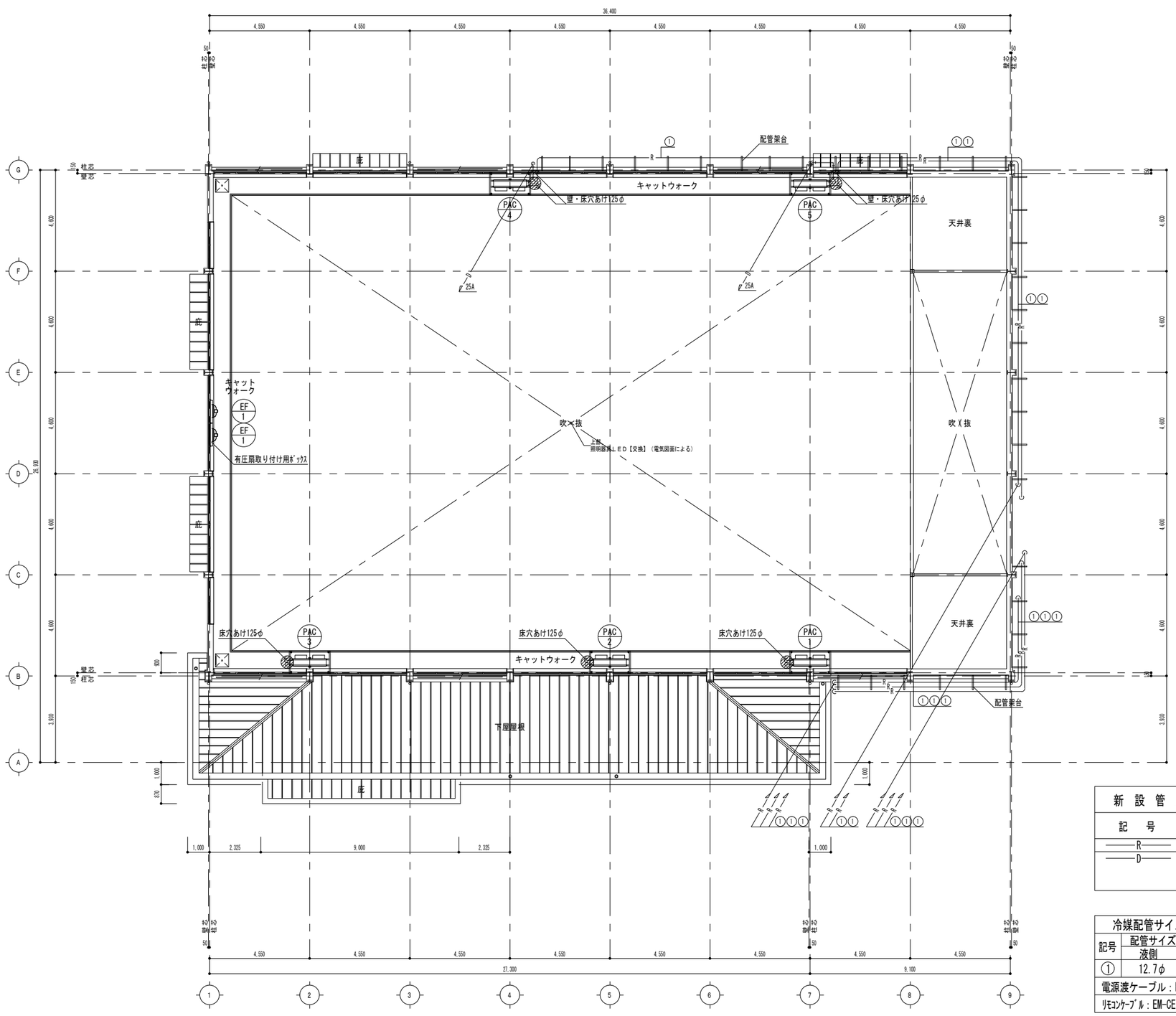

改修後　キャットウォーク平面図・下屋伏図　S＝1／100

＊空調室内機×５台【新設】

新　設　管　凡　例			
記　号	名　称	施工区分	仕　様
——R——	冷媒管	露出・架空	断熱材付冷媒用銅管
——D——	ドレン管	屋内露出	保温機能付空調用ドレン管（VP）
		屋外架空	硬質ポリ塩化ビニル管（カラーVP）
		地中埋設	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）

冷媒配管サイズ一覧表		
記号	配管サイズ（参考）	
	液側	ガス側
①	12.7φ	25.4φ
電源渡ケーブル：EM-CE2-3C		
ﾘﾓｺﾝｹｰﾌﾞﾙ：EM-CEES1.25-2C		

特記事項

1）冷媒管は屋内：ガルバリウム鋼板、屋外：ステンレス製カバーとする。

2）室内機取り付け用架台は建築工事とする。

3）有圧扇EF-1は既存ガラリにチャンバーボック取り付け設置する。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 空調設備　2階平面図	緑M-06

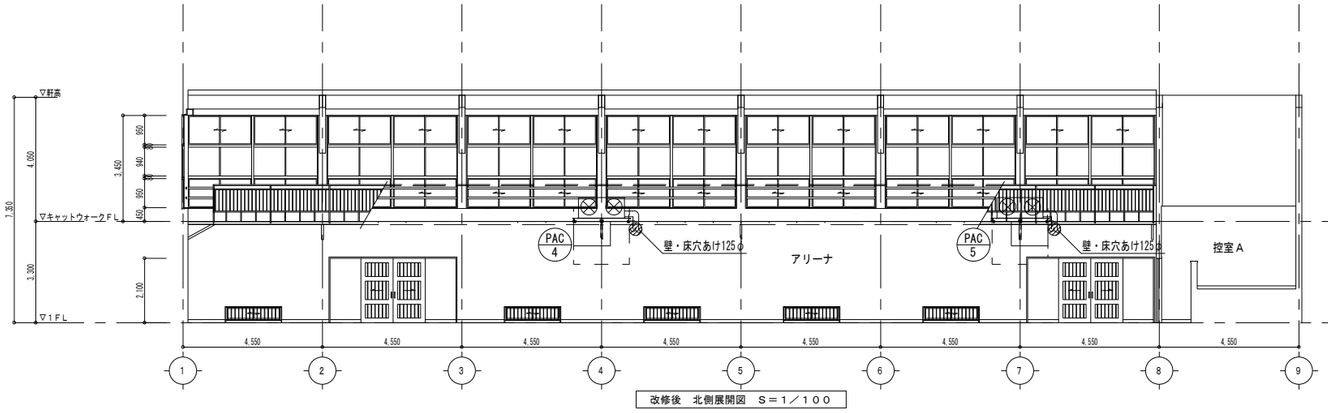

改修後　北側展開図　S＝1／100

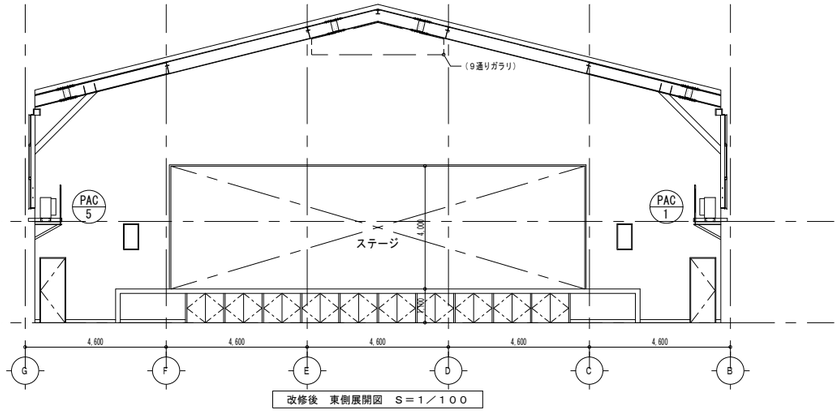

改修後　東側展開図　S＝1／100

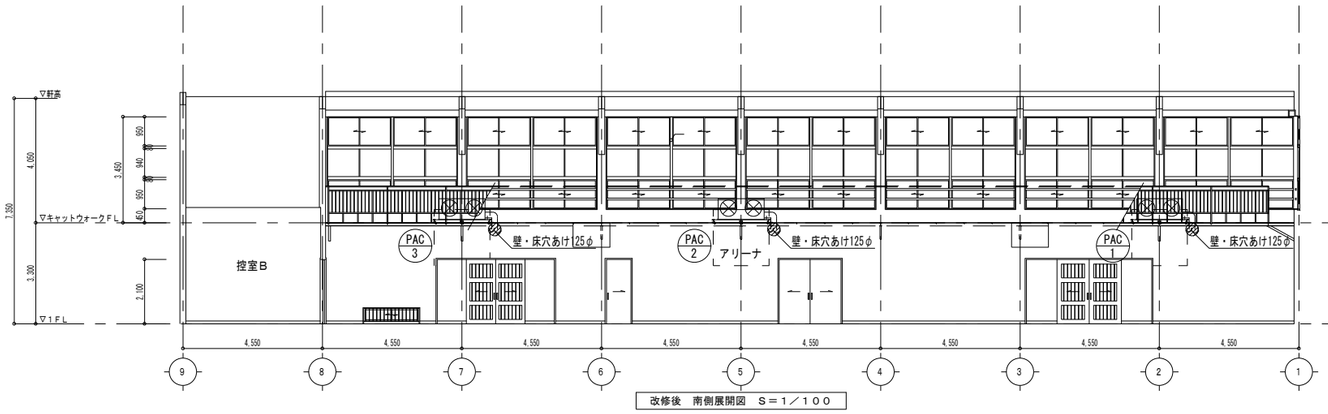

改修後　南側展開図　S＝1／100

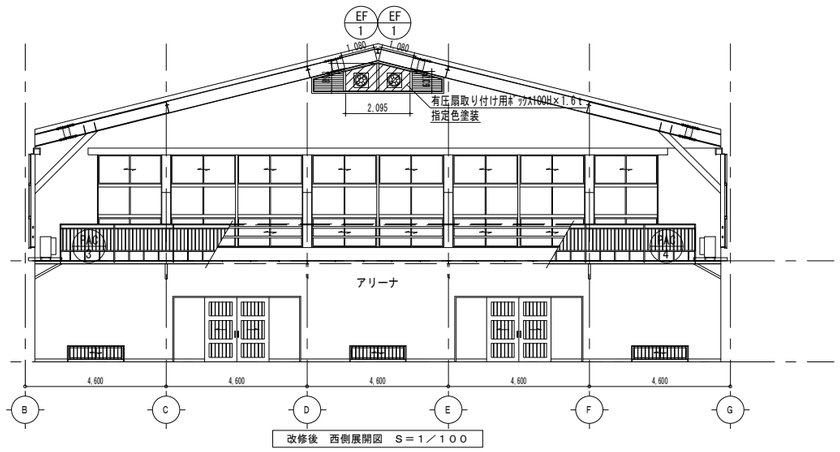

改修後　西側展開図　S＝1／100

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 空調設備　展開図	緑M-07

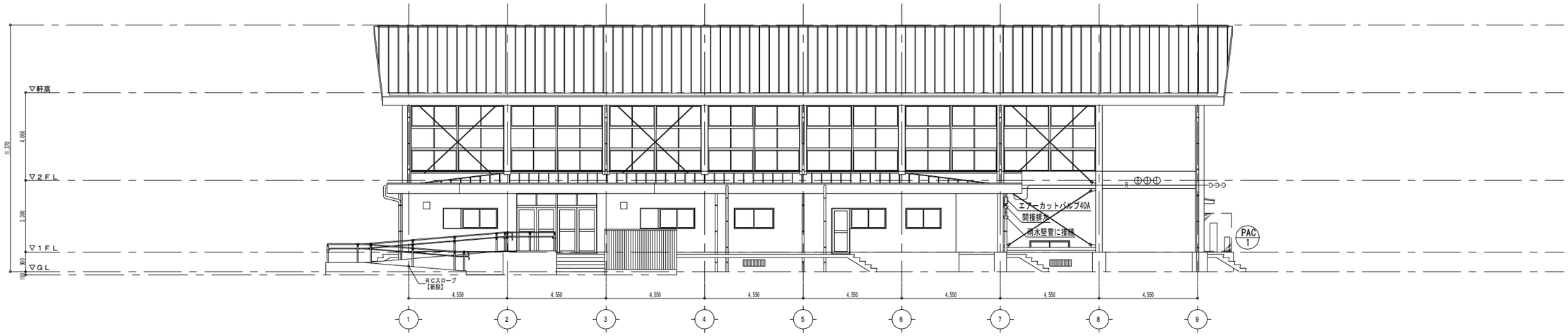

改修後　南側立面図　Ｓ＝１／１００

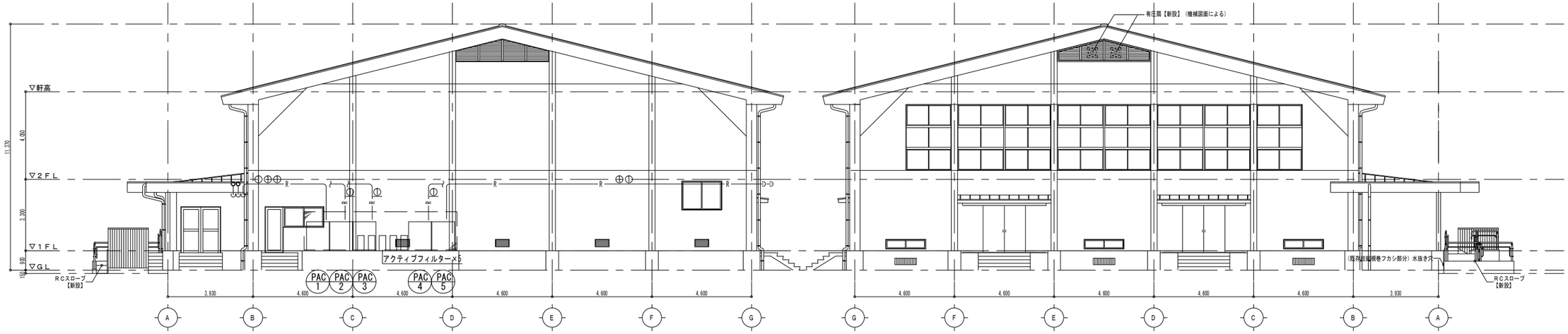

改修後　東側立面図　Ｓ＝１／１００

改修後　西側立面図　Ｓ＝１／１００

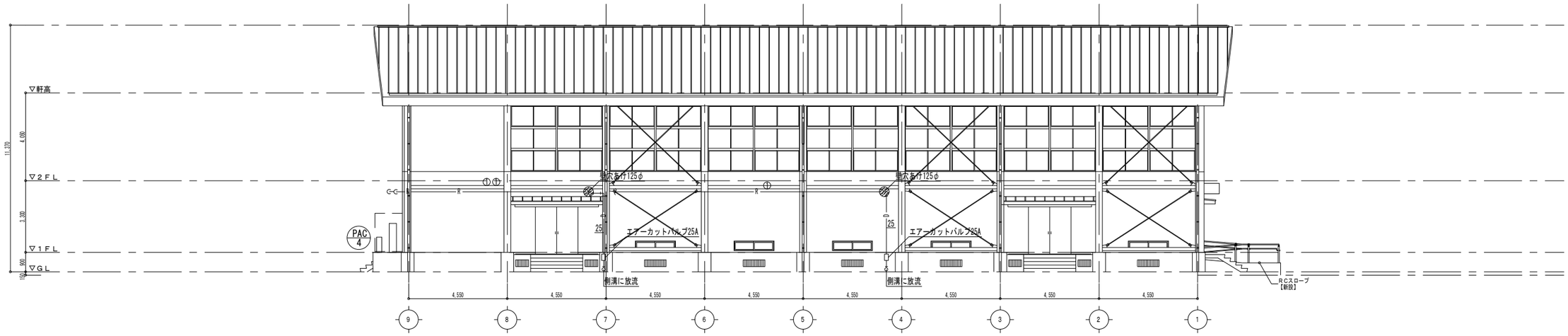

改修後　北側立面図　Ｓ＝１／１００

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17 縮尺 A1：1/100 A3：1/200	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No. 緑M-08
		図面名称 空調設備　立面図	

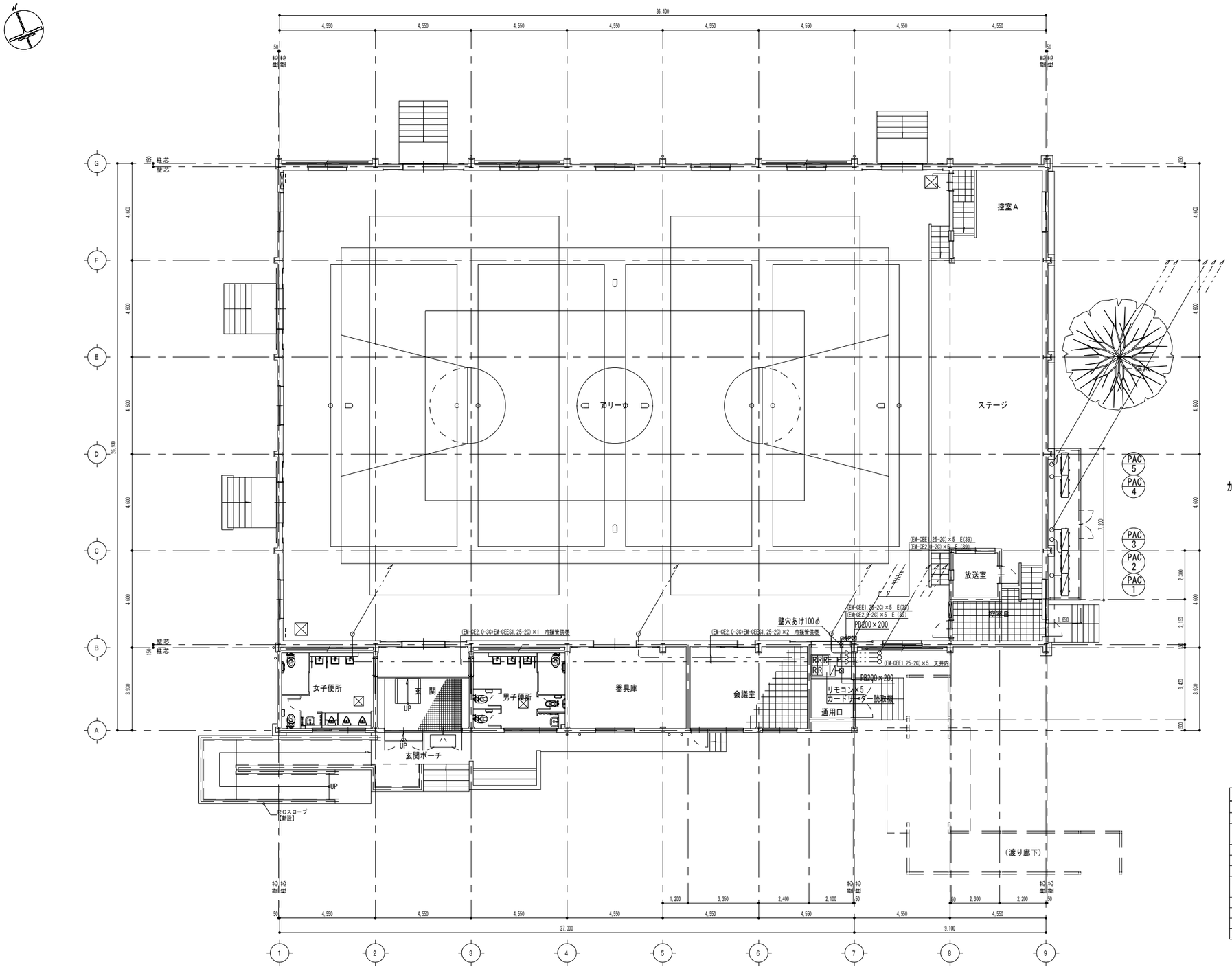

改修後　１階平面図　Ｓ＝１／１００

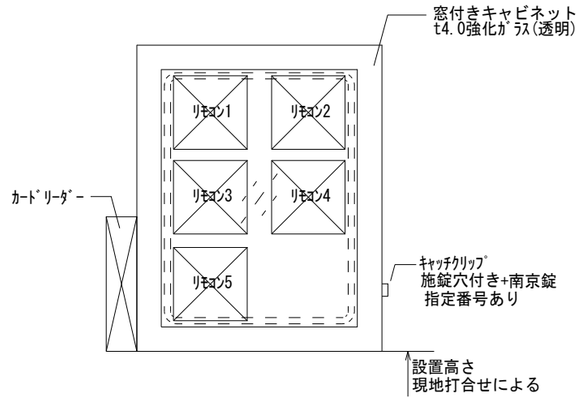

リモコン設置詳細図　S=1：10

制御凡例

記号	名称	仕様	施工
R	個別リモコン	各系統ごとに空調機操作盤に設置	
— - - —	二次側電源ケーブル	室外機～室内機　EM-CE2.0-3C	冷媒管共巻
	内外接続ケーブル	室外機～室内機　EM-CEES1.25-2C	
—\—	リモコンケーブル	室内機～リモコン　EM-CEE1.25-2C	管内
- — - —	個別リモコンケーブル	室内機～リモコン　EM-CEE1.25-2C	天井内コロガシ
—— ——	個別リモコンケーブル	室内機～リモコン　EM-CEES1.25-2C	金属線び（B型）
—//—	カードリーダーケーブル	室内機～リレー盤　EM-CE2.0-2C	管内
		カードリーダー～リレー盤　EM-CE2.0-2C	天井内コロガシ
◪	カードリーダー	壁掛け形	
R	空調機操作盤	壁掛け形	
◪	リレー盤	壁掛け形	
—⊠—	プールボックス	屋内：鋼板製　（塗装）　屋外：SUS（WP）	

※特記事項
1. 室外機との渡りリモコンケーブル・二次側電源ケーブルは冷媒管供巻とする。
2. 室内機とカードリーダー渡りｹｰﾌﾞﾙは機械工事とする。
3. 室内機とリレー番の渡りｹｰﾌﾞﾙはシステム工事とする。
4. カードリーダーへの電源供給は電気工事とする。
5. カードリーダー及び空調機操作盤の取り付け位置は、施工時に協議の上決定する。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No. 緑M-09
	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 制御設備　１階平面図	

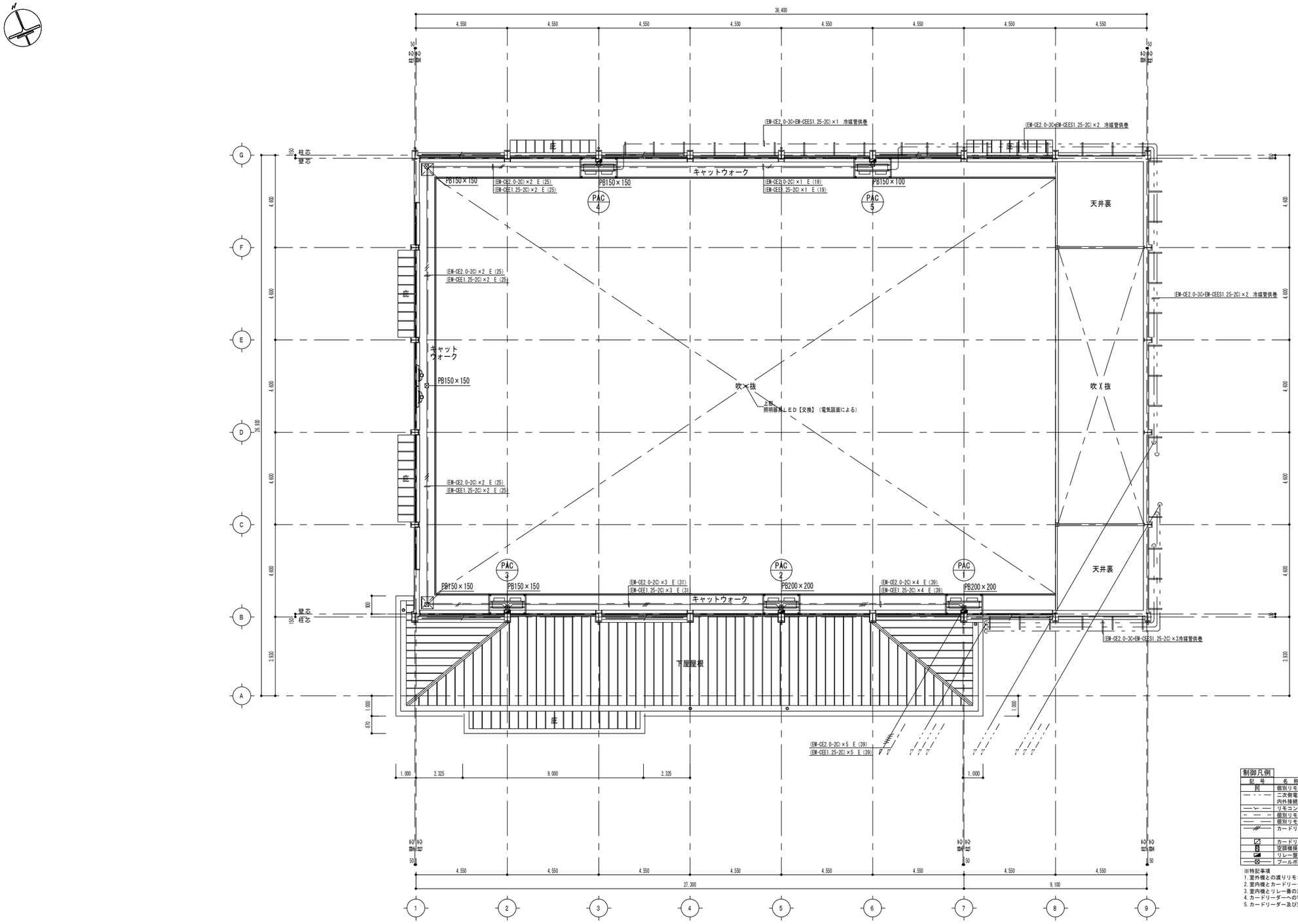

改修後　キャットウォーク平面図・下屋伏図　S＝1／100　＊空調室内機×５台【新設】

制御凡例

記号	名称	仕様	施工
同	個別リモコン	各系統ごとに空調機操作盤に設置	
	二次側電源ケーブル	室内機～室内機　EM-CE2.0-3C	冷媒管共巻
	内外接続ケーブル	室内機～室内機　EM-CEES1.25-2C	
	リモコンケーブル	室内機～リモコン　EM-CEE1.25-2C	管内
	個別リモコンケーブル	室内機～リモコン　EM-CEE1.25-2C	天井内コロガシ
	個別リモコンケーブル	室内機～リモコン　EM-CEES1.25-2C	金属線ぴ（B型）
	カードリーダーケーブル	室内機～リレー盤　EM-CE2.0-2C カードリーダー～リレー盤　EM-CE2.0-2C	システム工事 管内
	カードリーダー	壁掛け形	
自	空調機操作盤	壁掛け形	
	リレー盤	壁掛け形	
	プールボックス	屋内：鋼板製　（塗装）　屋外：SUS（WP）	

※特記事項
1.室外機との渡りリモコンケーブル・二次側電源ケーブルは冷媒管供巻とする。
2.室内機とカードリーダー渡りﾘｰﾄﾞは機械工事とする。
3.室内機とリレー盤の渡りﾘｰﾄﾞはシステム工事とする。
4.カードリーダーへの電源供給は電気工事とする。
5.カードリーダー及び空調機操作盤の取り付け位置は、施工時に協議の上決定する。

春日部市 学校教育部 教育施設課	日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	図面名称 制御設備　2階平面図	緑M-10

改修前

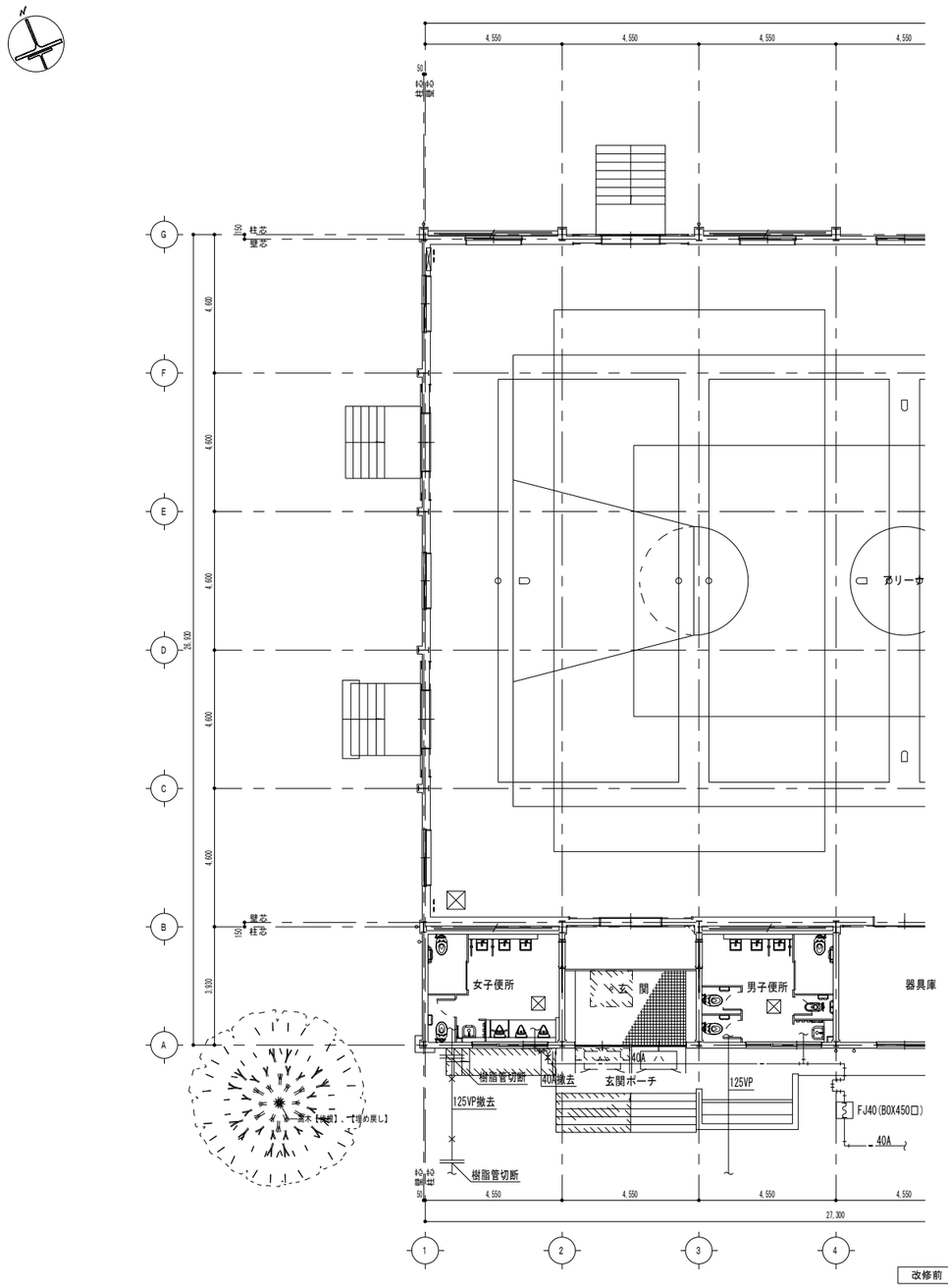

改修前　１階平面図　Ｓ＝１／１００

撤　去　管　凡　例			
記　号	名　称	施工区分	仕　　様
————	給水管	屋外架空	給水用塩ビライニング鋼管（VB）
————	排水管	地中埋設	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）

特記事項

1）建築工事の既存コンクリート解体に伴い図示の給排水管を撤去する。

改修後

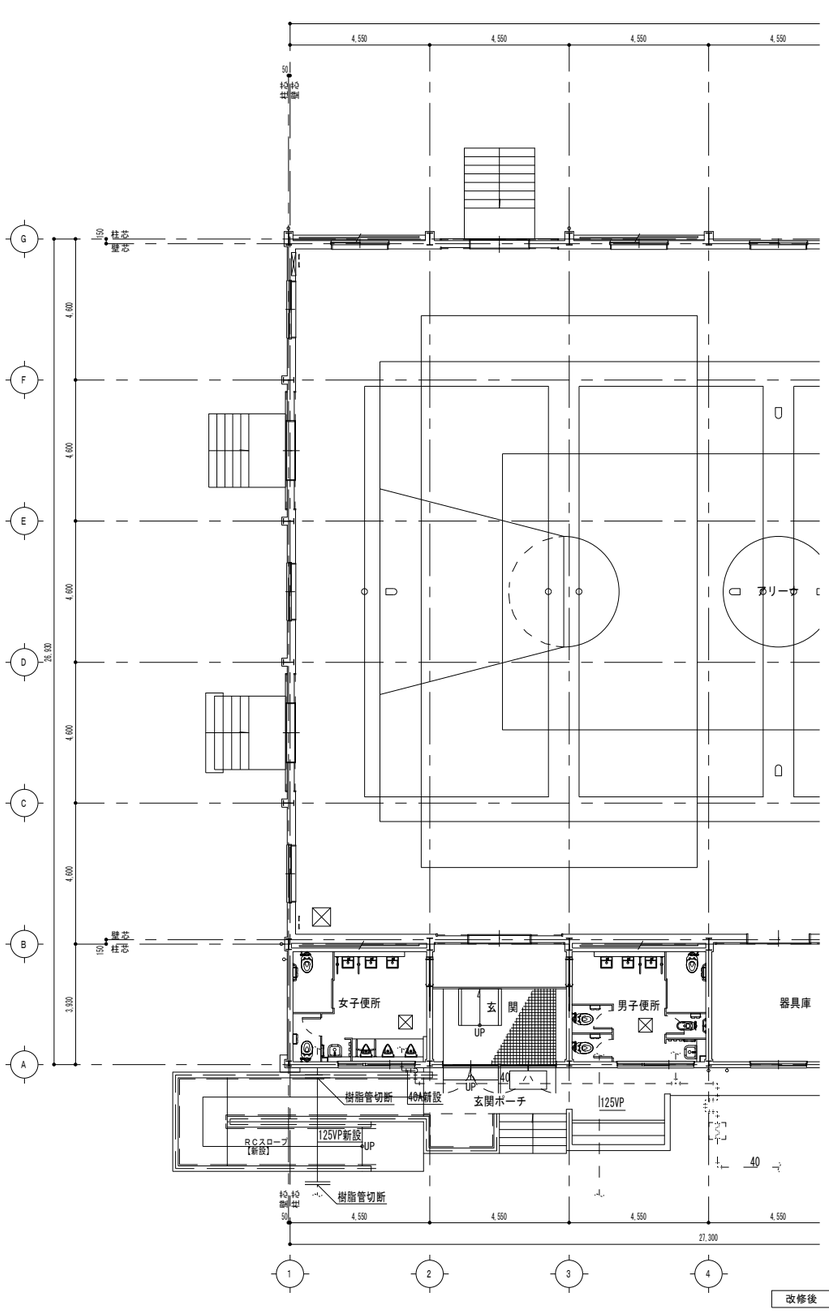

改修後　１階平面図　Ｓ＝１／１００

新　設　管　凡　例			
記　号	名　称	施工区分	仕　　様
————	給水管	コンクリート内	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）
————	排水管	地中埋設	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）

特記事項

1）図示部分の給排水管を新設する、他は既存のままとする。

春日部市
学校教育部
教育施設課

日付 2025.1.17	工事名称 豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事（緑小学校）	図面No.
縮尺 A1：1/100, 50 A3：1/200, 100	図面名称 改修前・後　衛生設備　１階平面図	緑M-11